

赤磐市

一般廃棄物処理基本計画



令和3年3月
(令和7年4月改定)

赤磐市

<目 次>

第1編	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2編	ごみ処理基本計画・・・・・・・・・・	15
第3編	生活排水処理基本計画・・・・・・・・	81

第 1 編 計画の概要

第 1 章 計画策定の趣旨・目的と位置づけ	1
第 2 章 計画目標年次.....	2
第 3 章 計画の進行管理	3
第 4 章 地域の概要	4

第1章 計画策定の趣旨・目的と位置づけ

1-1 計画策定の趣旨

「赤磐市一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、赤磐市（以下「本市」という。）が定める計画（以下この編において「本計画」という。）です。

本計画は、長期的かつ総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことを言い、廃棄物の体系は図1-1-1に示すとおりで、図中の網掛け部分が本計画の対象とする廃棄物です。

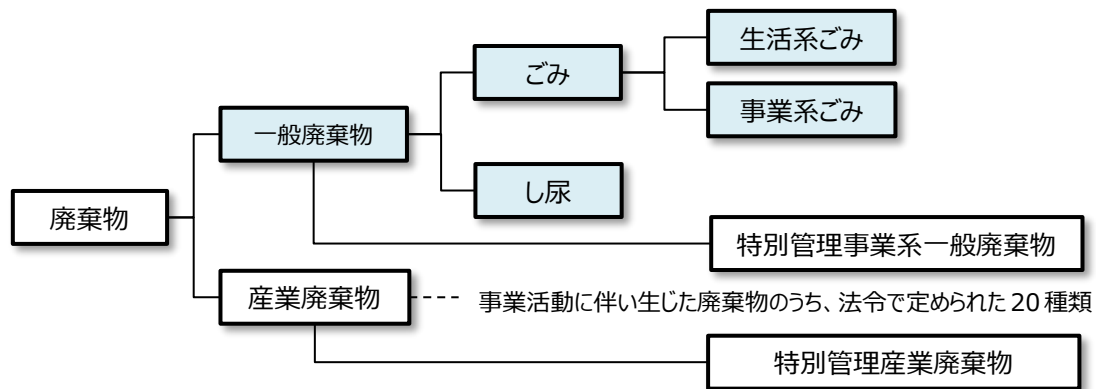


図 1-1-1 廃棄物の体系

1-2 基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的な視点に立ち廃棄物処理の基本的事項を定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。一般廃棄物処理計画の構成は図1-1-2に示すとおりです。

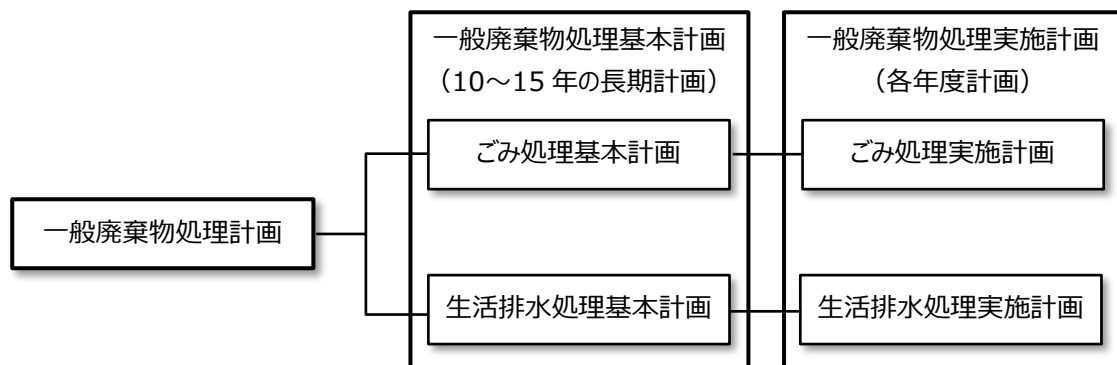


図 1-1-2 一般廃棄物処理計画の構成

第2章 計画目標年次

計画期間は、長期的な視点からの計画を考慮し、令和 3 年度から令和 17 年度の 15 年間とします。また、計画目標年次と中間的な目標を設定し、段階的な計画の目標達成を目指します。

計画目標年は 15 年後の令和 17 年度（2035 年）とし、中間的な目標として、短期目標年と中期目標年を設定し、それぞれ令和 7 年度（2025 年）及び令和 12 年度（2030 年）とします。

なお、ごみ処理基本計画策定指針にも示されているとおり、計画策定からおおむね 5 年ごとに目標達成状況を踏まえた計画の見直しを行うとともに、社会・経済情勢の変化があり、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとします。

◆短期目標年：令和 7 年度（2025 年度）

◆中期目標年：令和 12 年度（2030 年度）

◆計画目標年：令和 17 年度（2035 年度）

	H28	H29	H30	R 1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
前計画 H28年3月 策定	計画期間																			
本計画 R3年3月 改訂					計画 策定期間	計画期間														
	◎	→				○	→				○	→				◎				
	計画 初年度						短期 目標年								中期 目標年					計画 目標年

図 1-2-1 計画目標年次

第3章 計画の進行管理

本計画に示す各種施策を継続的かつ効果的に推進していくために、図 1-3-1 に示す Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の PDCA サイクルを基本とした進行管理を行います。

進行管理のプロセスでは、目標達成状況や各種取組施策の実施状況を把握し、必要に応じて目標設定や施策内容について見直していきます。

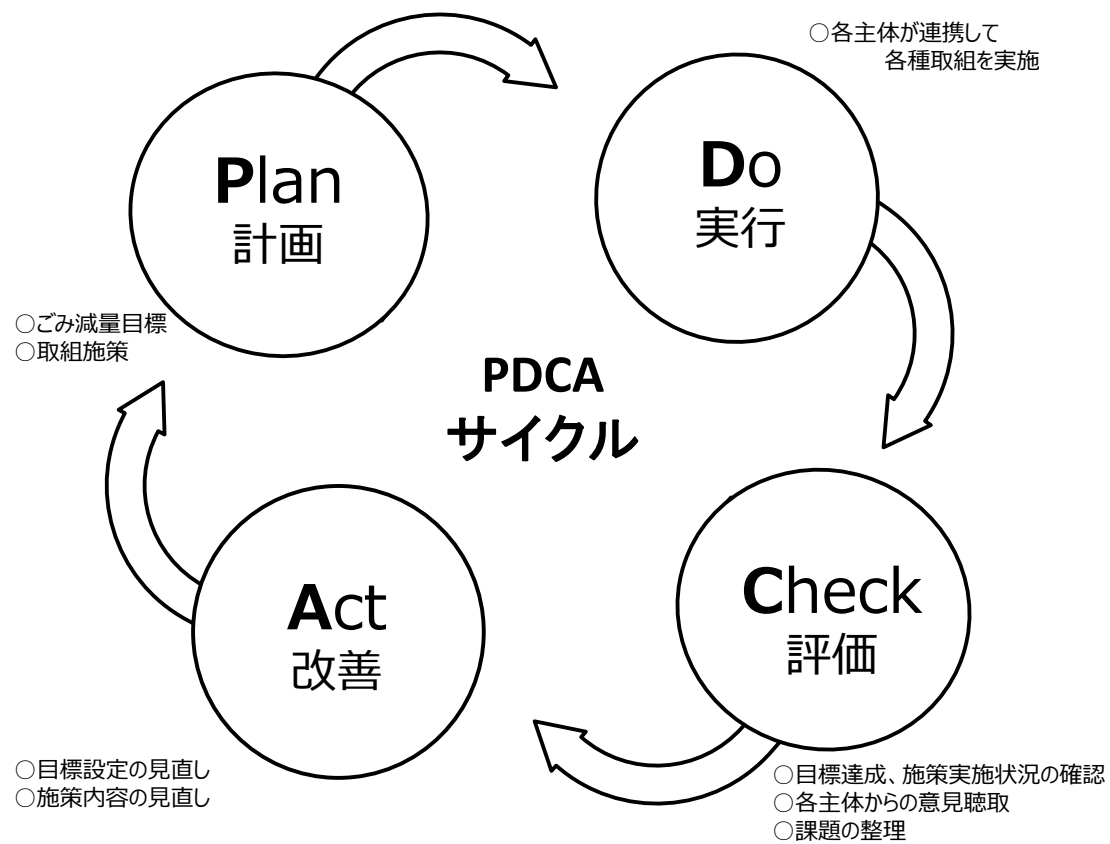


図 1-3-1 PDCA サイクルを基本とした進行管理

第4章 地域の概要

4-1 自然環境

(1) 地理的、地形的特性

本市は、岡山県の南東部に位置（図 1-4-1）し、総面積は209.36km²を有し、県全体面積の 2.9%を占めています。市内東部には吉井川が流れており、中央から南部の平野には市街地と田園地帯が広がる一方で、山陽地域では大型店の進出もあり、都市的な集積もみられます。北部から南部にかけては丘陵地となっており、緑の豊かな地域でもあります。



図 1-4-1 位置図

4-2 気候的特性

本市の気候の概要は、表 1-4-1 に示すとおりです。

本市は、北を中国山地、南を四国山地に挟まれた瀬戸内式気候で、年間を通じて温暖で、比較的晴天が多く、積雪も少ない自然条件に恵まれた地域です。

年間降水量は平均約 1,200mm です。

表 1-4-1 気候の概要

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
統計期間	1981～2010					1987～2010
統計年数	30					24
1月	35.7	2.6	8.8	-2.7	1.1	135.3
2月	49.5	3.3	9.7	-2.3	1.2	139.3
3月	92.0	6.6	13.2	0.3	1.3	173.9
4月	102.2	12.3	19.4	5.2	1.5	202.0
5月	138.1	17.1	23.9	10.6	1.5	201.9
6月	165.9	21.3	27.0	16.3	1.3	157.4
7月	179.1	25.2	30.3	21.1	1.2	173.4
8月	97.3	26.1	31.7	21.8	1.3	214.0
9月	144.9	22.1	28.0	17.4	1.1	160.8
10月	83.6	15.5	22.5	10.0	1.0	176.3
11月	55.1	9.7	16.8	3.9	1.0	151.6
12月	34.9	4.7	11.4	-0.8	1.1	149.8
年	1174.4	13.9	20.2	8.4	1.2	2,034.9

※資料：気象庁（観測地点：和気）

4-3 社会環境

(1) 人口動態

本市の人口推移は、表 1-4-2 及び図 1-4-2 に示すとおりであり、ほぼ横ばい状態となっています。

表 1-4-2 人口推移

項目	年度					
	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人口 (人)	44,714	44,590	44,498	44,279	44,238	44,057

※住民基本台帳人口（各年度3月末現在）

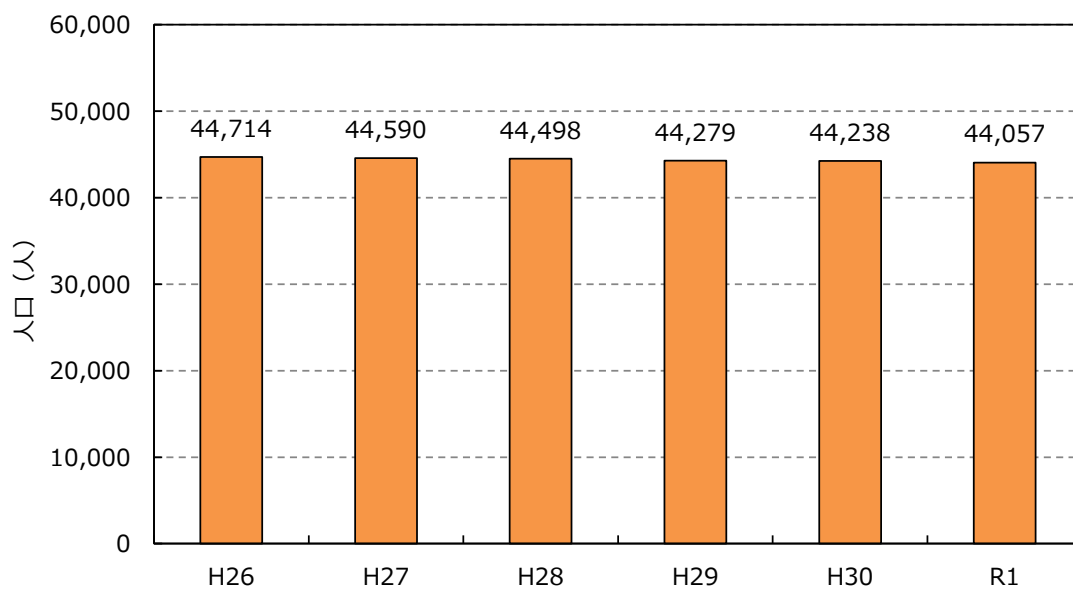


図 1-4-2 人口推移

（出典）赤磐市ホームページ

(2) 産業の動向

産業別就業人口の推移は、表 1-4-3 及び図 1-4-3 に示すとおりです。

就業分類の割合は、各就業人口より、第3次産業が最も多く約6割、次いで第2次産業が約3割、第1次産業が約1割となっています。

平成27年度における第3次産業の割合は全体の約6割と、平成22年度から変化は認められません。

表 1-4-3 産業別就業人口の推移

分類	年度					
	H17		H22		H27	
第1次産業	2,620人	(12.0%)	1,912人	(9.3%)	1,978人	(9.5%)
第2次産業	6,668人	(30.5%)	5,828人	(28.4%)	5,954人	(28.6%)
第3次産業	12,474人	(57.1%)	12,356人	(60.2%)	12,512人	(60.1%)
分類不能	98人	(0.4%)	424人	(2.1%)	382人	(1.8%)
合計	21,860人	(100%)	20,520人	(100%)	20,826人	(100%)

(出典) 国勢調査

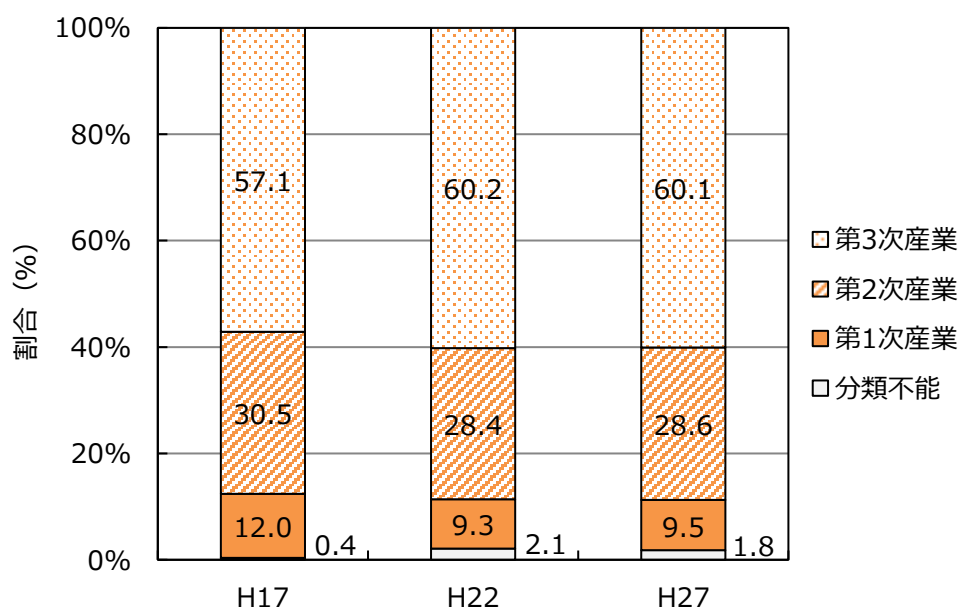


図 1-4-3 産業別就業人口の推移

(出典) 国勢調査

(3) 歴史・文化

本市の文化財遺跡等の位置は、図 1-4-4 に示すとおりです。

本市には、両宮山古墳、備前国分寺跡、熊山遺跡などの多彩な史跡や岩神神社、石上布都魂神社などの伝統ある寺社があります。

さらに、山陽郷土資料館、桜が丘いきいき交流センター、お笑い赤坂亭、赤坂適塾、くまやまふれあいセンター、永瀬清子展示室、竜天天文台公園、吉井竜天オートキャンプ場など文化・交流施設も多彩にあり、また、市民グループや生涯学習グループによる文化活動も盛んな地域です。

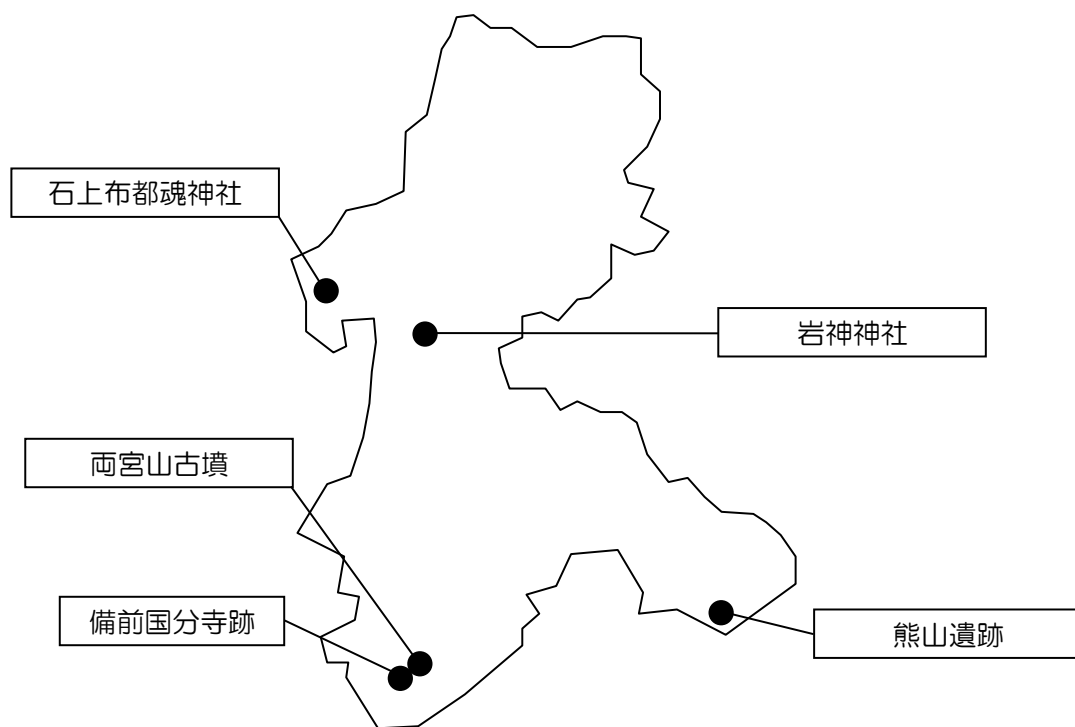


図 1-4-4 文化財遺跡等の位置

4-4 都市環境

(1) 土地利用状況

本市の民有地の土地利用状況は、表 1-4-4 及び図 1-4-5 に示すとおりです。

本市の土地利用の特徴は、山林面積が多く、全体の約 62% を占めています。田畑は約 26%、宅地は約 9% になっています。

表 1-4-4 土地利用状況（平成 31 年 1 月 1 日現在）

項目	単位	田	畑	宅地	山林	原野	合計
面積	ha	2,560	791	1,115	8,060	437	12,963
割合	%	19.7%	6.1%	8.6%	62.2%	3.4%	100%

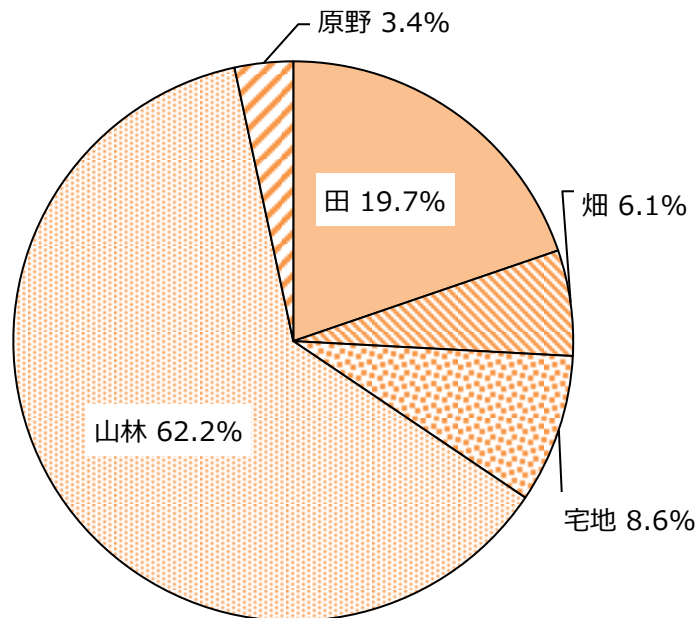


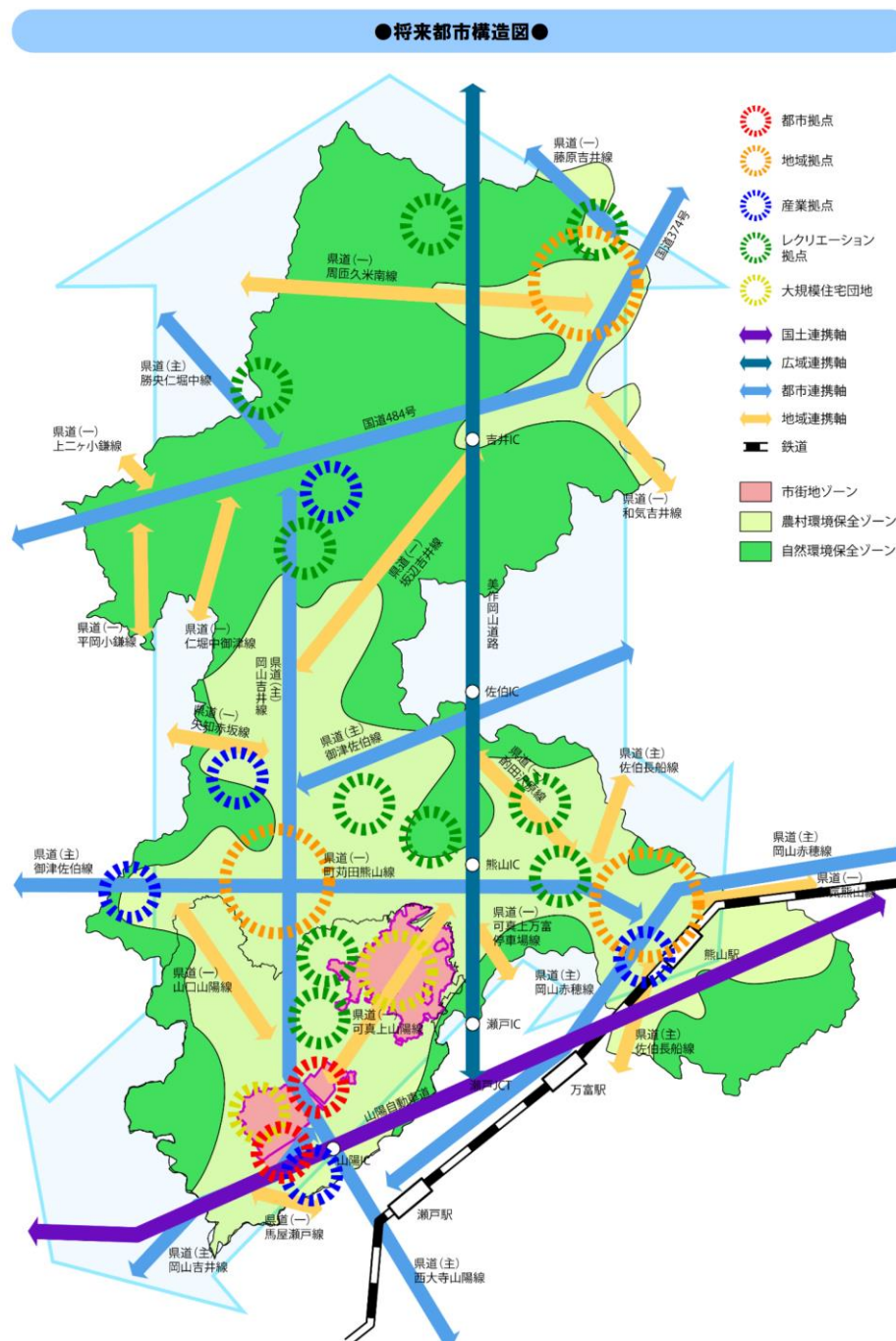
図 1-4-5 土地利用状況（平成 31 年 1 月 1 日現在）

（出典）平成 30 年 岡山県統計年報

※市町村保管の土地台帳及び土地補充課税台帳に登録された土地のうち、地方税法の規定により課税の対象となる土地に関する数字であるため、国及び地方公共団体の所有地又は公用地若しくは公共用地は含まれていません。

(4) 将来の都市構造

本市の将来都市構造を図 1-4-6 に示します。将来都市構造は、都市的な機能の集積を目指す「拠点」、道路を中心として、各拠点を結び、人や物、情報など都市活動に必要な機能を誘導する「連携軸」、「拠点」と「連携軸」を中心に構成される面的な広がりをもつ地域として区分し、土地利用の方向性を示す「ゾーン」の3つの要素で構成されます。



(5) 地域別構想の概要

本市の地域別の将来構想の概要を表 1-4-5 に示します。

表 1-4-5 主な将来計画

地域区分	地域のまちづくりテーマ	地域の都市づくり方針
山陽地域	中心拠点の形成と豊かな自然環境を活かした都市居住環境のまちづくり	○赤磐市役所や商業施設などの都市機能の集積を活かすとともに、交通結節点の整備などにより、公共交通の利便性を高めた新たな都市拠点づくりを進めます。 ○居住環境に配慮しながら、計画的に適正な土地利用を進めます。 ○大規模住宅団地における居住環境の維持・向上に努めます。 ○豊かな緑と文化財の保全に努めます。
赤坂地域	商工業の充実と住みよい農村環境のまちづくり	○日常生活の利便性を高め、住みよい居住環境づくりを進めます。 ○幹線道路沿道や産業拠点周辺では、農村環境と調和した開発の誘導に努めます。 ○農村環境の維持・保全を図ります。
熊山地域	交通結節性の向上と農業生産環境の保全のまちづくり	○熊山駅周辺の整備とともに、公共交通を中心とした交通利便性の向上を図ります。 ○複合型介護福祉施設を中核として、地域における介護・福祉の拠点とします。 ○豊かな自然環境の保全とともに、農業生産環境や田園景観の保全に努めます。 ○住宅団地において、快適で安全な環境づくりを図ります。
吉井地域	歴史的・文化的資源の保存と活用、自然環境の保全のまちづくり	○日常生活の利便性を高め、住みよい居住環境づくりを進めます。 ○豊かな自然環境の保全とそれを利用したレクリエーションの振興を図ります。 ○歴史的・文化的資源の保存と活用を図ります。 ○美作岡山道路の整備により企業誘致を図り、地域の雇用の場の確保に努めます。

■地域区分図



※資料：赤磐市都市計画マスタープラン（令和元年6月改訂）

4-5 河川水質の状況

赤磐市内にある吉井川の水質観測点の BOD75%値の推移を表 1-4-6、図 1-4-7 に示します。吉井川の水質は環境基準(3.0mg/ℓ)を満足している状況です。

表 1-4-6 吉井川の水質観測点での BOD75%値の経年変化

単位：mg/ℓ

環境基準点	H27	H28	H29	H30	R1
周匝大橋	1.4	1.2	1.4	1.2	1.8
熊山橋	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8

※環境基準点：図 1-4-9 参照

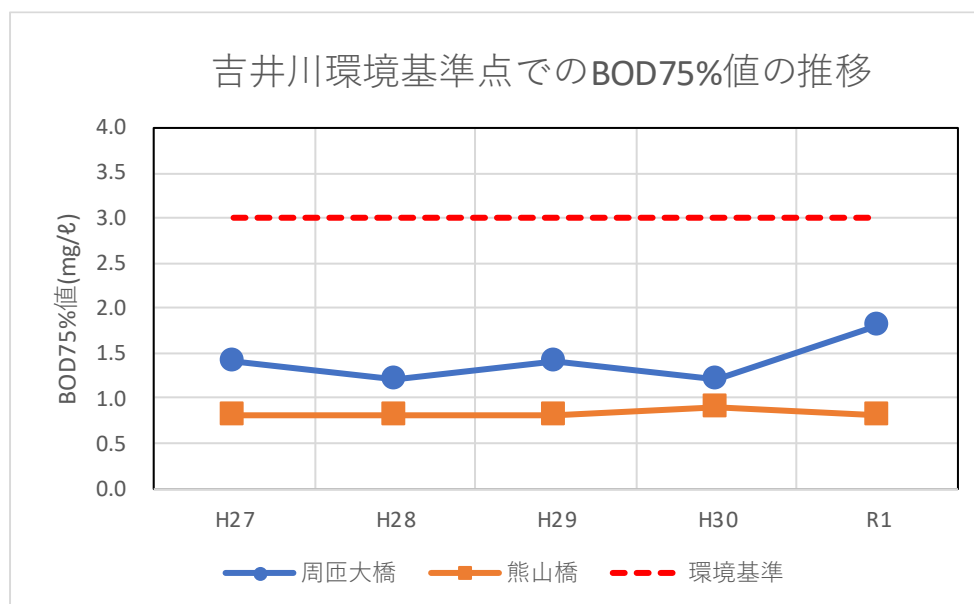


図 1-4-7 吉井川の水質観測点での BOD75%値の経年変化

赤磐市内の水質観測点での年平均 BOD 値の推移を表 1-4-7、図 1-4-8 に示しています。全ての地点で環境基準（BOD3.0mg/ℓ）を満足しています。なお、近年、BOD 濃度が若干高くなってきている傾向がみられます。

表 1-4-7 赤磐市水質調査地点での年平均 BOD 値の推移

単位：mg/ℓ

採水地点	地点名	H27	H28	H29	H30	R1
S-0	砂川（仁堀東）	0.6	0.7	0.8	1.0	1.1
S-1	砂川（仁堀中）	1.0	0.7	0.8	1.2	1.2
S-2	砂川（西窪田）	1.1	1.0	2.2	1.0	0.9
S-2-1	砂川（坂辺）	0.5	0.9	1.4	0.9	0.8
S-3	砂川（下市）	2.1	1.1	1.2	1.4	1.4
S-4-2	貫通川（立川）	1.1	0.9	1.5	1.0	1.6
S-4-4	両宮川（長尾）	1.6	1.7	2.5	2.1	2.5
S-5-1	小野田川（可真下）	0.8	0.8	2.1	0.9	1.1
S-5-2	小野田川（徳富）	1.1	0.7	1.1	1.2	0.9
S-6-1	可真川（可真下）	1.1	1.2	1.1	1.0	1.2
S-7-1	高田川（周匝）	0.5	0.5	1.0	1.3	1.1
S-8-1	滝山川（福田）	0.5	0.6	1.0	0.8	0.5

※採水地点：図 1-4-9 参照

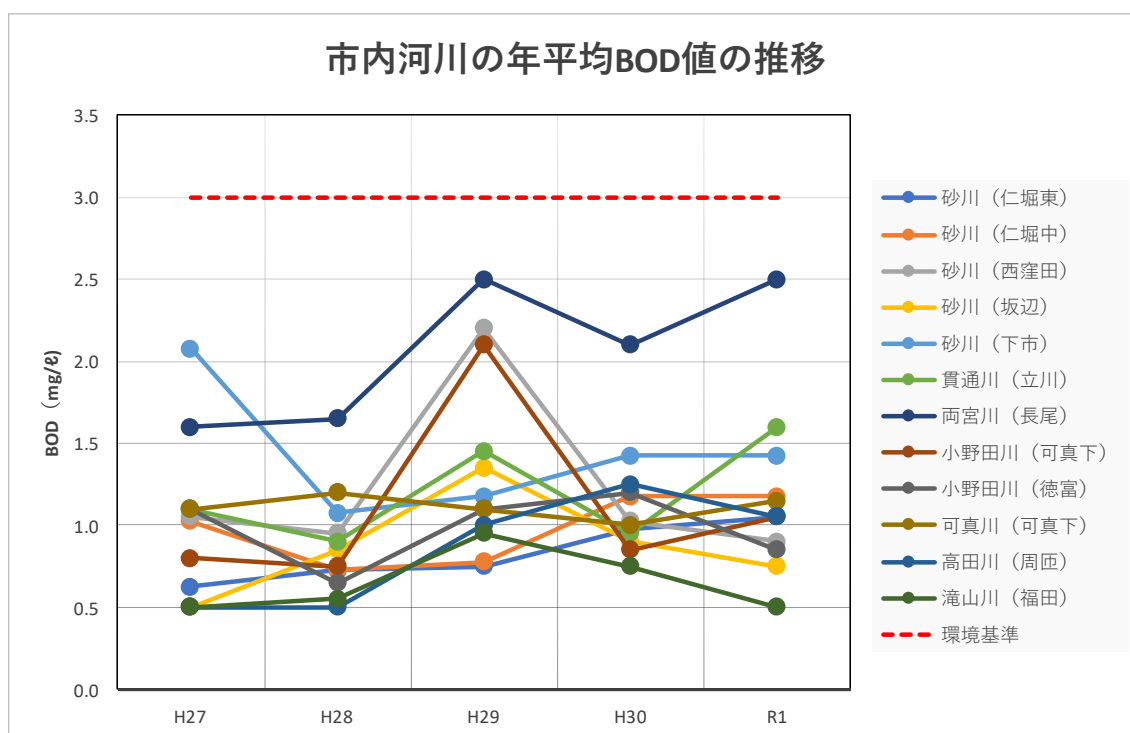


図 1-4-8 市内河川の年平均BOD値の推移

※ BOD値について

環境基準点では年12回の水質分析をしており、評価をBOD75%値で行っていますが、その他の地点は年2～4回しか調査しておらず、低水流量に相当する時期に水質分析を実施しているとは限らないため、年平均BOD値で評価をしています。

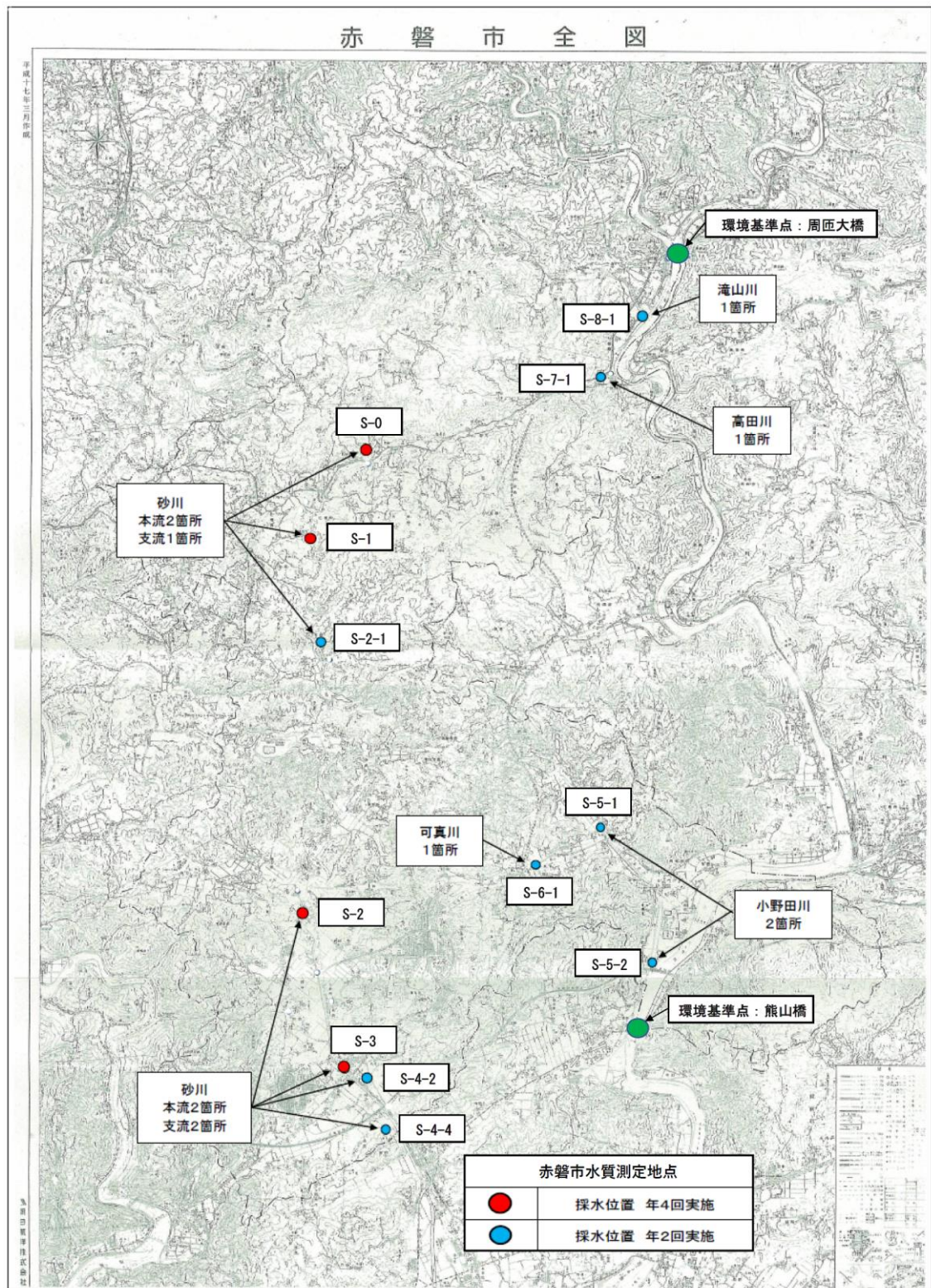


図 1-4-9 水質調査地点位置図

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 基本的事項の整理.....	15
1-1 ごみ処理基本計画策定の背景・目的.....	15
1-2 ごみ処理基本計画の位置づけ.....	16
1-3 関係法令、計画及び方針等	17
1-4 国、県、市における廃棄物行政の動向.....	21
1-5 岡山県廃棄物処理計画との関係.....	22
1-6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	23
第2章 ごみ処理の現況	24
2-1 ごみの発生量の実績及びその性状	24
2-2 ごみ処理等の実績.....	28
第3章 ごみ処理の課題	51
3-1 排出抑制・再資源化.....	51
3-2 収集・運搬	51
3-3 中間処理.....	51
3-4 最終処分.....	52
3-5 廃棄物の処理・処分施設.....	52
第4章 ごみの排出量と処理等の予測	53
4-1 予測方法.....	53
4-2 予測結果.....	54
4-3 数値目標.....	58
4-4 目標値の設定	65
第5章 ごみ処理基本計画	68
5-1 基本理念及び基本方針	68
5-2 施策の体系	69
5-3 市民・事業者・行政の役割	71
5-4 個別施策の内容.....	72

第1章 基本的事項の整理

1-1 ごみ処理基本計画策定の背景・目的

わが国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造から、持続可能な循環型社会への転換を図っていくため、平成 12 年 6 月に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会を推進していくための基本的枠組みを定めました。

これにあわせて、各種リサイクル法が制定され、循環型社会形成のための法体系の整備が進められてきました。

本市においても、平成 23 年 3 月に策定した「赤磐市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下この章において「前々計画」という。）」に基づき、市内に複数あったごみ処理施設を「エネルギー回収推進施設」や「マテリアルリサイクル推進施設」として集約整備を進め、平成 28 年 3 月には前々計画を見直した「赤磐市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」という。）」を策定し、国や県の施策に基づき、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできました。

ごみ処理施設の集約整備を実現する一方で、今後は本市においても、「質」にも着目した更なる循環型社会の形成を推進していくことが必要と考えられます。このためには、ごみ処理施設における適正な処理やエネルギー回収等の取組だけでなく、市民一人一人、事業者及び行政（本市）が、循環型社会形成推進のための主役と考え、ごみの発生排出抑制及び再生利用に関する取組を一層進めていくことが必要です。

国の廃棄物政策においては、市町村による一般廃棄物処理基本計画の策定は、「目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定する必要がある」（ごみ処理基本計画策定指針 平成 25 年 6 月）という方針が示されており、一般廃棄物処理基本計画の定期的な見直しが求められています。

本市では、前計画の策定から 4 年が経過しており、計画の見直し時期に差し掛かっていることから、ごみ処理に係る中長期の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、「更なる循環型社会の形成推進」を実現していくために、前計画を見直し、新たな「赤磐市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下この編において「本計画」という。）を策定することとしました。

1-2 ごみ処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づいて、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市の区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めるもので、本計画の位置づけは図 2-1-1 に示すとおりです。

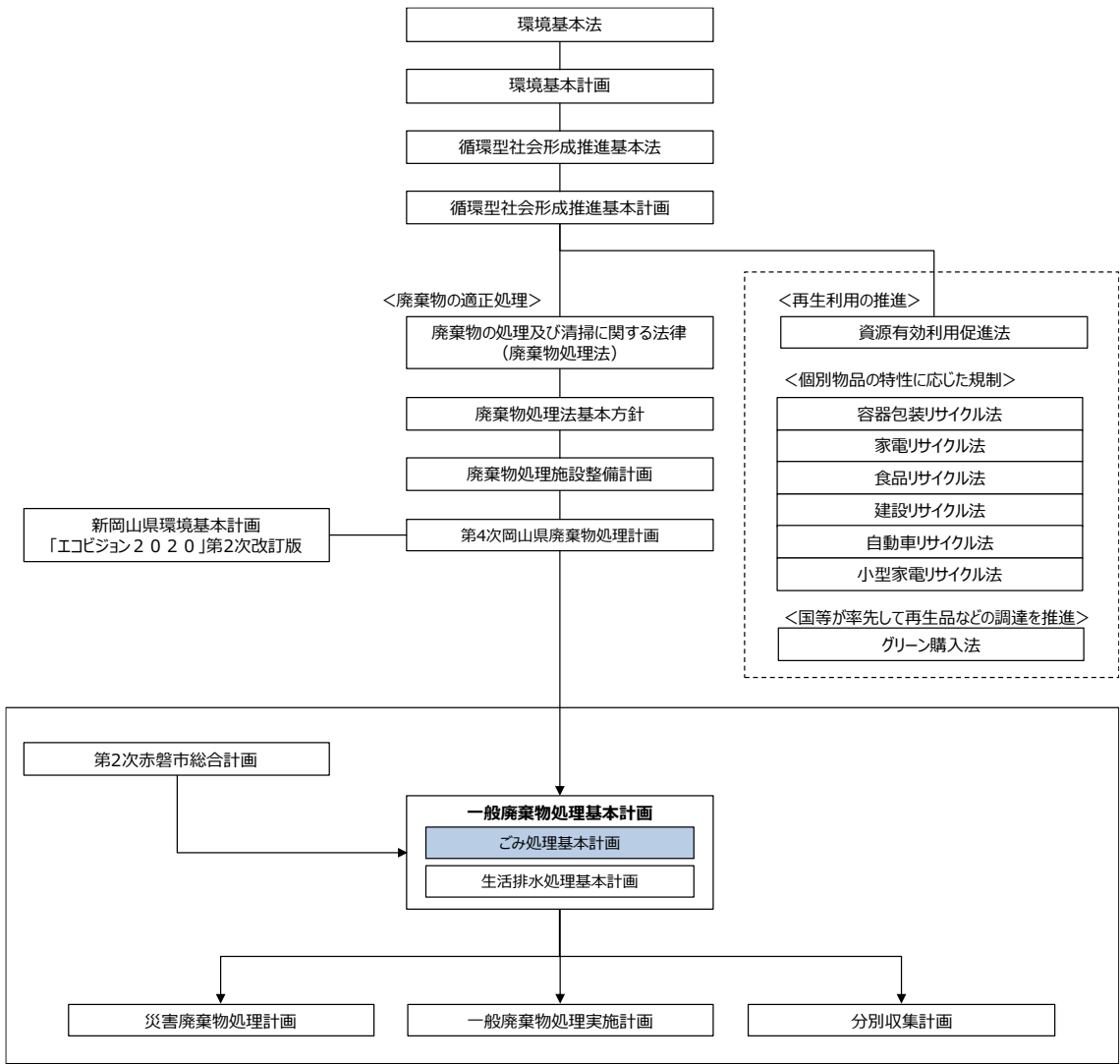


図 2-1-1 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

* 1：一般廃棄物処理計画は、長期的・総合的な視点に立ち廃棄物処理の基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」により構成されます。

1-3 関係法令、計画及び方針等

(1) 廃棄物・リサイクルの法制度

循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。



図 2-1-2 循環型社会の形成と推進のための法体系

※環境省：第 4 次循環型社会形成推進基本計画パンフレット（2018.10）より転載

(2) 国の計画、方針等の概要

① 第四次循環型社会形成推進基本計画（第四次循環基本計画）

第四次循環基本計画では、まず、①経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」について将来像を描いています。その上で、我が国が目指すべき将来像として、②地域の衰退等の課題を踏まえて「地域循環共生圏による地域の活性化」、③環境保全上の支障が生じないことを前提としつつ「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、④循環型社会形成の根幹となる「適正処理の推進と環境再生」、⑤災害に備えた「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥それらを国際的にも展開していく将来像として「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」を描いています。そして、⑦これらを支える情報、技術、人材等の基盤の将来像として「循環分野における基盤整備」を描いています。

第四次循環基本計画では、この 7 つの方向性ごとに、将来像からバックキャスト的に、可能な限り具体的な数値目標を設定し、各主体の連携や期待される役割を記載し、国が実施すべき取組を具体的に記載しています。排出量に関わる目標値は、下記のように設定しています。

排出量に係る目標値	目標年次：令和 7 年度（2025 年度） ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を約 850g/人日とする。 ・ 1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収、資源ごみ等を除く）を約 440g/人日とする。
-----------	---

② 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるものです。2018 年度～2022 年度を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することとしています。

この計画の基本的理念は、（1）基本原則に基づいた 3R の推進、（2）気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保、（3）地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備を掲げています。

一般廃棄物に関わる再生利用、中間処理、最終処分に関わる目標値は、下記のように設定されています。

再生利用に係る目標値	目標年次：令和 4 年度（2022 年度） ・リサイクル率を 27%にする。
中間処理に係る目標値	目標年次：令和 4 年度（2022 年度） ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 19%から 21%にする。
最終処分に係る目標値	目標年次：令和 4 年度（2022 年度） ・最終処分場の残余年数は平成 29 年度の水準（20 年分）を維持する。

③ プラスチック資源循環戦略

世界的に大きな問題として指摘されている、プラスチック資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、アジア諸国の輸入制限への対応等への課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものとして、2019年（令和元年）5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

本戦略においては、基本的な対応の方向性を「3R + Renewable」としています。すなわち、循環型社会形成推進基本法の基本原則（3Rの優先順位等）を踏まえた上で、①ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすとともに、②より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替えた上で、③できる限り長期間、プラスチック製品を使用しつつ、④使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用（リサイクルによる再生利用、それが技術的・経済的な観点等から難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を含む。）を図ることとしています。

プラスチック資源のリデュースの具体的な施策の一つとして2020年7月1日から「レジ袋の有料化義務化」がスタートしています。この有料化を契機として、消費者のライフスタイルの変革を促し、プラスチック資源全般に関して、全国民の関心が高まっていくことが期待されています。

④ 食品ロス削減の推進に関する基本的な方針

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題です。

こうした状況において、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行されました。また、本法律第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和2年3月31日に閣議決定されました。

基本的な方針では、基本的な方向として下記を示しています。

■ 基本的な方向

食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。すなわち、

- ・食べ物をおもてなしにしない意識を持ち、
- ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食

品ロスが発生していることや、

- ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

ことが求められる。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくものとする。

世界は今、持続可能な地球と社会を引き継いでいく上で、極めて重要な時期を迎えており、食品ロスの削減はそのためにも誰もが取り組める身近な課題である。事業者一者一者、消費者一人一人を始め、あらゆる主体がこの時期をチャンスと捉え、食べ物を大事にする文化を再認識しながら、将来の世代に明るい未来を託せるよう、覚悟を持って行動を変革していくことが求められる。

さらに、基本的な方針では、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要であるとして、都道府県及び市町村が、積極的に「食品ロス削減推進計画」を策定することが望ましいとしています。

食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項として、①地方行政として推進するための推進体制を首長主導で設置すること、②地域の特性を把握するため、一般廃棄物組成調査を実施し、食品ロスの現状を把握することや近隣自治体との情報交換を行うこと、③一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることを挙げています。

1-4 国、県、市における廃棄物行政の動向

前計画の策定以降の国、県、市の廃棄物行政の主なトピックを表 2-1-1 にまとめています。

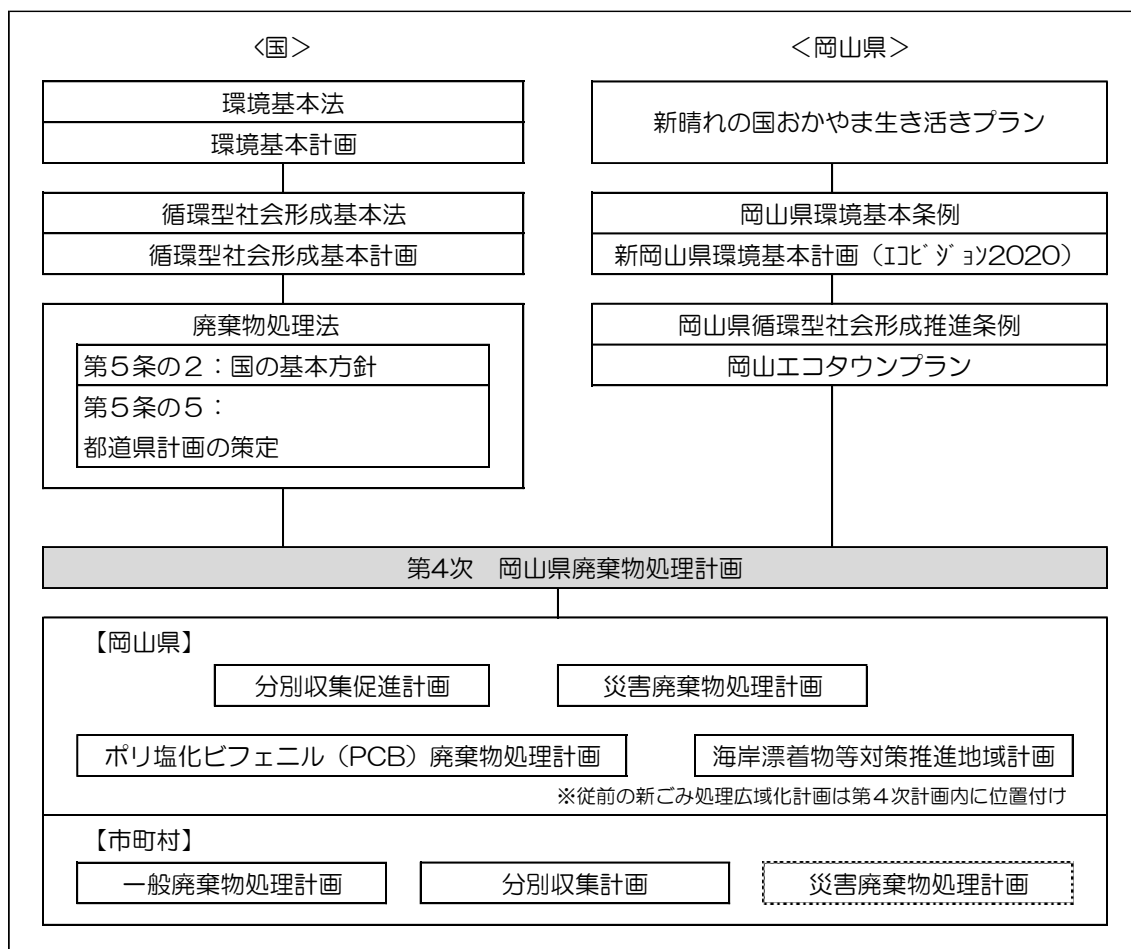
表 2-1-1 平成 27 年度以降の国、県、市の廃棄物行政の動向

年度	国	県	市
平成 27 年度	廃棄物処理法の基本方針 (H28.1)		赤磐市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 (H28.3)
平成 28 年度		第 4 次岡山県廃棄物処理計画(H29.3)	
平成 29 年度			
平成 30 年度	第 4 次循環型社会形成推進基本計画(H30.6) 廃棄物処理施設整備計画(H30.6)		
令和元年度	プラスチック資源循環戦略 (R1.5) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 (R2.3)	岡山県災害廃棄物処理計画(R2.3)	赤磐市都市計画マスタープラン (R1.6) 分別収集計画（第 9 期） (R1.7) 第 2 次赤磐市総合計画（一部改訂） (R1.12) 赤磐市災害廃棄物処理計画 (R2.3)
令和 2 年度	レジ袋有料化義務化 (R2.7)	岡山県庁プラスチックごみ削減指針(R2.4)	

1-5 岡山県廃棄物処理計画との関係

岡山県は、平成29年3月に「第4次岡山県廃棄物処理計画」を策定しました。この計画では、第3次計画の目標や各施策等の進捗状況を可能な限り最新の情報・データ等を活用して点検を行った上で、廃棄物を資源として活用しながら持続可能な社会をつくる必要性や、環境保全と安全・安心に関する意識の高まりを踏まえ、計画の副題を「持続可能で安心して暮らせる循環型社会へ」として、新たな計画期間（平成28～令和2年度）における岡山県の廃棄物・資源循環に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、処理業者など関係者全ての指針となるものです。

図2-1-3には、廃棄物処理計画の位置づけを示していますが、市町村では、県の廃棄物処理計画を踏まえて、一般廃棄物処理計画、分別収集計画、災害廃棄物処理計画を策定することになります。



資料）第4次岡山県廃棄物処理計画より引用

図 2-1-3 廃棄物処理計画の位置づけ

参考のため、第4次岡山県廃棄物処理計画で設定された一般廃棄物の減量化の目標を表2-1-2に示します。

表 2-1-2 第4次岡山県廃棄物処理計画での目標値

項目	一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標 （目標年度：R2（2020）年度）	現状 （H26 年度） （2014 年度）	予測 （R2 年度） （2020 年度）
排出抑制	1人1日当たりの排出量を935gとすることを目指す。	1,000g/人日	1,013g/人日
	うち、家庭系ごみ排出量を500g/人日とすることを目指す。	522g/人日	520g/人日
リサイクル	リサイクル率を32.7%とすることを目指す。	29.5%	29.5%
最終処分量の削減	最終処分量を86.5t/日とすることを目指す	100.7t/日	98.2t/日

※目標値の根拠となる国の目標値は、「第三次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月30日閣議決定）に基づいています。

1-6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

第四次循環基本計画では、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、SDGs[※]の考え方を踏まえ、以下の持続可能な社会づくりとの統合的取組が示されています。

- 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

市町村の一般廃棄物処理計画は、第四次循環基本計画を含む法体系の中に位置づけられることから、本市の計画も持続可能な社会づくりとの統合的取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

※ SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。（外務省ホームページ（抜粋））

第2章 ごみ処理の現況

2-1 ごみの発生量の実績及びその性状

(1) ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理のフローは図 2-2-1、分別区分は表 2-2-1 に示すとおりです。
赤磐市環境センター（エコプラザあかいわ）の稼働開始により、これまで地域によって異なっていた分別区分等を統一しています。

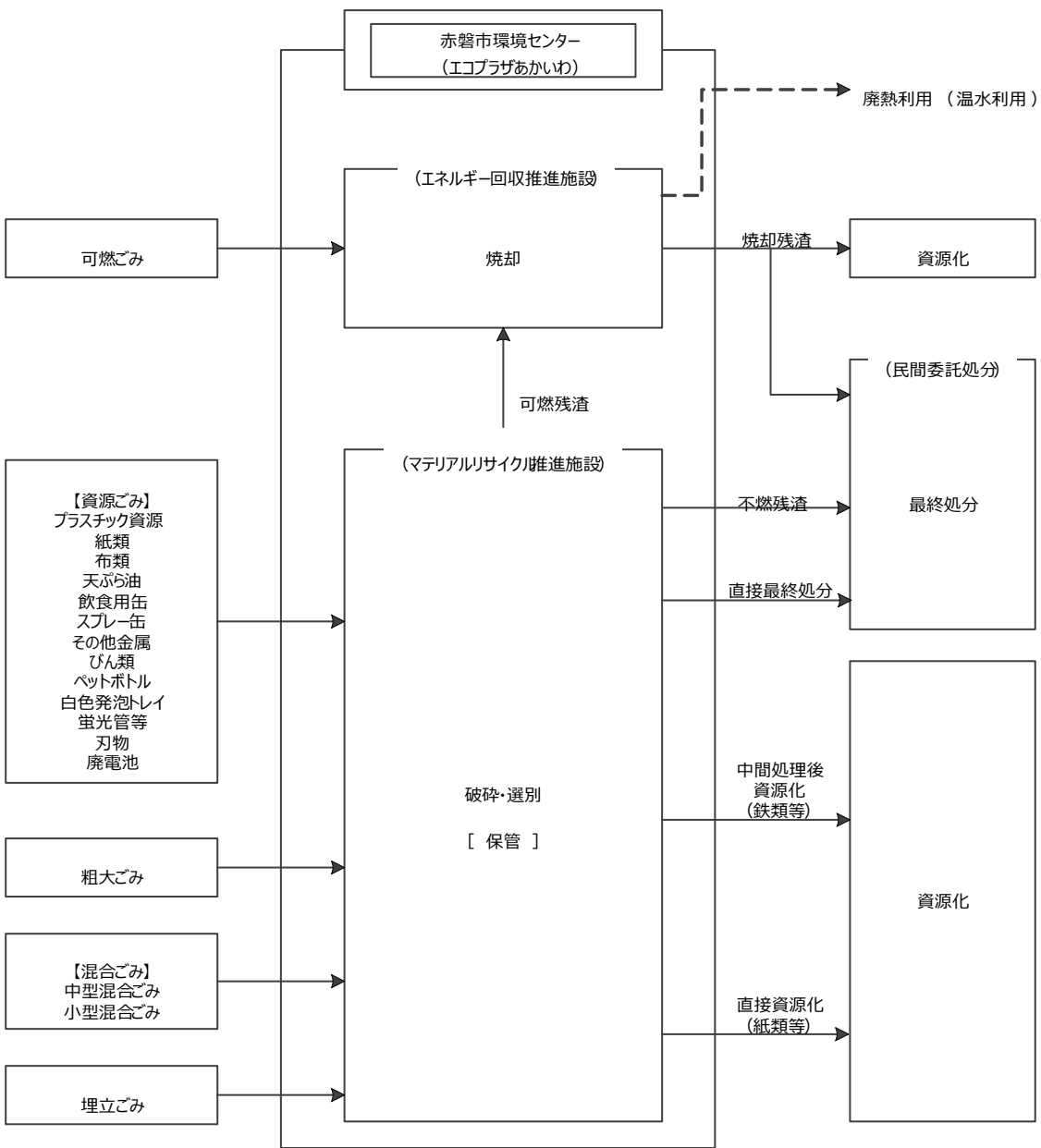


図 2-2-1 ごみ処理フロー

表 2-2-1 分別区分

分別区分			品目例
1	可燃ごみ		生ごみ、紙くず、くつ、かばん、カセットテープ、ビデオテープ、草、枯れ葉、ぬいぐるみ、紙おむつ、ゴム類、革製品、剪定くず（剪定枝、草、落ち葉）など
2	中型混合ごみ		ビデオカメラ、アイロン、炊飯器、ポット、電気スタンド（金属製とプラスチック製が混合している中型家電製品）
3	粗大ごみ		タンス、ソファ、ベッド、テーブル、布団、自転車など
4	プラスチック資源		プラスチック製の容器包装でペットボトル、白色トレイ以外 食品パック、シャンプー容器、ペットボトルのキャップなど 100%プラスチック素材の文具用品、おもちゃ、台所用品など （容器包装リサイクル法対象商品と 100%プラスチック素材のもの）
5	紙類	新聞	新聞とチラシ類
6		雑誌・雑がみ	雑誌、カタログ、本、パンフレットなど
7		段ボール	段ボール
8		紙パック	牛乳、ジュース類
9	布類		布類
10	天ぷら油		植物性の廃食油
11	飲食用缶	スチール缶	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶
		アルミ缶	
12	スプレー缶		
13	その他金属		なべ、やかんなど （スチール缶・アルミ缶・スプレー缶以外の金属類）
14	びん類	無色びん	清涼飲料水、酒びん、調味料びんなど （容器包装リサイクル法対象品）
15		茶色びん	
16		その他の色びん	
17	ペットボトル		飲料用ペットボトル、しょうゆ用ペットボトルなど （容器包装リサイクル法対象品）
18	白色発泡トレイ		白色の発泡トレイ （容器包装リサイクル法対象品）
19	埋立ごみ		陶磁器、化粧びん、コップ等のガラスくずなど
20	小型混合ごみ		電気カミソリ、電卓、目覚まし時計、延長コードなど （金属製とプラスチック製が複合している小型家電）
21	蛍光管等		蛍光管、ＬＥＤ電球、電球、体温計、温度計など
22	刃物		包丁、ナイフ、カミソリ、釘、草刈機の刃など
23	廃電池		アルカリ電池、マンガン電池、ボタン電池など

(2) ごみ処理の体制

① 家庭系ごみの処理体制

家庭系ごみの処理体制は、表 2-2-2 に示すとおりです。

表 2-2-2 家庭系ごみの収集体制

分別区分		収集体制
1	可燃ごみ	直営・委託
2	中型混合ごみ	直営・委託
3	粗大ごみ	直営・委託
4	プラスチック資源	委託
5	紙類	委託
6		
7		
8		
9	布類	直営・委託
10	天ぷら油	直営・委託
11	飲食用缶	直営・委託
12	スプレー缶	直営・委託
13	その他金属	直営・委託
14	びん類	直営・委託
15		
16		
17	ペットボトル	直営・委託
18	白色発泡トレイ	直営・委託
19	埋立ごみ	直営・委託
20	小型混合ごみ	直営・委託
21	蛍光管等	直営・委託
22	刃物	直営・委託
23	廃電池	直営・委託

②事業系ごみの処理体制

事業系ごみの処理体制は、表 2-2-3 に示すとおりです。

表 2-2-3 事業系ごみの収集体制

品目	収集運搬状況		
	収集運搬	収集回数	収集方法
可燃ごみ	許可	不定期	各戸収集
不燃ごみ	許可	不定期	各戸収集
資源ごみ	許可	不定期	各戸収集
その他収集ごみ	許可	不定期	各戸収集
粗大ごみ	許可	不定期	各戸収集

2-2 ごみ処理等の実績

(1) ごみ排出量

① 排出量

本市のごみ排出量の推移（平成26年度～令和元年度）は、表2-2-4及び図2-2-2に示すとおりです。

総排出量は、近年は横ばい傾向を示しており、令和元年度では12,032t/年となっています。

また、1人1日当たりごみ排出量（＝総排出量÷計画収集人口÷年間日数×1,000,000）についても横ばい傾向を示しており、令和元年度において771.2g/人日となっています。

表 2-2-4 ごみ排出量の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画収集人口	人	44,826	43,218	43,007	42,913	42,756	42,628
総排出量	t/年	12,352	12,568	12,409	12,181	12,058	12,032
家庭系ごみ排出量	t/年	8,533	8,640	8,255	8,160	8,180	8,240
事業系ごみ排出量	t/年	3,092	3,251	3,444	3,431	3,338	3,349
集団回収量	t/年	727	677	710	590	540	443
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	754.9	794.5	790.5	777.7	772.7	771.2
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	g/人日	521.5	546.2	525.9	521.0	524.2	528.1

※計画収集人口は、各年度の一般廃棄物処理実態調査の計画収集人口を採用

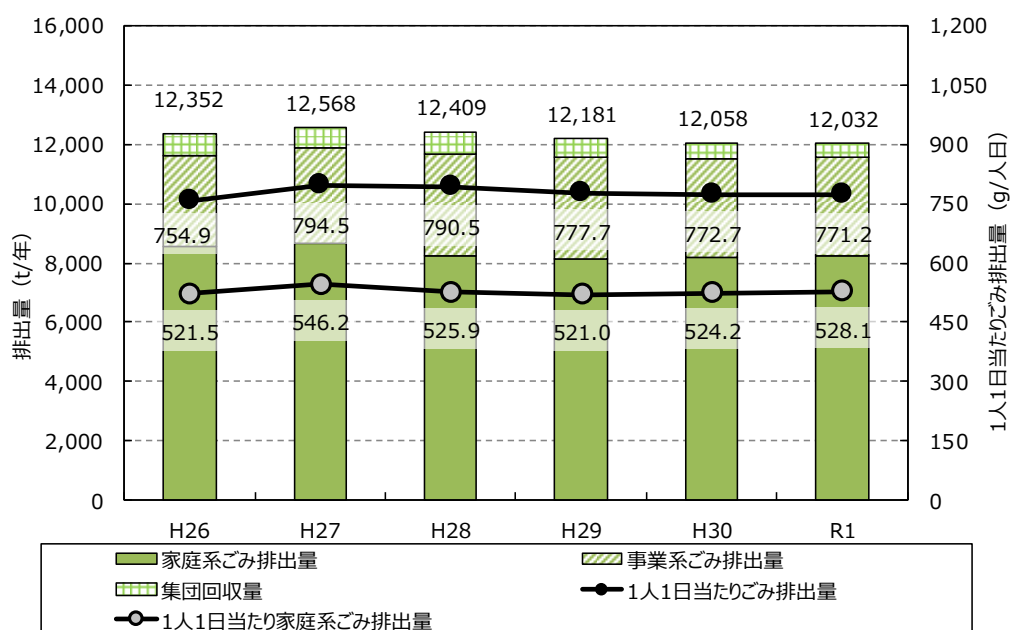


図 2-2-2 ごみ排出量の推移

② 国及び県の平均値との比較（1人1日当たりごみ排出量）

1人1日当たりごみ排出量の比較は、表2-2-5及び図2-2-3に示すとおりです。

平成30年度における本市の1人1日当たりごみ排出量は、772.7g/人日となっており、岡山県平均970.1g/人日及び全国平均918.3g/人日を下回っています。

また、県が平成32年度目標値としている935g/人日と比較しても下回っています。

表2-2-5 1人1日当たりごみ排出量の比較

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国平均	g/人日	947.2	938.5	924.6	920.1	918.3	-
岡山県平均	g/人日	1,000.3	1,000.2	979.1	992.8	970.1	-
赤磐市	g/人日	754.9	794.5	790.5	777.7	772.7	771.2

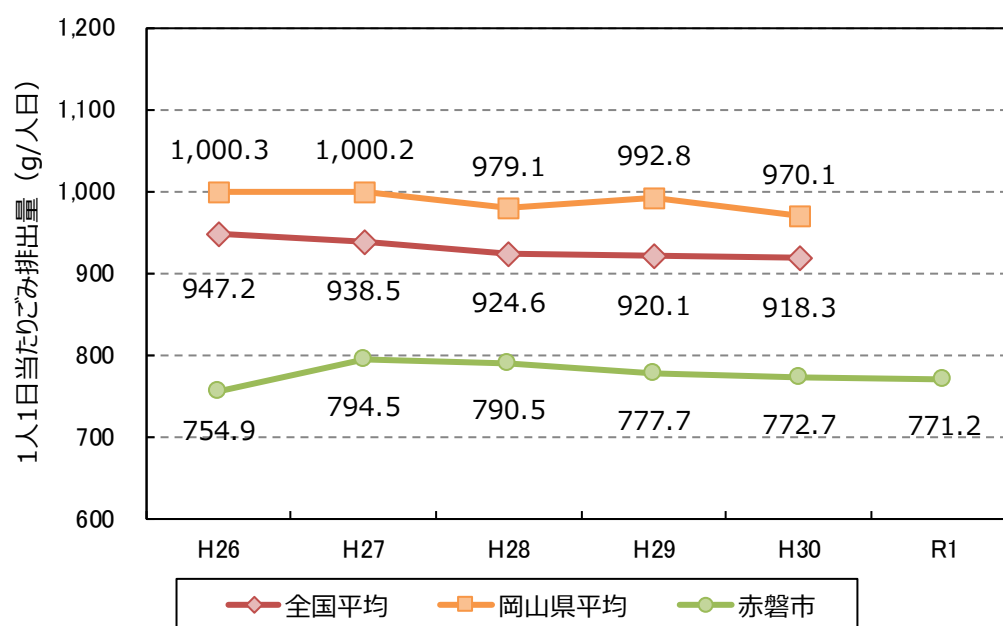


図2-2-3 1人1日当たりごみ排出量の比較

(出典) 環境省一般廃棄物処理実態調査

③ 国及び県の平均値との比較（排出量の構成比）

本市のごみ排出量の構成比は、表 2-2-6 及び図 2-2-4 に示すとおりです。

本市のごみ排出量のうち、家庭系ごみ量（67.8%）が 6 割以上を占めており、次いで事業系ごみ量（27.7%）、集団回収量（4.5%）になります。

家庭系ごみが占める割合は、県平均（56.8%）より 11 ポイント、国平均（64.7%）より 3 ポイント程度高くなっています。

表 2-2-6 ごみ排出量の構成比（平成 30 年度実績）

区分	赤磐市		県平均		国平均	
家庭系ごみ	8,180t	67.8%	383,984t	56.8%	27,628,967t	64.7%
事業系ごみ	3,338t	27.7%	229,367t	33.9%	13,042,931t	30.5%
集団回収	540t	4.5%	63,267t	9.4%	2,044,366t	4.8%

※集団回収は、学校や子供会が行う資源回収です。

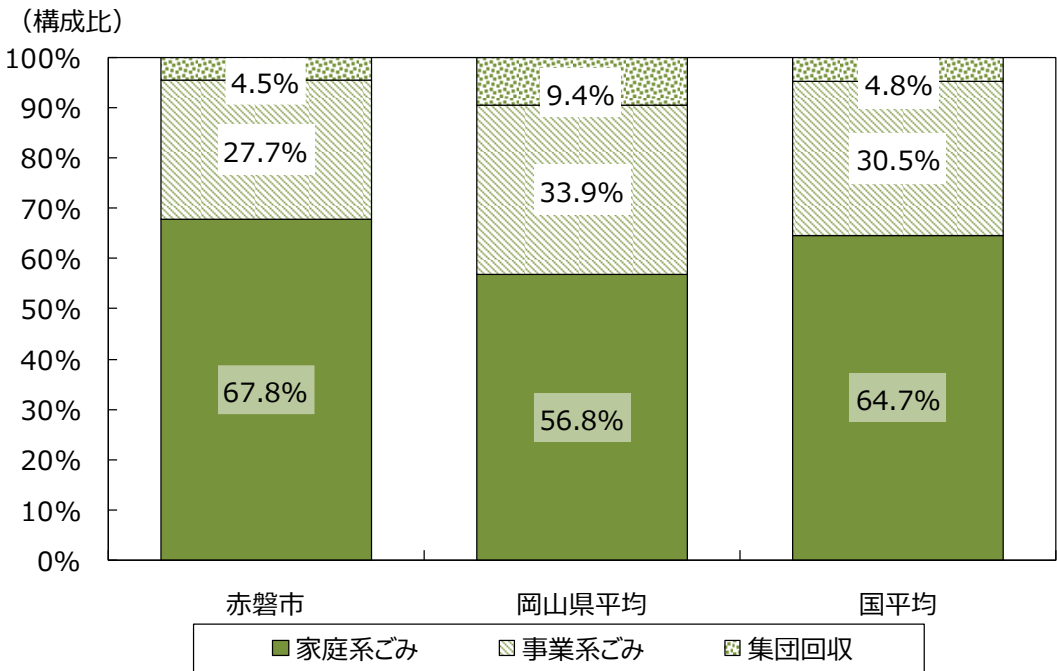


図 2-2-4 ごみ排出量の構成比（平成 30 年度実績）

（出典）平成 30 年度環境省一般廃棄物処理実態調査

(2) 中間処理の実績

① 焼却処理量の推移

本市の焼却処理量の推移は、表 2-2-7 及び図 2-2-5 に示すとおりです。

焼却処理量は、令和元年度において 10,266t/年となっており、平成 26 年度以降ほぼ横ばいになっています。

また、焼却残渣は、焼却処理量と同様に、令和元年度において、1,418t/年と微増傾向を示しています。

表 2-2-7 焼却処理量の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
焼却処理量	t/年	10,369	10,590	10,587	9,811	10,006	10,266
焼却残渣量	t/年	1,080	1,387	1,306	1,232	1,343	1,418
資源化量（セメント原料化）	t/年	71	227	191	262	282	347
最終処分量	t/年	1,009	1,160	1,115	970	1,061	1,071
焼却残渣率	%	10.4	13.1	12.3	12.6	13.4	13.8

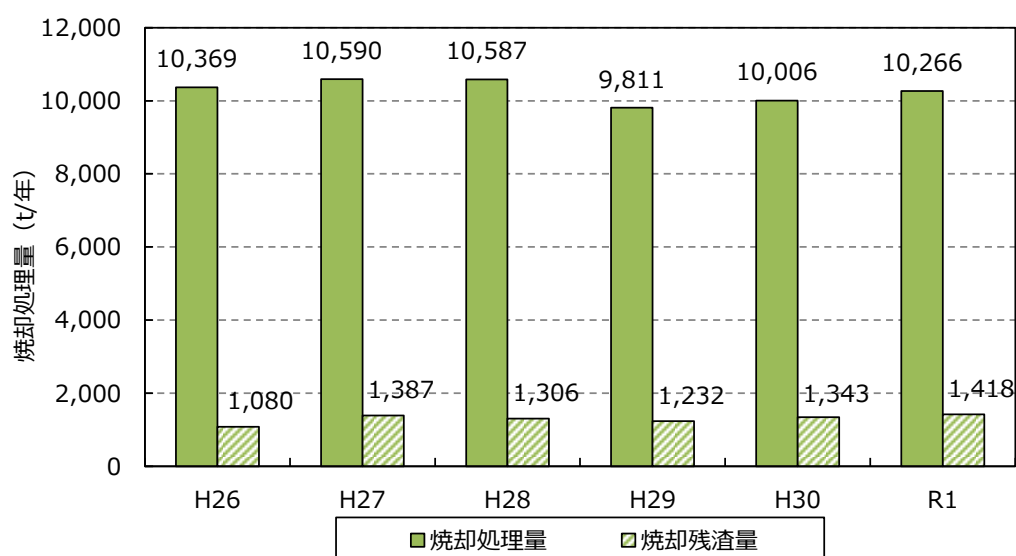


図 2-2-5 焼却処理量の推移

② 中間処理（焼却以外）量の推移

本市の焼却処理以外の中間処理量の推移は、表 2-2-8 及び図 2-2-6 に示すとおりです。

中間処理量は、令和元年度において 357t/年となっており、減少しています。

表 2-2-8 中間処理量（焼却以外）の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
中間処理量（焼却以外）	t/年	635	568	412	368	387	357
資源化量	t/年	275	275	234	203	191	293

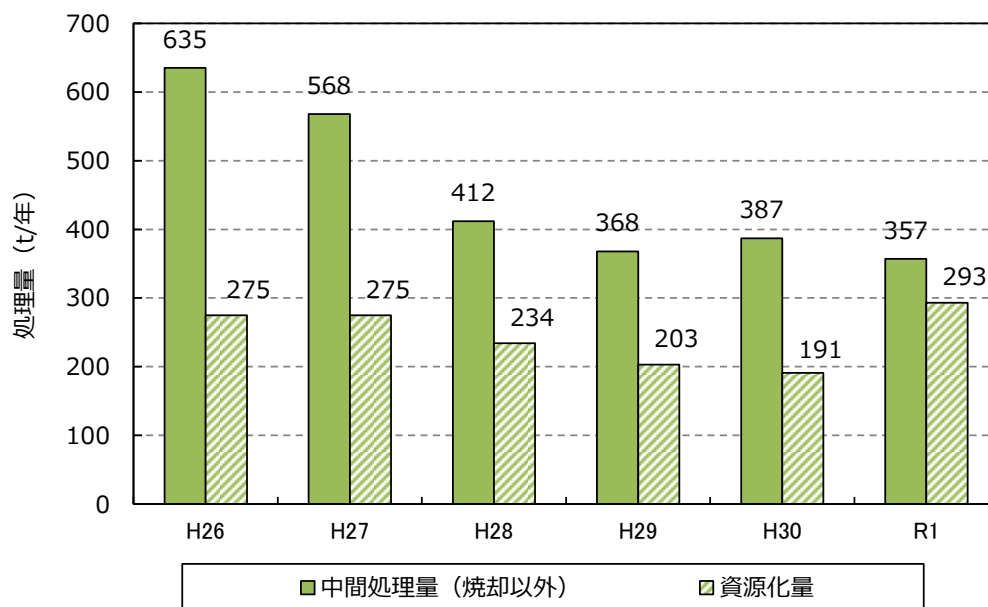


図 2-2-6 中間処理量（焼却以外）の推移

(3) 資源化の実績

① 資源化量の推移

資源化量の推移は、表 2-2-9 及び図 2-2-7 に示すとおりです。

総資源化量（直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量）は、令和元年度において 1,881t/年であり、減少傾向を示しています。

これは、本市では集団回収の助成を平成 25 年度で廃止したことや、家庭から排出される資源ごみが直接店頭回収等に出されることも影響していると考えられます。

本市以外の民間事業者による資源物回収の実態把握を踏まえ、市域全体の資源化率を把握する等により、今後の資源化目標の設定に関する考え方を整理していく必要があると考えています。

なお、令和元年度のリサイクル率（＝総資源化量÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100）は 15.7%となっており、総資源化量の推移と同様の傾向を示しています。

表 2-2-9 資源化量の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
総資源化量	t/年	1,875	2,101	1,960	1,849	1,823	1,881
直接資源化量	t/年	802	922	825	794	810	798
中間処理後資源化量	t/年	346	502	425	465	473	640
集団回収量	t/年	727	677	710	590	540	443
リサイクル率	%	15.2	16.7	15.7	15.8	15.4	15.7

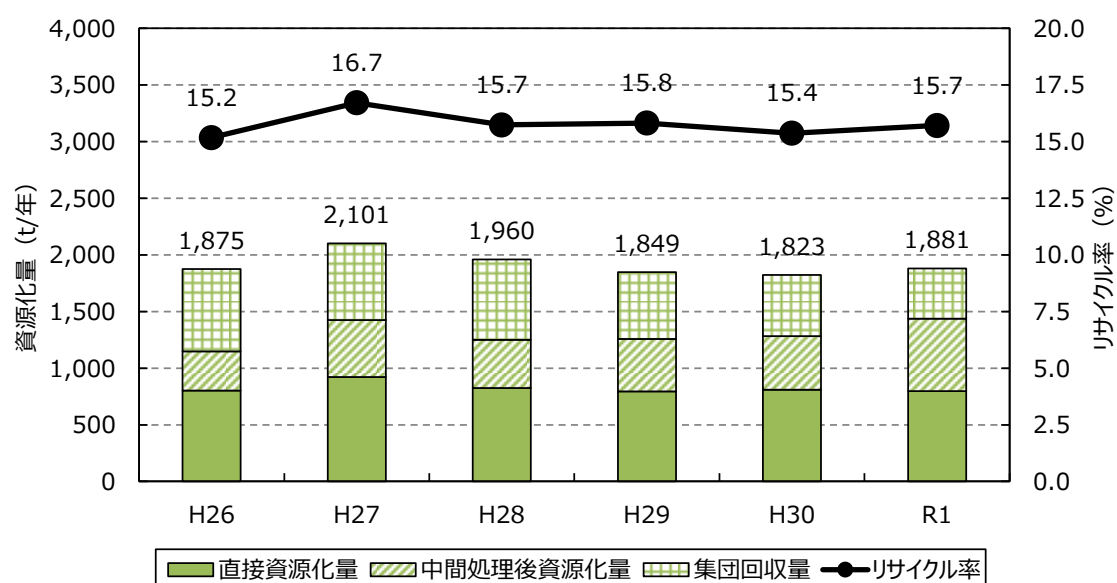


図 2-2-7 資源化量の推移

② 国及び岡山県との比較（リサイクル率）

本市のリサイクル率について、国及び県と比較した結果は、表 2-2-10 及び図 2-2-8 に示すとおりです。

平成 30 年度における国（19.9%）や県（28.6%）の平均値と比較すると下回っている状況にあります。

表 2-2-10 国及び県のリサイクル率との比較

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国平均	%	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	-
岡山県平均	%	29.5	30.3	31.2	29.6	28.6	-
赤磐市	%	15.2	16.7	15.7	15.8	15.4	15.7

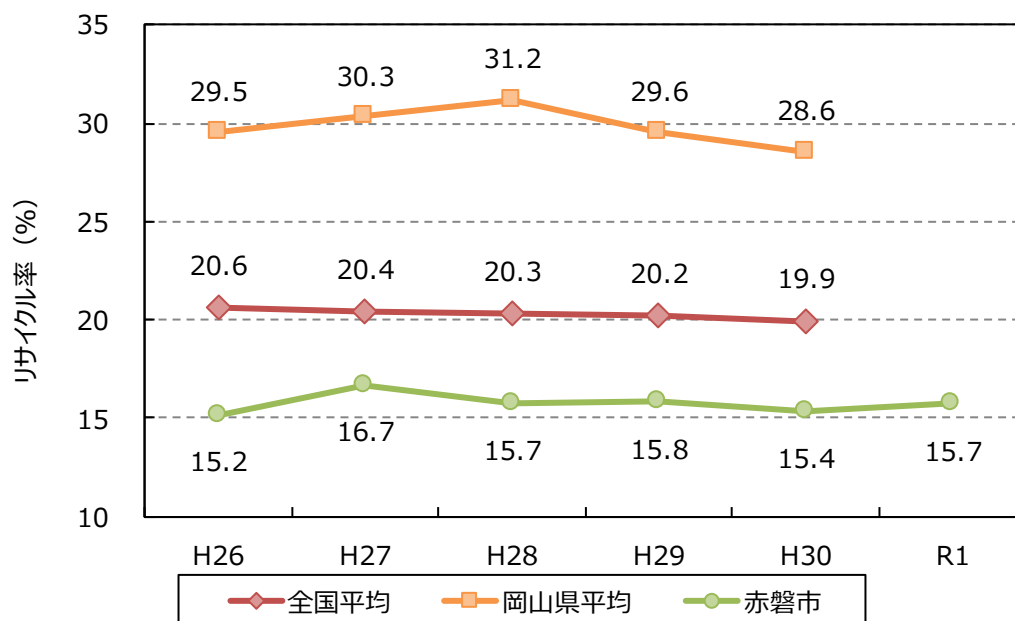


図 2-2-8 国及び県のリサイクル率との比較

（出典）環境省一般廃棄物処理実態調査

(4) 最終処分の実績

① 最終処分量の推移

最終処分量の推移は、表 2-2-11 及び図 2-2-9 に示すとおりです。

最終処分量は、平成 26 年度以降は減少傾向を示していますが、平成 30 年度以降増加傾向に転じ、令和元年度実績は 1,180t/年となっています。

なお、最終処分率（＝最終処分量÷ごみ処理量×100）は、令和元年度において 10.2%であり、ほぼ 10%前後で横ばい傾向となっています。

表 2-2-11 最終処分量の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
最終処分量	t/年	1,263	1,264	1,214	1,096	1,179	1,180
直接最終処分量	t/年	115	104	99	126	118	109
焼却残渣量	t/年	1,009	1,160	1,115	970	1,061	1,071
不燃残渣量	t/年	139	0	0	0	0	0
最終処分率	%	10.9	10.6	10.4	9.5	10.2	10.2

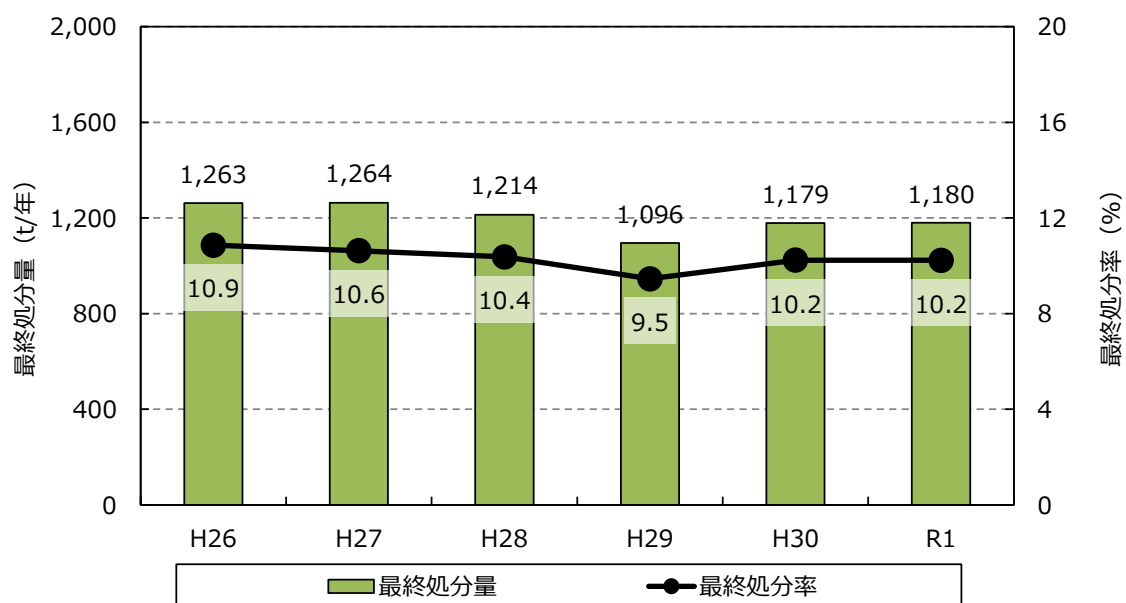


図 2-2-9 最終処分量の推移

※ごみ処理量

＝ 直接焼却量＋直接最終処分量＋焼却以外の中間処理量＋直接資源化量

② 国及び岡山県との比較（最終処分率）

本市の最終処分率について、国及び県と比較した結果は、表 2-2-12 及び図 2-2-10 に示すとおりです。

平成 30 年度における国（9.4%）や県（4.8%）の平均値と比較すると、高い状況にあったため、焼却灰のセメント原料化に取り組み、最終処分量の削減を図っています。

表 2-2-12 国及び県最終処分率との比較

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国平均	%	10.3	10.0	9.7	9.5	9.4	-
岡山県平均	%	5.7	5.3	4.8	4.7	4.8	-
赤磐市	%	10.9	10.6	10.4	9.5	10.2	10.2

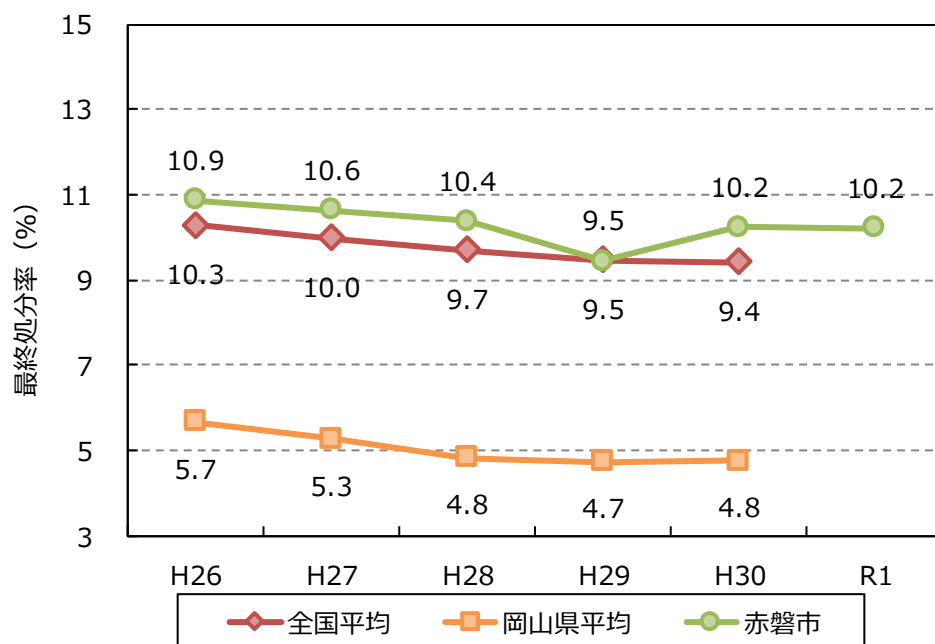


図 2-2-10 国及び県最終処分率との比較

（出典）環境省一般廃棄物処理実態調査

(5) ごみ組成

本市のエネルギー回収推進施設に搬入されているごみの組成結果は、図 2-2-11 及び図 2-2-12 に示すとおりです。

ごみの種類組成（乾物基準）は、紙・布類の占める割合が大きく 56.1%となっています。次いで、合成樹脂類（プラスチック・ゴム等）が大きく 22.7%、厨芥類（生ごみ）は 8.6%となっています。また、ごみの三成分では、可燃分が 48.7%、水分が 46.4%となっています。

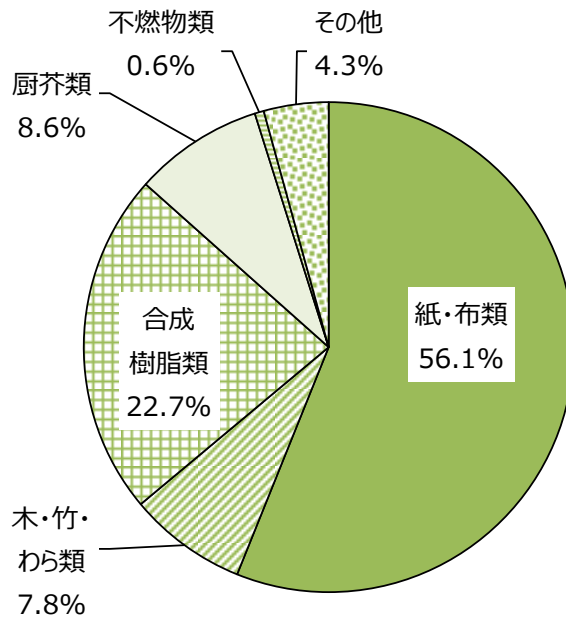


図 2-2-11 ごみの種類組成

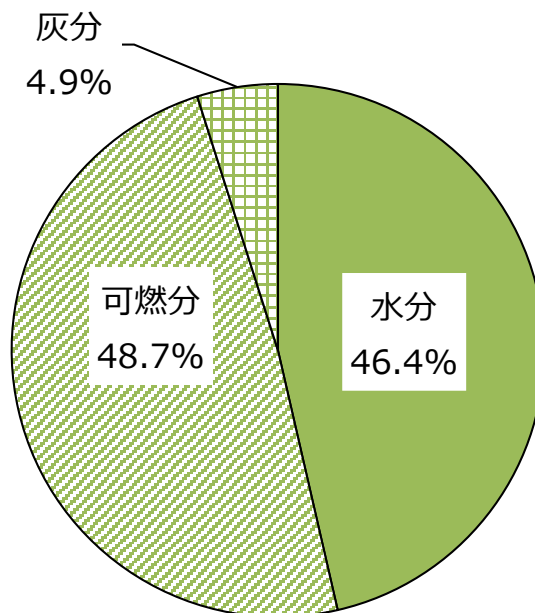


図 2-2-12 ごみの三成分

*1：ごみの種類組成は乾ベースの数値を示します。

*2：令和元年度に実施したごみ組成調査（4回）の平均値です。

(6) 発生抑制・減量化への取組

① 資源化となるごみの分別収集

本市の分別区分別の排出場所は、表 2-2-13 に示すとおりです。

表 2-2-13 分別区分別の排出場所

分別区分		排出場所
1	可燃ごみ	ステーション
2	中型混合ごみ	指定場所（ステーション）
3	粗大ごみ	指定場所（ステーション）
4	プラスチック資源	資源化物集積所
5	紙類	新聞
6		雑誌・雑がみ
7		段ボール
8		紙パック
9	布類	資源化物集積所
10	天ぷら油	資源化物集積所
11	飲食用缶	スチール缶
		アルミ缶
12	スプレー缶	資源化物集積所
13	その他金属	資源化物集積所
14	びん類	無色びん
15		茶色びん
16		その他の色びん
17	ペットボトル	資源化物集積所
18	白色発泡トレイ	資源化物集積所
19	埋立ごみ	資源化物集積所
20	小型混合ごみ	資源化物集積所
21	蛍光管等	資源化物集積所
22	刃物	資源化物集積所
23	廃電池	資源化物集積所

② コンポスト容器等による発生抑制・減量化

本市では、生ごみの減量化を目的として、生ごみ処理容器等の購入に対する補助を実施しています。購入費補助金の内訳は、表 2-2-14 に示すとおりです。

購入費補助の実績は、表 2-2-15 に示すとおりです。

表 2-2-14 生ごみ処理容器購入費補助金

	金額
地上設置型コンポスト	3,000 円を限度に 1/2 以内の補助
ぼかし容器	3,000 円を限度に 1/2 以内の補助
酵素容器	3,000 円を限度に 1/2 以内の補助
電気式生ごみ処理機	30,000 円を限度に 1/2 以内の補助

※資料：赤磐市生ごみ処理容器購入費補助金交付規則

表 2-2-15 生ごみ処理容器購入費補助の実績

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地上設置型コンポスト	26 件	22 件	23 件	23 件	21 件	17 件
ぼかし容器	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
酵素容器	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
電気式生ごみ処理機	16 件	14 件	24 件	25 件	14 件	12 件

③ 収集ごみ袋の有料化制度

本市では、家庭から出る可燃ごみ及び埋立ごみは、市が指定するごみ袋（指定袋）で排出する必要があります。

また、粗大ごみ及び中型混合ごみは指定シールを貼って排出する必要があります。

指定袋及び指定シールは、大きさや種類の違いによる料金設定を行っており、本市の指定ごみ袋及び指定シールの料金体系は表 2-2-16 に示すとおりです。

表 2-2-16 指定ごみ袋及び指定シールの料金体系

	金額
燃えるごみ袋（青色）	45L 袋（450 円/10 枚）、30L 袋（300 円/10 枚）、 20L 袋（400 円/20 枚）、10L 袋（200 円/20 枚）
埋立ごみ袋（透明）	20L 袋（400 円/20 枚）、10L 袋（200 円/20 枚）
粗大ごみシール（青色）	450 円/5 枚
中型混合ごみシール（赤色）	450 円/10 枚
せん定枝ごみシール（ピンク色）	450 円/10 枚

(7) ごみ処理事業経費の状況

本市におけるごみ処理事業経費の推移は表 2-2-17 及び図 2-2-13 に示すとおりです。

ごみ処理事業の処理及び維持管理に係る費用は、令和元年度で約 5.1 億円となっており、増加傾向を示しています。

市民 1 人当たりの処理及び維持管理費は、おおむね 11,000～12,000 円/人で推移しています。

ごみ処理事業経費全体としては、平成 29 年度以降は増加傾向に転じています。

表 2-2-17 ごみ処理事業経費の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画収集人口	人	44,826	43,218	43,007	42,913	42,756	42,628
ごみ排出量	t	12,352	12,568	12,409	12,181	12,058	12,032
ごみ処理事業経費	千円	459,358	466,712	493,610	557,850	562,230	566,788
処理及び維持管理費	千円	425,721	426,306	448,833	504,980	501,359	514,973
収集運搬費	千円	119,575	122,962	121,957	115,660	121,415	125,982
中間処理費	千円	166,617	155,297	174,504	276,661	251,245	254,162
最終処分費	千円	110,745	121,010	132,239	83,334	90,593	66,895
組合分担金、調査研究費等	千円	28,784	27,037	20,133	29,325	38,106	67,934
建設・改良費	千円	0	0	0	0	0	0
その他	千円	33,637	40,406	44,777	52,870	60,871	51,815
市民1人当たりの処理及び維持管理費	円/人	9,497	9,864	10,436	11,768	11,726	12,081
ごみ排出量当たりの処理及び維持管理費	円/t	34,466	33,920	36,170	41,456	41,579	42,800

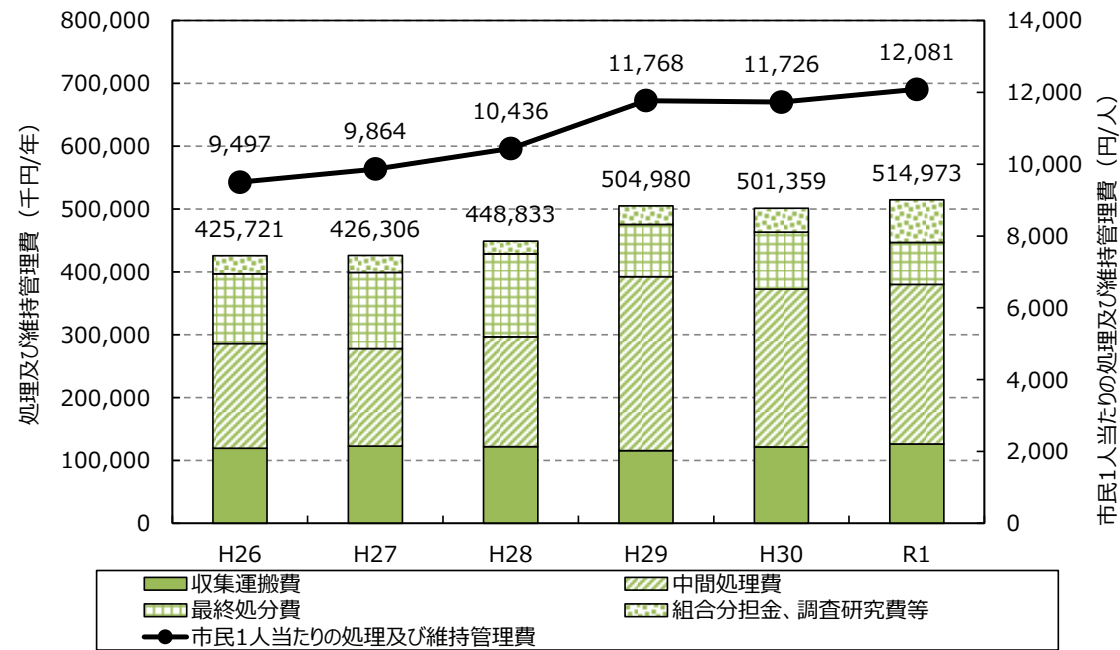


図 2-2-13 ごみ処理事業経費の推移

(8) ごみ処理施設の状況

本市でごみを処理している「赤磐市環境センター（エコプラザあかいわ）」及びペットボトル他ストックヤードの位置は、図 2-2-14 に示すとおりです。

平成 26 年 4 月から赤磐市環境センターが稼働を開始したため、それまで赤磐市内のごみ処理を行っていた「赤坂環境センター」、「山陽桜が丘清掃センター」及び熊山・吉井地域の市民が利用していた「和気北部衛生施設組合クリーンセンター」は閉鎖しています。

また、各施設の概要は表 2-2-18～表 2-2-21 に示すとおりです。

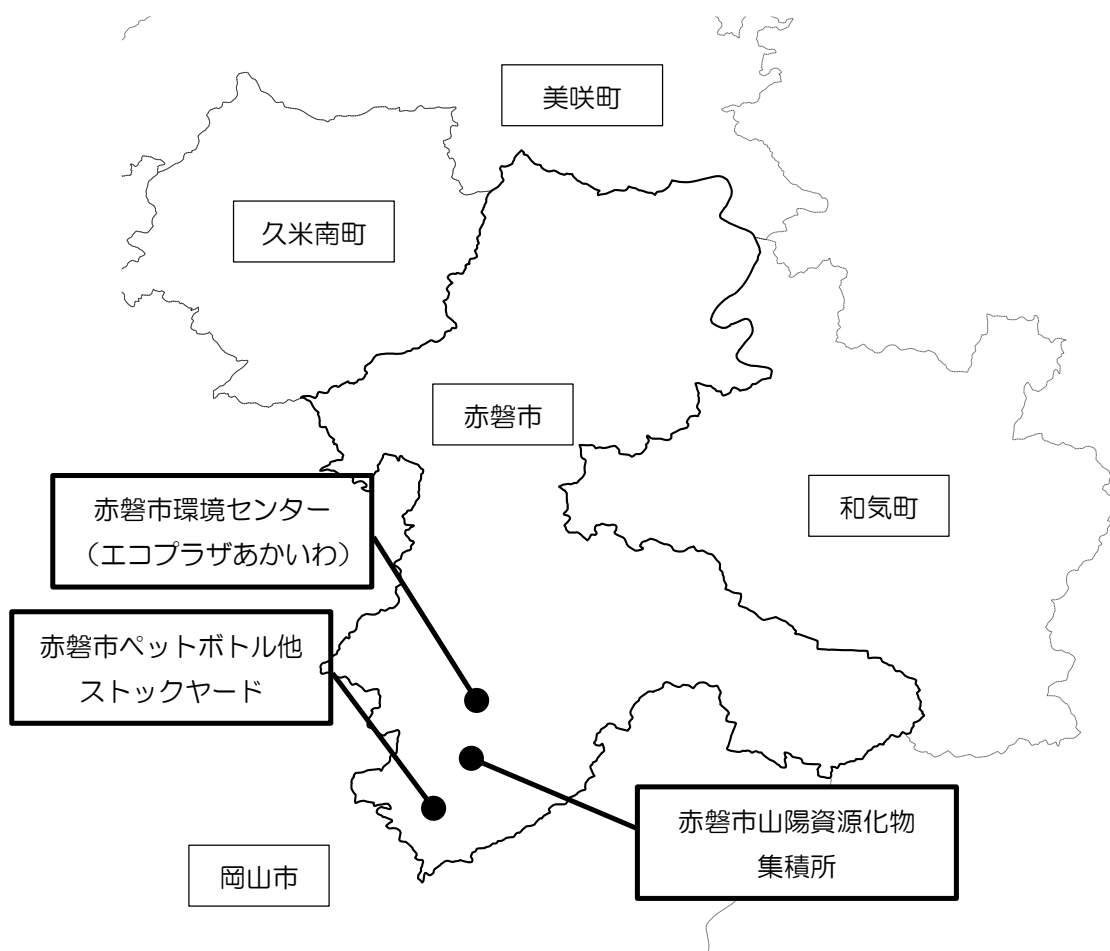


図 2-2-14 現有施設の位置図

焼却処理施設

表 2-2-18 赤磐市環境センター（エネルギー回収推進施設）の概要

施設の名称	赤磐市環境センターエネルギー回収推進施設
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市津崎 197-1
稼動開始年	平成 26 年 4 月
処理能力	44t/日 （22t/16 時間×2 炉）
炉形式	准連続式ストーカ炉
燃焼ガス冷却方式	水噴射式
搬入物	収集可燃ごみ・直接搬入可燃ごみ・可燃性粗大ごみ・破碎後選別可燃残さ
敷地面積	31,145 m ² （マテリアルリサイクル施設等含む全体）

資源化施設

表 2-2-19 赤磐市環境センター（マテリアルリサイクル推進施設）の概要

施設の名称	赤磐市環境センターマテリアルリサイクル推進施設
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市津崎 197-1
稼動開始年	平成 26 年 4 月
処理能力	4t/5 時間 1.不燃・粗大ごみ・缶処理設備 2.5t/5 時間 2.ペットボトル処理設備 0.5 t /5 時間 3.プラスチック製容器包装処理設備 1.0 t /5 時間
搬入物	金属・埋立ごみ・てんぷら油等 全 22 種類

表 2-2-20 赤磐市ペットボトル他ストックヤードの概要

施設の名称	赤磐市ペットボトル他ストックヤード
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市鴨前 914-1
稼動開始年	平成 20 年 12 月
施設規模	ストックヤード 187m ² 、圧縮 0.6t/日
搬入物	ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装等
処理方式	保管等

表 2-2-21 赤磐市山陽資源化物集積所の概要

施設の名称	赤磐市山陽資源化物集積所
施設の所管	赤磐市
所在地	赤磐市正崎 1186
稼動開始年	平成 14 年 4 月
施設規模	ストックヤード 240m ²
搬入物	ガラス類
処理方式	保管

(9) 前計画目標の達成状況及び評価

前計画では、減量目標として1人1日当たりごみ排出量、1人1日当たり家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量を、リサイクルの目標としてリサイクル率、最終処分の目標として最終処分量の数値目標（令和12（2030）年度）をそれぞれ設定していました。

表 2-2-22 前計画の目標値

区分		数値目標		
		R2年度 (短期目標)	R7年度 (中期目標)	R12年度 (計画目標)
減量目標	1人1日当たり ごみ排出量	742.6 g/人日	730.8 g/人日	719.0 g/人日
	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	513.0 g/人日	504.8 g/人日	496.7 g/人日
	事業系ごみ排出量	3,028 t	2,973 t	2,918 t
リサイクル 目標	リサイクル率 (総資源化量)	17.1% (2,065 t)	17.6% (2,084 t)	18.0% (2,100 t)
最終処分 目標	最終処分量 (最終処分率)	1,053 t (9.3%)	1,026 t (9.2%)	1,000 t (9.1%)

○減量目標の達成状況

- 令和元年度の1人1日当たりごみ排出量は、771.2g/人日となっており、短期目標（令和2年度）の742.6g/人日を上回っています。
- 令和元年度の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、528.1g/人日となっており、短期目標（令和2年度）の513.0g/人日を上回っています。
- 令和元年度の事業系ごみ排出量は、3,349t/年と、短期目標（令和2年度）の3,028t/年を上回っています。
- 上記のとおり目標達成は困難な状況にあります。

表 2-2-23 ごみ排出量の目標と実績の比較

項目	実績 令和元年度	短期目標 令和2年度	備考
1人1日当たりごみ排出量	771.2g/人日	742.6g/人日	+28.6g/人日 +4.1%
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	528.1g/人日	513.0g/人日	+15.1 g/人日 +3.0%
事業系ごみ排出量	3,349t/年	3,028t/年	+321t/年 +10.6%

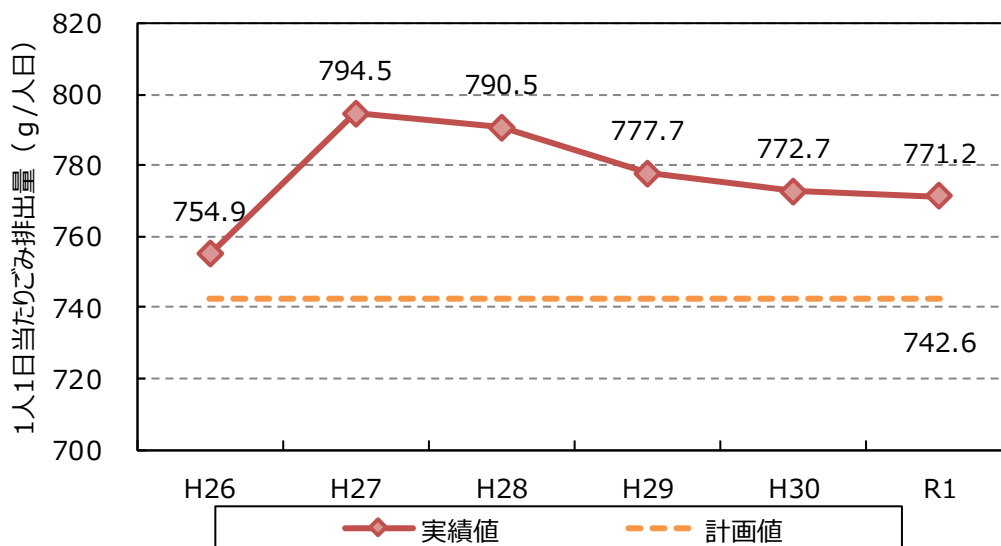


図 2-2-15 1人1日当たりごみ排出量の推移

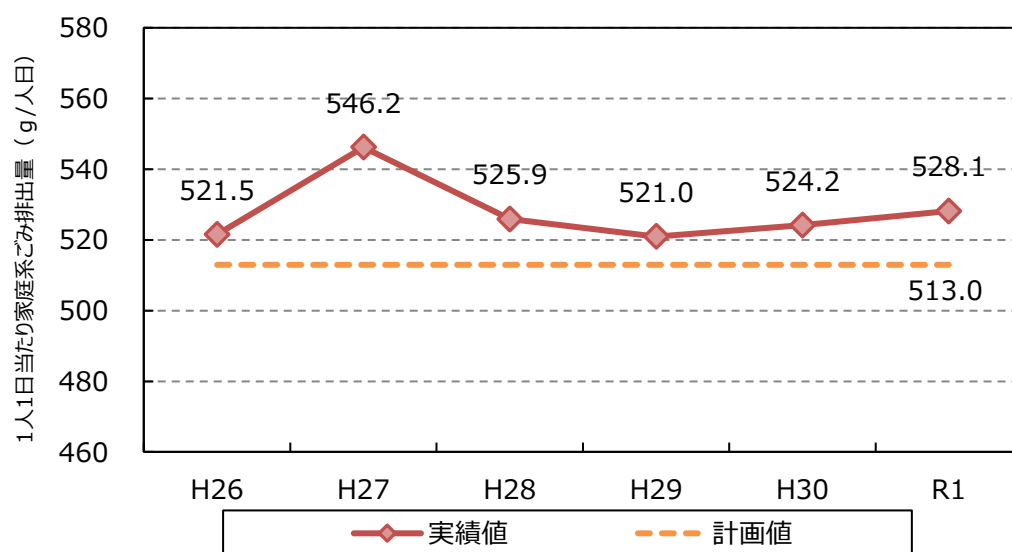


図 2-2-16 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

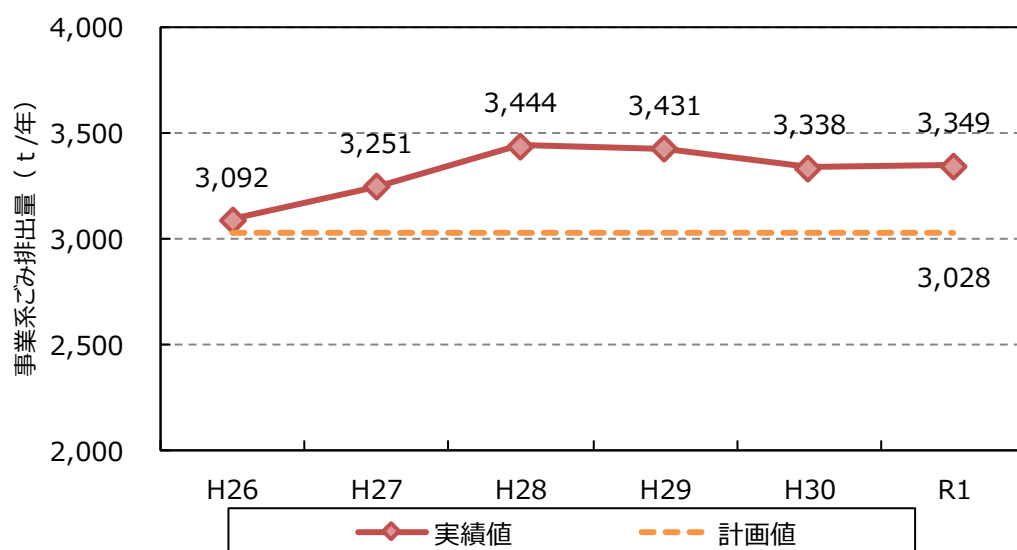


図 2-2-17 事業系ごみ排出量の経年変化

○リサイクル目標の達成状況

●令和元年度のリサイクル率は、15.7%となっており、短期目標（令和 2 年度）の 17.1%を下回っており、目標達成は困難な状況にあります。

表 2-2-24 資源化率の目標と実績の比較

項目	実績 令和元年度	短期目標 令和 2 年度	備考
リサイクル率	15.7%	17.1%	△1.3 ポイント
総資源化量	1,881t/年	2,065t/年	+184t/年 +8.9%

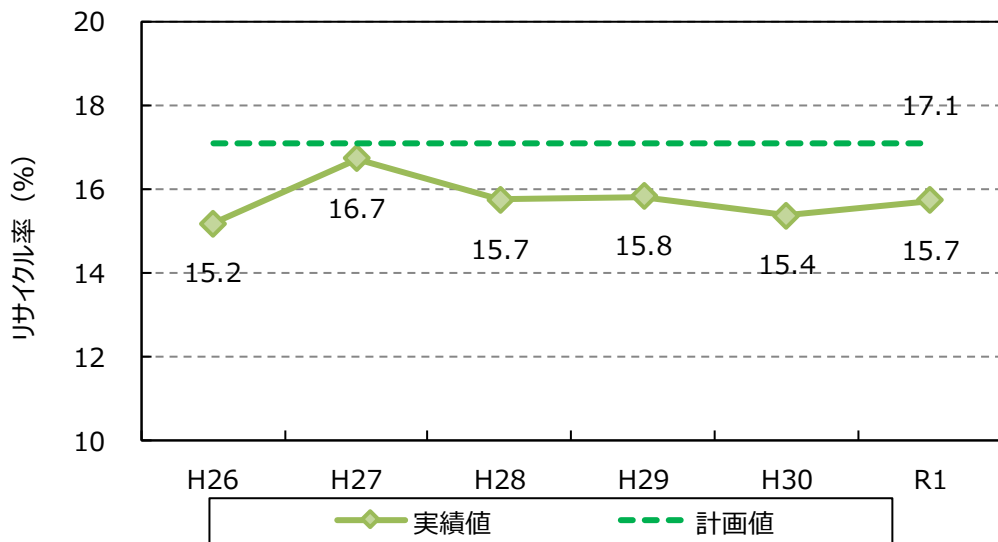


図 2-2-18 リサイクル率の経年変化

○最終処分目標の達成状況

- 令和元年度の最終処分量は1,180t/年であり、短期目標（令和2年度）の最終処分目標の1,053t/年を上回っており、目標達成は困難な状況にあります。

表 2-2-25 最終処分量の目標と実績の比較

項目	実績 令和元年度	短期目標 令和2年度	備考
最終処分量	1,180t/年以下	1,053t/年	+127t/年 +12.1%
最終処分率	10.2%	9.3%	△0.6ポイント

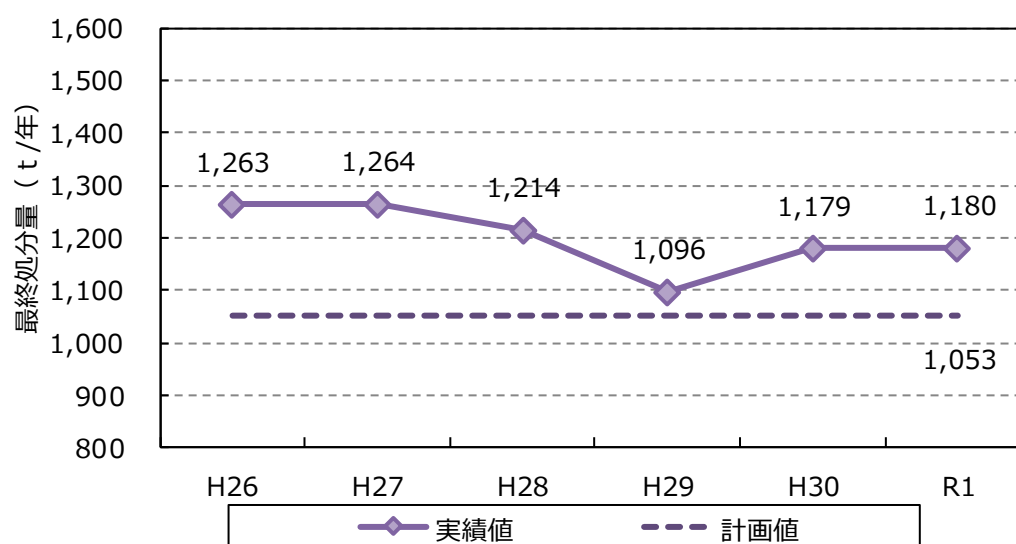


図 2-2-19 最終処分量の経年変化

(10) 市町村一般廃棄物処理システム比較分析

本市の一般廃棄物処理システムについて、環境省が公表した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月）」に基づいて、循環型社会形成、地球温暖化防止、経済性等の視点から、客観的な評価を行った結果を示します。

① 評価指標

評価指標は、循環型社会形成に関しては廃棄物の発生、廃棄物の再生利用、最終処分、地球温暖化防止に関しては温室効果ガスの排出、また、経済性については費用対効果について評価を行うこととし、表2-2-26に示す評価指標を設定します。

表 2-2-26 一般廃棄物処理システム比較分析の評価指標

視点	指標で測るもの	指標	単位	計算方法
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口1人1日当たり ごみ総排出量	kg/人日	ごみ総排出量 ^{※1} ÷365日 ÷計画収集人口×10 ³
	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率（RDF除く）	t/t	資源化量÷ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	最終処分量÷ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口1人当たり年間処理量	円/人年	処理及び維持管理費 ^{※2} ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用	円/t	（処理及び維持管理費 ^{※2} －最終処分費）÷（ごみ 排出量－最終処分量）

※1：ごみ総排出量＝年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量

※2：処理及び維持管理費のうち組合分の経費については市町村分担金の比率で市町村ごとに按分した。ここでの処理及び維持管理費は車両購入費を除いている。また、施設改良費及びその他（第三セクターへの搬出金等）は含まない。なお、処理システムの指針では、廃棄物会計基準に基づくコスト分析結果から算出することとされているというが、今回は一般廃棄物処理実態調査結果を用いて算出した。このため、経費には減価償却費及び経常収益は考慮されていない（市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールより）。

② 評価方法

ア. 評価方法

客観的な評価は、評価項目について数値化し、数値化したものをレーダーチャートに表し、類似団体（総務省により提示されている類似団体別市町村財政指数表の類型による類似団体）の平均値と比較を行う方法とし、本市の水準を明らかにするものです。

「一般廃棄物処理システム比較分析」を作成し、平成30年度における本市の水準を評価します。

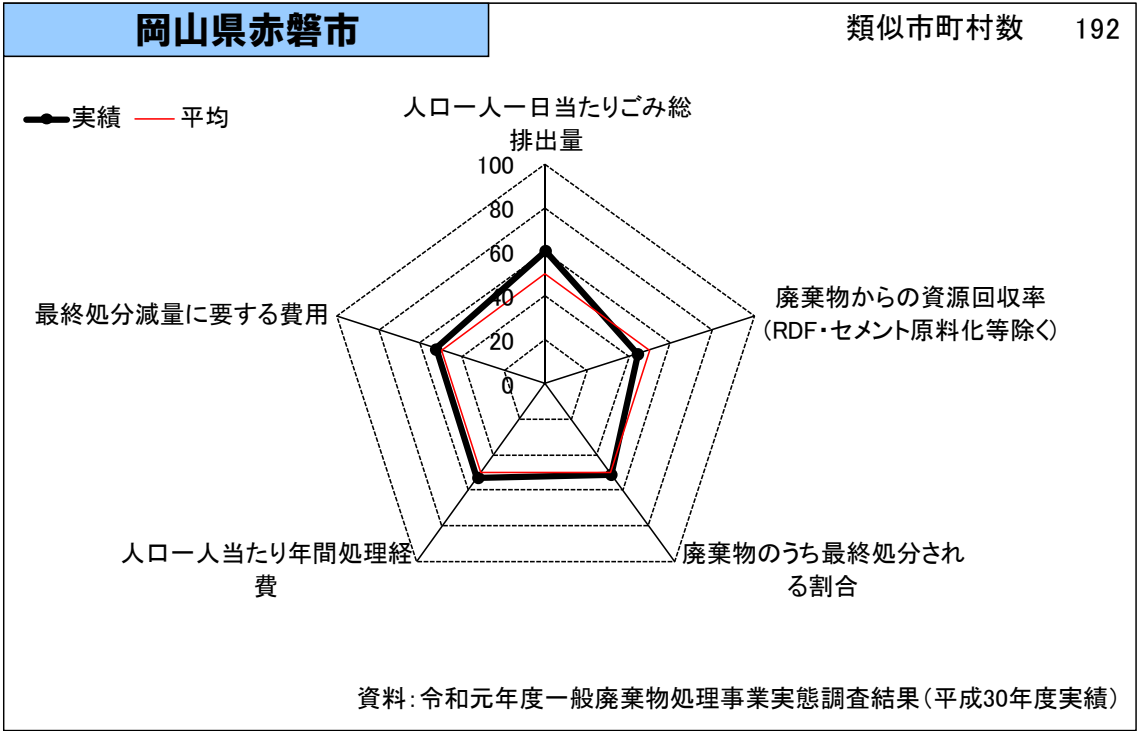
イ. レーダーチャートの見方

- 指標毎に、抽出した類似団体（市町村）間で偏差値指数を算出しています。
- レーダーチャートでは、偏差値指数が高くなるほど良好な状態を示します。
- レーダーチャートでは、偏差値指数が高くなるほど外側に広がり、外側に広がるほど良好な状態を示します。
- 例えば、人口1人1日当たりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるので、少ないほど偏差値指数が高くなり、レーダーチャートは外側に広がります。
- 廃棄物からの資源回収率（RDF除く。）は多いほど良好な状態にあるので、多いほど偏差値指数が高くなり、レーダーチャートは外側に広がります。
- 廃棄物のうち最終処分される割合が少ないほど良好な状態にあるので、少ないほど偏差値指数が高くなり、レーダーチャートは外側に広がります。

③ 分析結果

本市のごみ処理システムについて、類似団体と比較する「一般廃棄物処理システム比較分析」を行った結果は図2-2-20に示すとおりです。

- 「人口1人1日当たりごみ総排出量」の指標は良好な状況にあります。今後もごみ減量化に向けた継続的な排出量削減を推進していく必要があると考えられます。
- 廃棄物の再生利用を示す「廃棄物からの資源回収率」の指標は平均より少し低い数値であるため、更なる資源化の推進が必要であると考えられます。
- 最終処分の状況を示す「廃棄物のうち最終処分される割合」の指標は平均的であり、最終処分される割合の削減について検討する必要があります。
- 費用対効果を示す「人口1人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は他団体と比較して良好ですが、廃棄物処理に要する経費の縮減については継続的に検討していく必要があります。



人口	42,756 人			
産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	90.3	Ⅲ次人口比率	61.2

標準的な指標	人口1人1日当たりごみ総排出量 (kg/人日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口1人当たり年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.950	0.179	0.110	13,015	42,226
最大	1.567	0.727	0.907	38,191	349,342
最小	0.511	0.068	0.000	0.000	0.000
標準偏差	0.166	0.084	0.131	5,375	29,578
赤磐市	0.773	0.130	0.098	11,524	34,255
偏差値指数	60.7	44.2	50.9	52.8	52.7

※1 人口は平成30年10月1日現在（環境省一般廃棄物処理実態調査結果より）

※2 ごみ総排出量等は平成30年度実績値

図 2-2-20 一般廃棄物処理システム分析

第3章 ごみ処理の課題

3-1 排出抑制・再資源化

本市のごみ排出量は横ばい傾向を示していますが、1人1日当たりごみ排出量については、全国平均や県平均と比較して低い値となっています。

今後は、実現可能なごみ減量目標を設定して、継続的なごみ排出量の削減に努めていく必要があります。特に事業系ごみ量は横ばい傾向にあることから、更なる排出抑制や搬入検査の徹底を図っていく必要があります。

また、本市のリサイクル率は減少傾向を示しており、全国・県平均や類似団体平均よりも低い数値となっていることから、継続的な資源化の取組を進めていくことが必要です。

これらの課題解決のためには、より一層の排出抑制・再資源化を図る施策を検討するとともに、市民、事業者、行政の一人一人が排出抑制や分別排出に積極的に取り組んでいくことが重要です。

3-2 収集・運搬

収集・運搬については、赤磐市環境センターの稼働に合わせて、それまで収集の対象、区分、方法が各地区によって異なっていた収集・運搬体制を統一しました。

今後は、統一された収集・運搬方法について、市民・事業者において適切な分別排出が行われているか、継続的な確認を行い、不適正な分別排出が行われている場合は、啓発・指導等を行っていく必要があります。

3-3 中間処理

中間処理量については、赤磐市環境センターの稼働に合わせて、分別収集等を変更した結果、施設への搬入量が増加に転じています。こうした状況に対応できる処理体制を整備しておくことが必要となります。

可燃ごみの焼却処理については、焼却施設を集約化してエネルギー回収推進施設として整備したことにより、焼却時に発生する熱をエネルギーとして回収し、有効利用することが可能となりました。

マテリアルリサイクル推進施設の稼働によって、容器包装系廃棄物や各種資源系ごみは資源化を推進しています。

現在、統一された分別区分に基づいて資源化が進められていますが、直接埋立てされるものや、可燃物等に含まれている資源物を取り出し、資源化を推進する必要があります。

3-4 最終処分

最終処分については、今後も適正な処分体制を確保しつつ、最終処分量の低減を図るために、焼却量をできる限り減量し、直接埋立てされるものや、不燃物に含まれている資源物を取り出し資源化を促進するとともに焼却残渣の有効利用を図る等、最終処分量の低減化策を実施します。

3-5 廃棄物の処理・処分施設

一般廃棄物処理は、市町村の責務であるため、市内で排出される廃棄物の処理はできる限り行政区域内で行う「自区内処理」の原則が適用されることが社会的な合意事項となっています。「自区内処理」の実現には、本市独自で主体的かつ適時に処理できる新たな最終処分場の整備が必要です。現在、市内にある最終処分場は既に埋立てを完了し、現在では県外の民間事業者に委託処理しています。

最終処分場は、日常生活から発生するごみのうち、リサイクルやリユースされない物を生活環境の保全に支障が生じないように適切に最終処分（埋立て）し、埋立物の安定化や無害化を行う施設で、国で定められた構造基準・維持管理基準に基づき計画・設計する必要があります。

一方、廃棄物の処理において最大限の安全性及び確実性を確保するためには、多様な処理方法を確立して複数チャンネル化を図り、それぞれの処理系統を相互補完することが有効です。

本市の廃棄物の中間処理は、平成26年4月から稼働している赤磐市環境センターにおいて、ごみの焼却処理と有価物の資源化を行っています。

今後、中間処理を経て最終的に埋立処分せざるを得ないごみについては、現状の県外の民間事業者による委託処理の体制も確保しつつ、自区内処理の原則のもと、市民の合意に基づいた最終処分場を確保するため、地権者や地元住民等の意見を踏まえながら周辺環境に配慮し、適正な整備計画の策定に着手していく必要があります。

第4章 ごみの排出量と処理等の予測

4-1 予測方法

本計画におけるごみ排出量等の予測フローは図 2-4-1 に示すとおりです。将来予測は、過去の実績値に基づき、統計的予測を行いました。予測は、1 人 1 日当たりごみ排出量が現状のまま推移した場合のごみ量の将来予測を行った後、目標値の設定や施策の検討を行った計画ごみ量について行います。

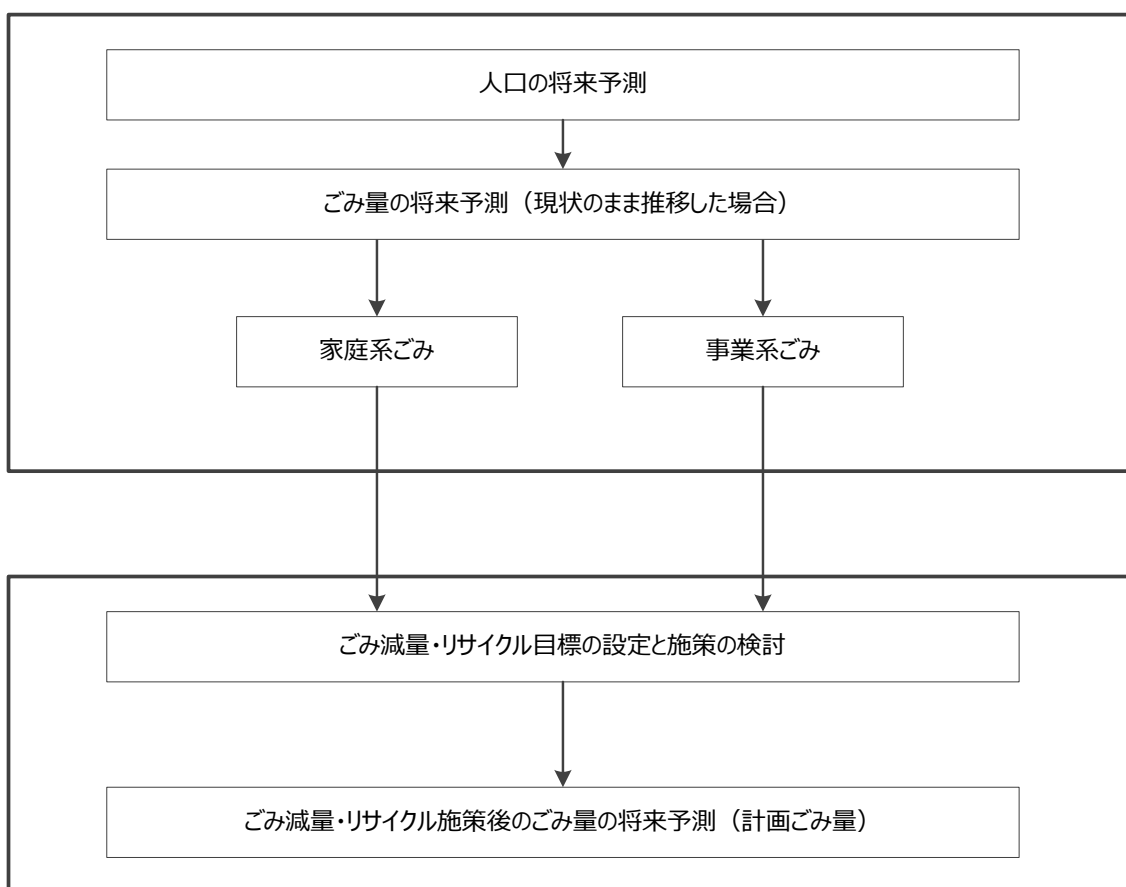


図 2-4-1 ごみ排出量等の予測フロー

4-2 予測結果

(1) 人口

人口予測結果は、表 2-4-1 及び図 2-4-2 に示すとおりです。将来人口は、国立社会保障人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』の推計結果を適用します。なお、推計値は 5 年毎の数値であるため、各推計値を直線近似することで、年度別の人口を設定しました。

令和元年度の実績値は 42,628 人であり、計画期間中、減少していくことが推定され、計画目標年度（令和 17 年度）では、39,308 人になることが見込まれています。

表 2-4-1 人口予測結果

	実績値	目標		
	R1 年度 (実績)	R7 年度 (短期目標)	R12 年度 (中期目標)	R17 年度 (計画目標)
人口（人）	42,628	41,584	40,509	39,308

※実績値は一般廃棄物処理実態調査の計画収集人口（10 月 1 日現在）

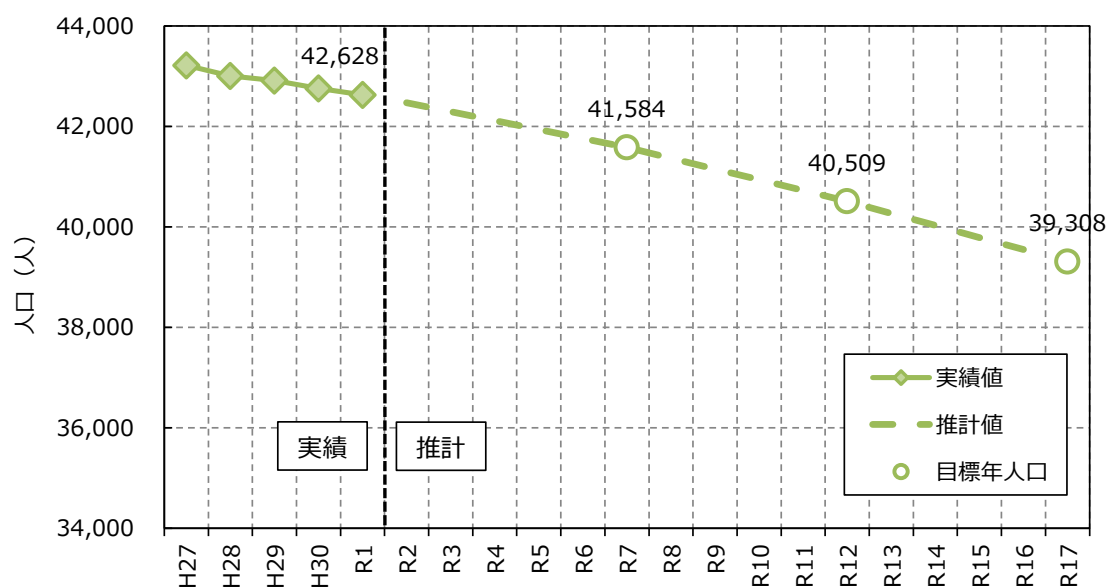


図 2-4-2 人口予測結果

(2) ごみ量

本市のごみ量の将来予測結果は、表 2-4-2～表 2-4-4 に示すとおりです。予測に当たっては、現状の取組を継続した場合を見込み、最新実績（令和元年度）の1人1日当たりごみ排出量を実績値で一定に推移することを想定しています。

1人1日当たりごみ排出量の変動しないため、ごみ量は減少する人口に比例して減少することが示されます。

このため、現状のまま推移した場合のごみ排出量は、計画目標年度において実績値から約940t減少する結果となります。

表 2-4-2 ごみ排出量予測結果（現状のまま推移）

年度			R1年度 (実績)	R7年度 (短期目標)	R12年度 (中期目標)	R17年度 (計画目標)
	家庭系ごみ排出量	t	8,240	8,016	7,809	7,598
	事業系ごみ排出量	t	3,349	3,258	3,174	3,088
	集団回収量	t	443	431	420	409
	総排出量	t	12,032	11,705	11,403	11,095
1人1日当たりごみ排出量			g/人日	771.2	771.2	771.2
1人1日当たり家庭系ごみ排出量			g/人日	528.1	528.1	528.1

*1：実績は、本計画におけるごみ排出量を予測するための基準となる令和元年度の実績値です。

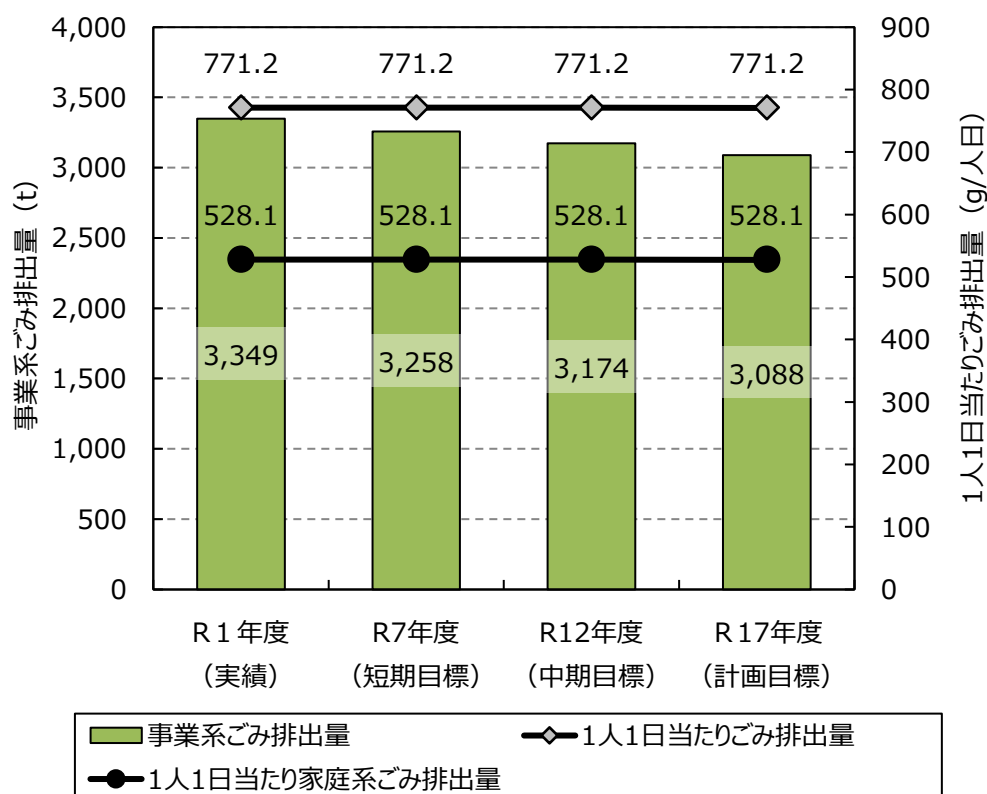


表 2-4-3 資源化量予測結果（現状のまま推移）

年度		R1年度 (実績)	R7年度 (短期目標)	R12年度 (中期目標)	R17年度 (計画目標)
直接資源化量	t	798	776	756	736
中間処理後資源化量	t	640	625	608	592
集団回収量	t	443	431	420	409
総資源化量	t	1,881	1,832	1,785	1,736
リサイクル率	%	15.7	15.6	15.7	15.6

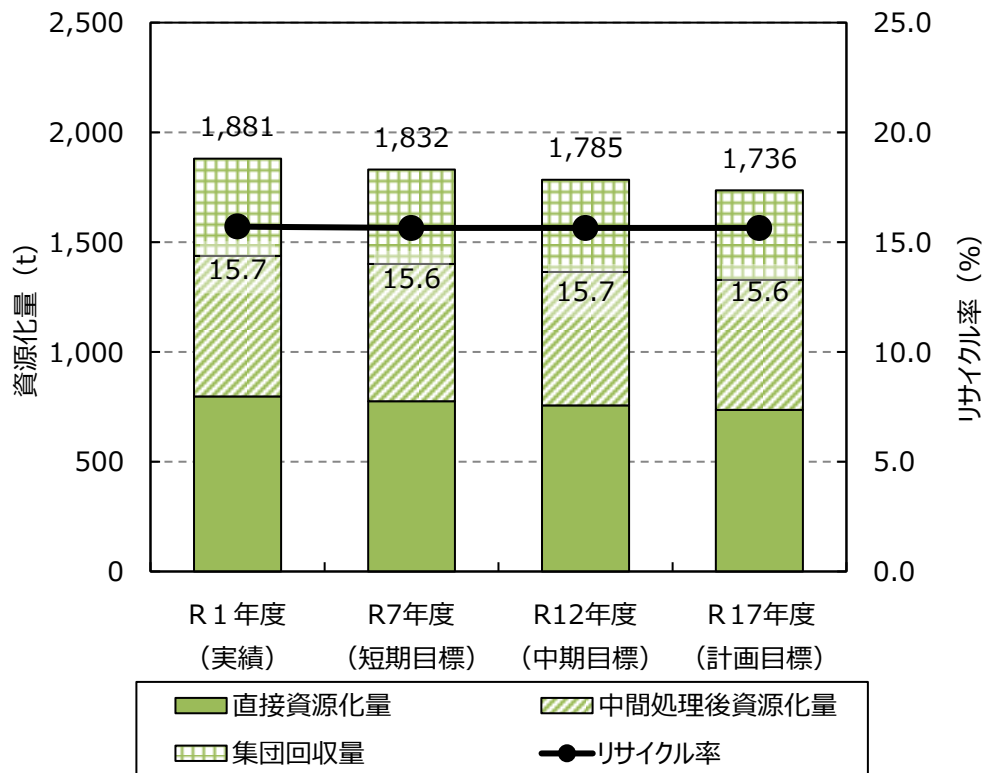
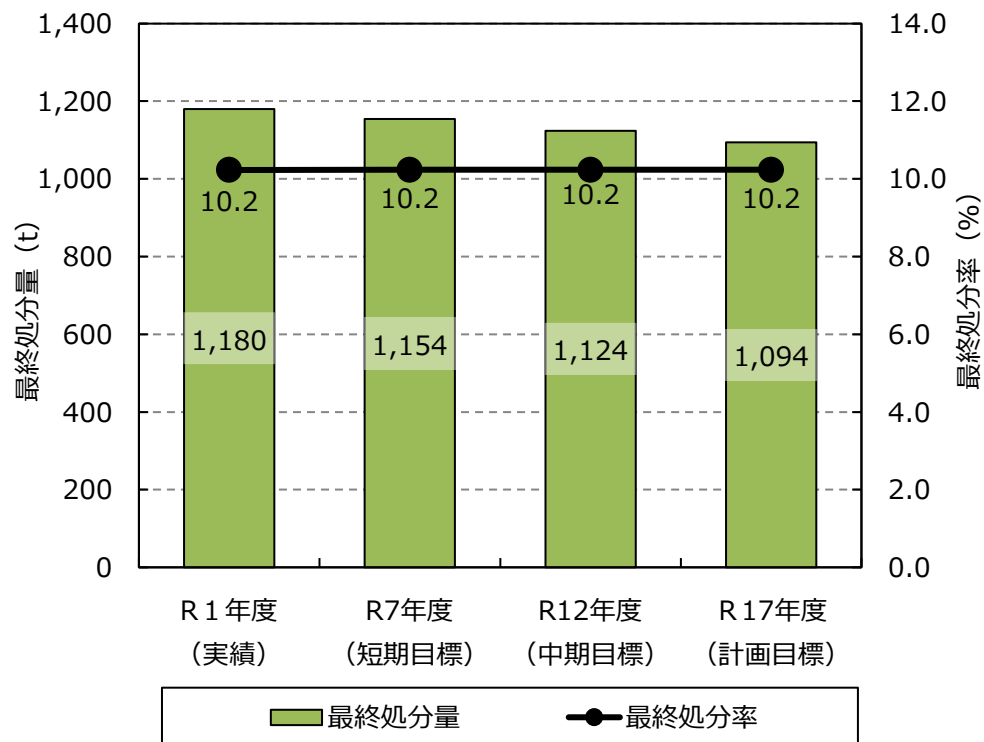


表 2-4-4 最終処分量予測結果（現状のまま推移）

年度		R1年度 (実績)	R7年度 (短期目標)	R12年度 (中期目標)	R17年度 (計画目標)
直接最終処分量	t	109	106	103	101
中間処理後最終処分量	t	1,071	1,052	1,024	997
最終処分量	t	1,180	1,158	1,128	1,097
最終処分率	%	10.2	10.3	10.3	10.3



4-3 数値目標

本計画におけるごみ減量化等に係る目標値は、前計画の目標値達成状況や国及び県の目標値を参考として定めます。

(1) 国及び県の目標

国及び県のごみ減量化等に係る目標値は、表 2-4-5 に示すとおりです。

表 2-4-5 国及び県の減量化等の目標

区分		国 「環境省告示第7号」 (H28年)	国 「第四次循環型社会形成推進基本計画」 (H30年)	県 「第4次岡山県廃棄物処理計画」 (H28年)
目標値	目標年度	R2年度	R7年度	R2年度
	基準年度	H24年度	H12年度	H26年度
	減量化	ごみ排出量 12%減 (H24年度比) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 500g ^{*1}	ごみ排出量 25%減 1人1日当たりのごみ排出量 850g ^{*2} 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 440g ^{*2} 事業系ごみ排出量 35%減 (H12年度比)	1人1日当たりの排出量 935g 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 500g ^{*1}
	リサイクル率	27%まで向上	—	32.7%まで向上
	最終処分量	14%削減 (H24年度比)	—	86.5t/日

*1：資源ごみ、集団回収量は含みます。

*2：資源ごみ、集団回収量は含まれません。

(2) 目標値の検討

本計画におけるごみ減量化等に係る目標値の設定について、前計画の目標値達成状況と目標値設定方針を表 2-4-6 に示します。

令和元年度実績において、減量目標、リサイクル目標並びに最終処分目標ともに、目標達成は困難な状況から、本計画においては、より効果的な施策を実施しながら実態に即した目標値を設定していくこととします。

表 2-4-6 前計画の目標値達成状況と目標値設定方針

区分		前計画目標値	前計画達成状況	本計画における目標値 設定方針
目標値	目標年度	短期目標年度 R2 年度 中期目標年度 R7 年度 計画目標年度 R12 年度	—	—
	基準年度	H26 年度	—	—
	減量目標	1 人 1 日当たりごみ排出量 R2 年度 742.6g/人日 R7 年度 730.8g/人日 R12 年度 719.0g/人日	計画目標値未達 (R1 年度 771.2g/人日)	本市の現状を踏まえて 新たな目標を設定する
		1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量 R2 年度 513.0g/人日 R7 年度 504.8g/人日 R12 年度 496.7g/人日	計画目標値未達 (R1 年度 528.1g/人日)	本市の現状を踏まえて 新たな目標を設定する
		事業系ごみ排出量 R2 年度 3,028 t/年 R7 年度 2,973 t/年 R12 年度 2,918 t/年	計画目標値未達 (R1 年度 3,349t/年)	本市の現状を踏まえて 新たな目標を設定する
	リサイクル 目標	リサイクル率 R2 年度 17.1% R7 年度 17.6% R12 年度 18.0%以上	目標値未達成 (R1 年度 15.5%)	本市の現状を踏まえて 新たな目標を設定する
	最終処分 目標	最終処分量 R2 年度 1,053t まで減量 R7 年度 1,026t まで減量 R12 年度 1,000t 以下	目標値未達成 (R1 年度 1,180t)	本市の現状を踏まえて 新たな目標を設定する

(3) ごみ減量・リサイクル施策の設定

本計画において、実現可能な目標値を設定するために、本計画で定めるごみ減量・リサイクルに関する施策から想定される減量及びリサイクルによる効果を見込んだ将来のごみ排出量及び処理量等を予測します。

実現可能な目標値を達成するための具体的なごみ減量・リサイクル施策のうち、定量化可能な施策を抽出し、4-1 で予測した現状のまま推移したごみ排出量等の予測結果に反映させることで、ごみ減量・リサイクル施策実施後の予測を行います。

本計画で想定する家庭系ごみ、事業系ごみ、中間処理段階の減量・リサイクル施策による効果は表 2-4-7～表 2-4-9 に示すとおりです。

表 2-4-7 家庭系ごみの減量・リサイクル施策による効果

項目	減量効果
レジ袋有料化	●令和 3 年以降レジ袋有料化で、一律 2g/人日減 ○レジ袋辞退率が 25%から 70%以上に向上（コンビニ 3 社発表） ※レジ袋排出量 $30/75 = 40\%$に減少 ○年間 300 億枚→120 億枚 ⇒ 1 人年間 250 枚→100 枚 1 枚 5g とすると、年間 1 人当たり 750 g 減 ∴1 人 1 日当たり 2g 減 ⇒ 発生抑制
食品ロス削減	●令和 12 年度までに食品ロス半減（63g/人日→32g/人日） ○国の方針で令和 12（2030）年に半減 ○平成 30（2018）年全国ベースの食品ロス推計値 1 日あたり 51kg/人年（家庭系・事業系） 家庭系の年間 1 人当たり 23 kg （51 kg/人年÷（家庭系発生量 291 万トﾝ÷合計 643 万トﾝ）） ∴1 人 1 日当たり 63 g ⇒ 半減 32 g ⇒ 発生抑制
水きり強化	●令和 17 年度までに生ごみ水切りで可燃ごみ 17g/人日削減 ○水切りによる減量効果 10～30%程度→（10%を採用） ○環境省による家庭系可燃ごみの組成分析結果によると家庭系可燃ごみのうち、 厨芥類(生ごみ)は 32.7% ○厨芥類 = 可燃ごみ排出量（528.1 g/人日）×32.7%≒173 g/人日 ∴水切量 = 173 g/人日×水切り効果（10%）= 17 g/人日
可燃ごみ中の紙類分別強化	●令和 17 年までに分別率 10%向上、可燃ごみから資源ごみへ適正排出を誘導 ○環境省による家庭系可燃ごみの組成分析結果によると家庭系可燃ごみのうち、 容器包装以外の紙類は 25.9% ○紙類 = 可燃ごみ排出量（528.1 g/人日）×25.9%≒137 g/人日 ∴紙類分別強化 = 137g×0.10 = 14g 減 ⇒ 紙類資源として排出

可燃ごみ中の 容器包装分別 強化	●令和 17 年までに分別率 10%向上、可燃ごみから資源ごみへ適正排出を誘導 ○環境省による家庭系可燃ごみの組成分析結果によると家庭系可燃ごみのうち、容器包装廃棄物は 24.1% (112 g/人日) ○容器包装 = 可燃ごみ排出量 (528.1 g/人日) × 24.1% ÷ 100 = 127 g/人日 ∴容器包装分別強化 = 127g × 0.10 = 13g 減 ⇒ 容器包装資源として排出
粗大ごみ排出 削減	●リサイクルプラザの持込品をリユース品として計上 (32 t) → 現状、リユース品は計量していないため、資源化量としてカウントしていない。 ○リユース量 = 下記式より、過去 5 か年 (H27~R1) まで平均量 ÷ 32 t →令和 3 年度から直接資源化量として 30 t を計上) ※リユース量 = 品目別の搬出総数 (点) × 想定平均重量 (g) R1 年度実績 売払品 520 点 × 15,000 g (家具 (デスク)) 書籍類 3,273 点 × 300 g (文庫本) 衣類 3,805 点 × 200 g (Yシャツ) 食器類 3,759 点 × 300 g (皿)

(環境省：「容器包装廃棄物の使用、排出実態調査 (令和元年度)」)

表 2-4-8 事業系ごみの減量施策の減量効果

項目	減量効果
紙ごみの可燃ごみへの 混入防止 不正搬入の指導強化	●令和 17 年度までに搬入の指導強化により、可燃ごみの 3%減 ○岡山市による事業系可燃ごみ組成調査結果 (平成 26 年度) (全業種) によると資源化可能な紙類は 19.6%が段ボール・雑紙類であった。また、不適正な搬入廃棄物として産業廃棄物 (プラスチック類) が 12.6%であった。 →紙類の資源物としてのリサイクル、不適正搬入物の適正化によりごみ減量化が可能である。 →令和 17 (2035) 年までに約 10%適正化できるとする。 ∴事業系可燃ごみの約 3%減を目指す。 (2.0%+1.3%)

表 2-4-9 中間処理段階の減量・リサイクル施策による効果

項目	資源化効果
焼却残渣の資源化	●令和 17 年度までに資源化率を 30%に向上 ○R1 年度 焼却残渣量 1,416 t (最終処分量 1,070 t セメント原料化 346 t) 資源化率 = 346 t ÷ (346 t + 1,070 t) = 24.5% ○R17 年度 焼却残渣量 1,132 t セメント原料化量 342 t (→ 削減効果 65 t)

(4) ごみ減量・リサイクル施策による効果を考慮した場合のごみ排出量、処理量の予測結果

ごみ減量・リサイクル施策による効果を考慮した場合の数値目標に関わるごみ量指標を下記に示します。上記の施策により、国・岡山県の数値目標である家庭系ごみ1人1日排出量は500g/人日は、中期目標（R12年度）の時点で達成し、計画目標では450g/人日まで削減が可能と見込まれます。

紙類及び容器包装廃棄物の分別強化により、可燃ごみから資源物への移行や焼却残渣のセメント原料化を高めることにより資源化量は増大し、資源化率は、20.2%まで向上します。

ごみ減量・リサイクル施策の効果の結果として、計画目標年度の最終処分量は870t/年まで削減される見込みとなっています。

表 2-4-10 ごみ量等の予測結果（ごみ減量・リサイクル施策の効果を考慮した場合）

項目	R1年度 (実績)	R7年度 (短期目標)	R12年度 (中期目標)	R17年度 (計画目標)
ごみ排出量	12,032 t	11,144 t	10,340 t	9,787 t
1人1日当たりごみ排出量	771.2 g/人日	734.2 g/人日	699.3 g/人日	680.3 g/人日
家庭系ごみ排出量	8,240 t	7,520 t	6,873 t	6,476 t
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	528.1 g/人日	495.4 g/人日	464.8 g/人日	450.1 g/人日
事業系ごみ排出量	3,349 t	3,193 t	3,047 t	2,903 t
集団回収量	443 t	431 t	420 t	409 t
中間処理量	10,708 t	10,584 t	9,727 t	8,891 t
資源化量	1,881 t	1,940 t	1,972 t	1,981 t
リサイクル率	15.7%	17.4%	19.1%	20.2%
最終処分量	1,180 t	1,057 t	949 t	870 t
最終処分率	10.2%	9.9%	9.6%	9.3%

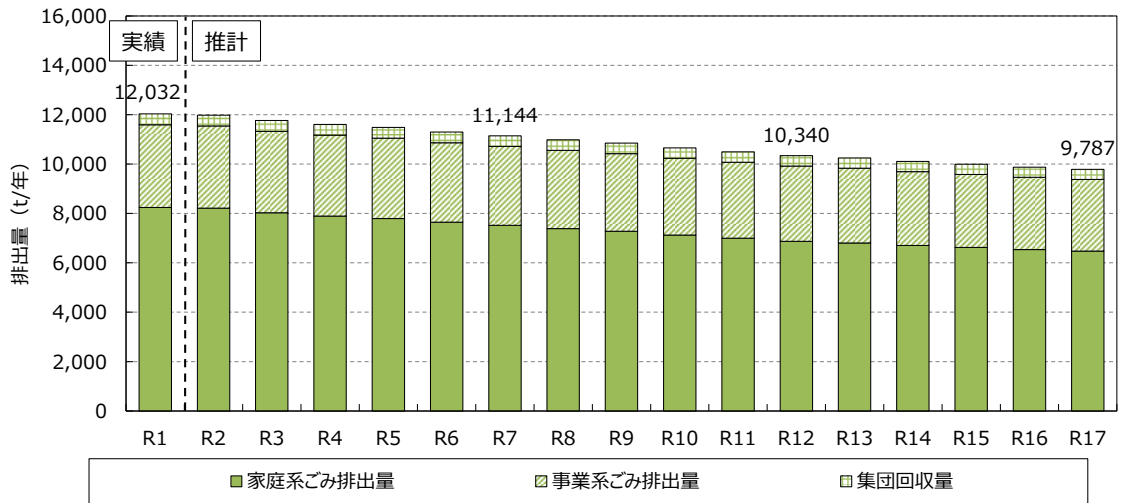


図 2-4-3 ごみ排出量の見通し

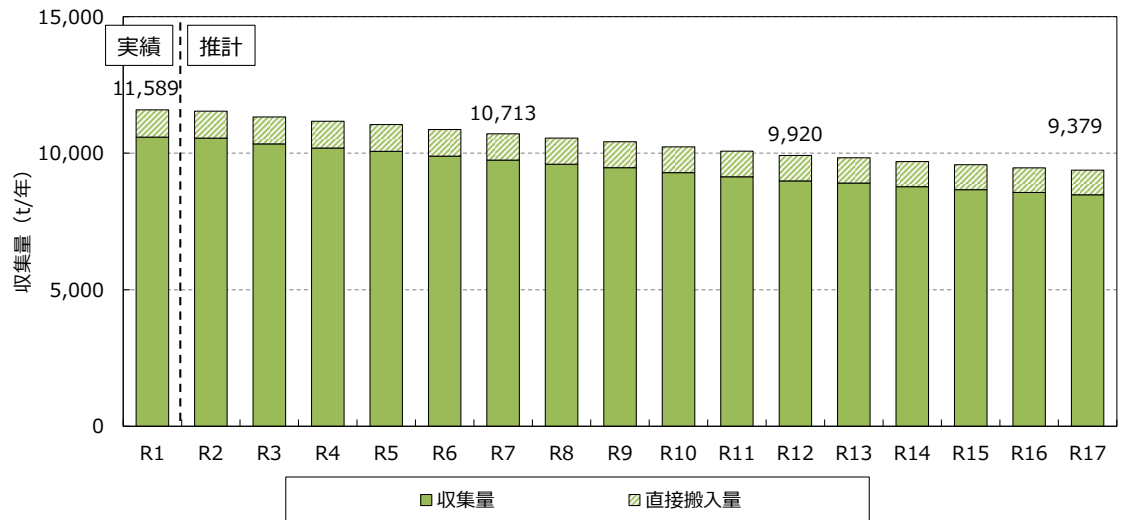


図 2-4-4 収集量の見通し

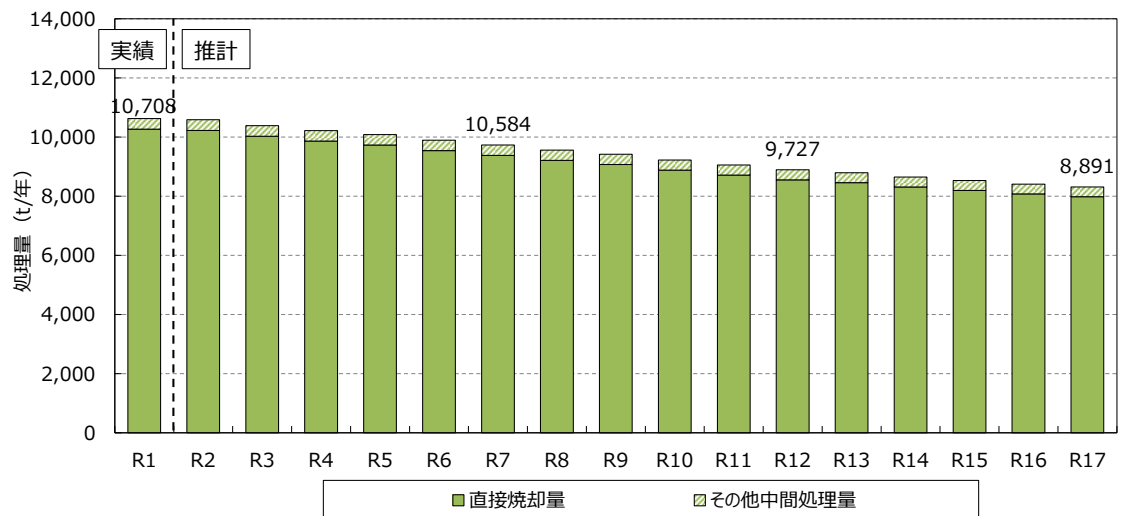


図 2-4-5 中間処理量の見通し

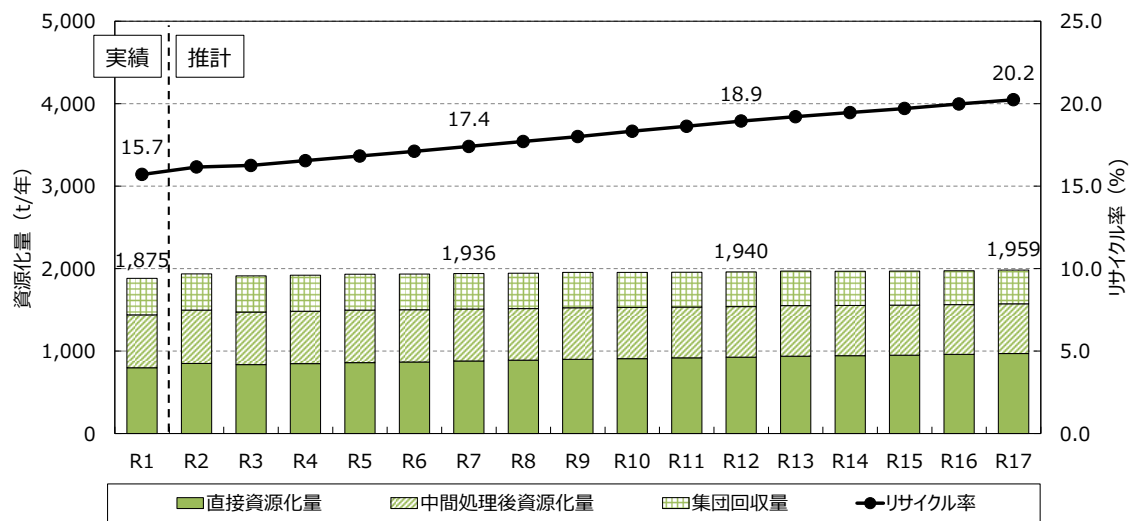


図 2-4-6 資源化量の見通し

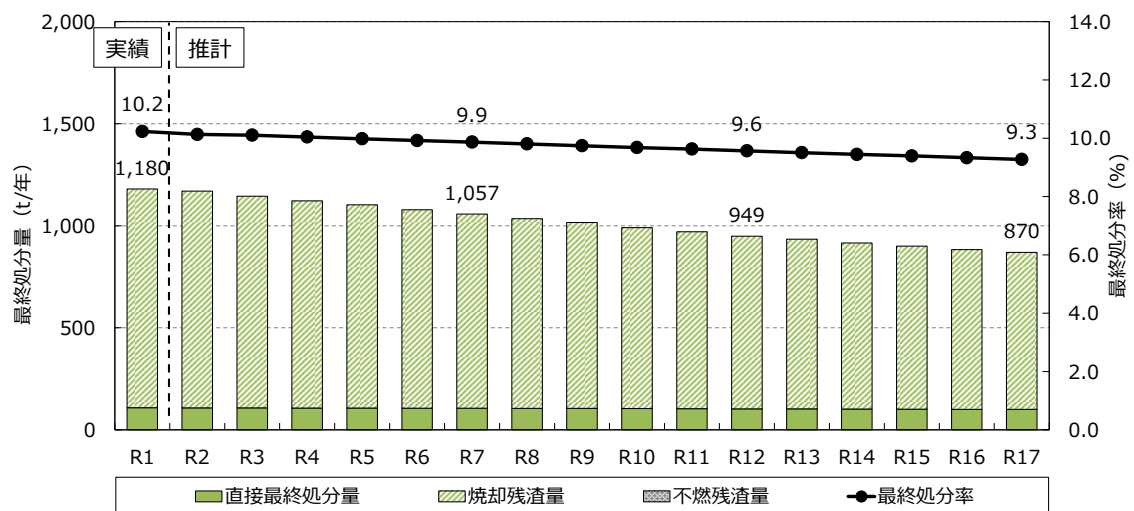


図 2-4-7 最終処分量の見通し

4-4 目標値の設定

(1) 減量目標

本計画においては、発生・排出抑制に関する施策を継続的に取り組むことにより、計画目標年度までに達成を目指す減量目標を以下のとおり定めます。

《目標》

1人1日当たりごみ排出量を 680.0g/人日まで減量

1人1日当たり家庭系ごみ排出量を 450.0g/人日まで減量

事業系ごみ排出量を 2,903t まで減量

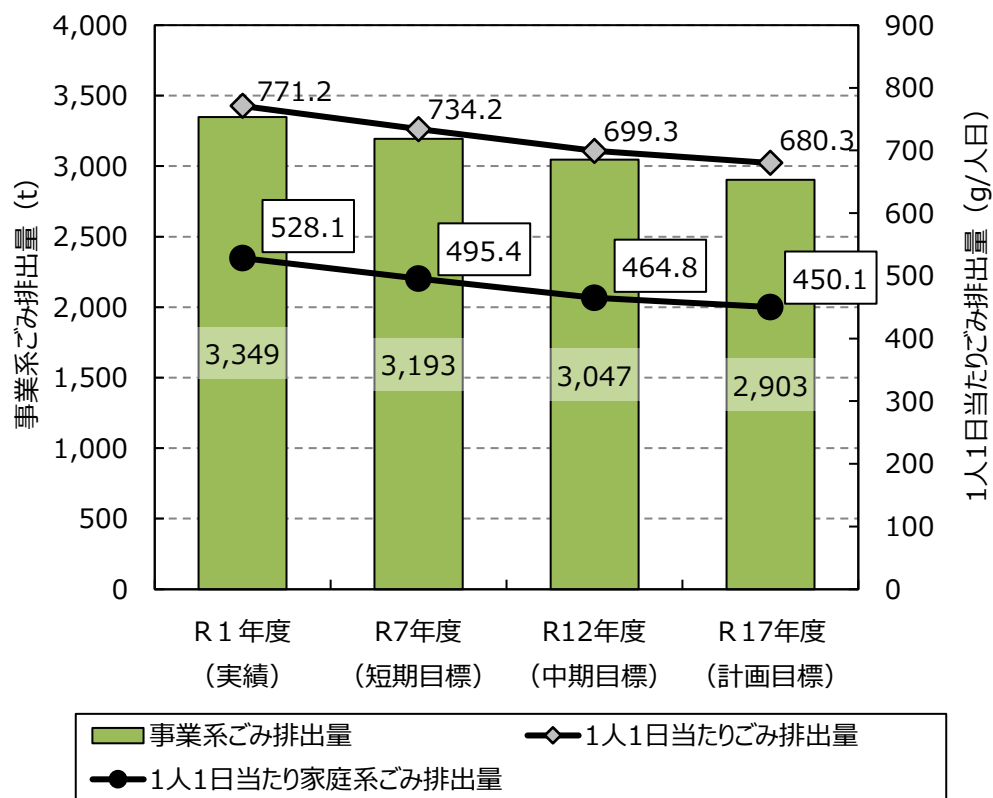


図 2-4-8 ごみ減量目標

(2) リサイクル目標

本計画においては、継続的な分別排出の徹底とセメント原料化等による資源化の推進を図ることで、ごみ減量と資源化に努め、リサイクル目標を以下のとおり定めます。

《目 標》

総資源化量を 1,981t として
リサイクル率 20.2%以上へ向上

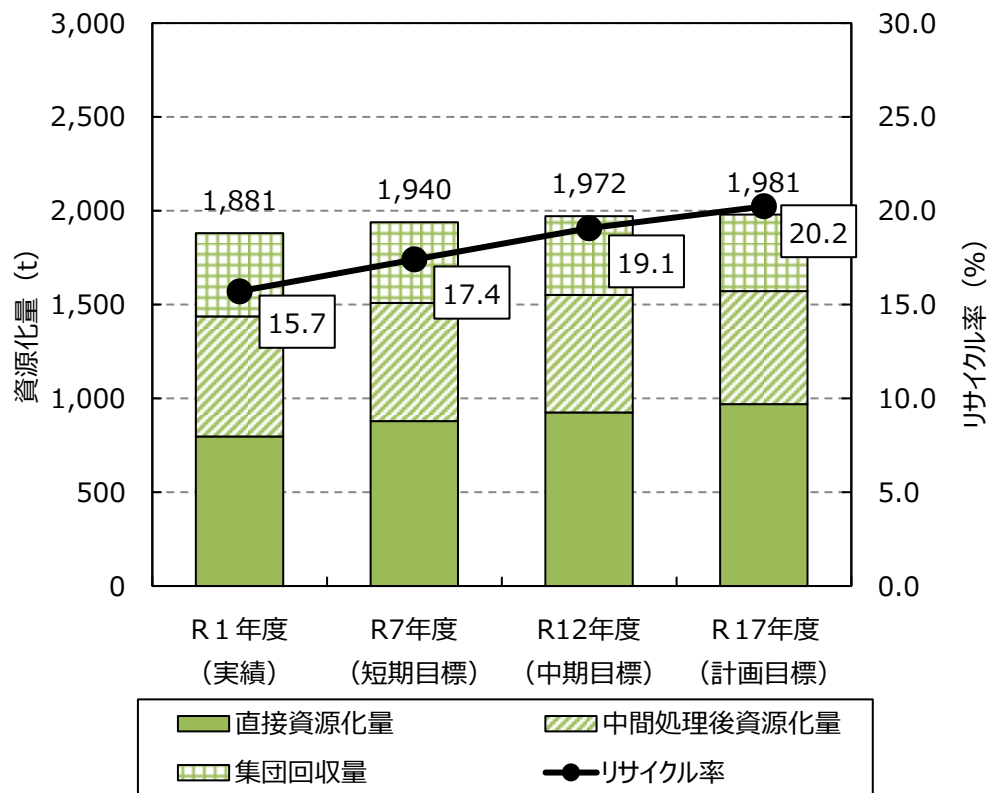


図 2-4-9 リサイクル目標

(3) 最終処分目標

本計画においては、ごみ減量やリサイクルに努め、最終的な処分量の減量を図り、最終処分目標を以下のとおり定めます。

《目 標》

最終処分率を 9.3%として

最終処分量を 870t 以下まで減量

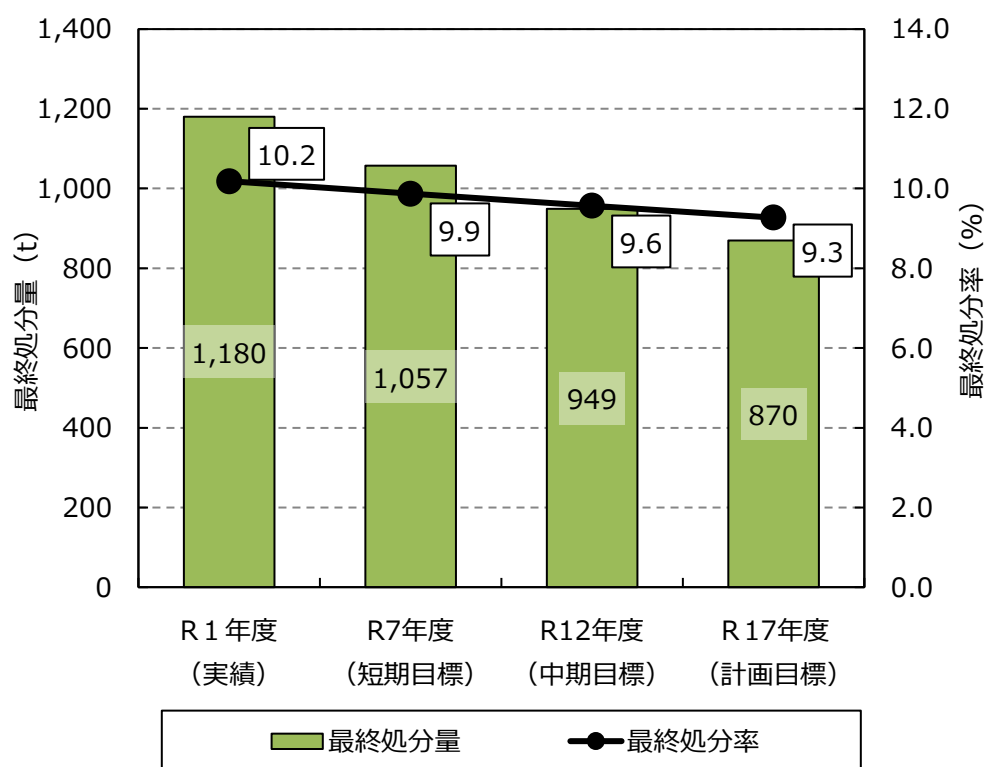


図 2-4-10 最終処分目標

第5章 ごみ処理基本計画

5-1 基本理念及び基本方針

本市における循環型社会の構築に向けて、ごみ処理基本計画における基本方針を以下のとおり定めます。

【基本理念】

廃棄物処理の原則は自区内処理です。できるだけ市内で発生するごみを減らすとともに、リサイクルも進めることにより、最終処分量を少なくしていくことが重要です。そのためには、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化・資源化を推進し、持続可能な都市をつくる必要があります。このことより、基本理念は下記のとおりとします。

市民・事業者・行政で考え実行する持続可能な都市の形成

基本方針1 ごみの排出抑制の推進（3Rの推進）

市民の購買・消費・廃棄、事業者の生産・販売・廃棄といった一連の経済活動の中で、総合的にごみの発生抑制・再使用・再生利用（3R）を推進します。

また、市民・事業者が参加しやすく、円滑な資源回収が行える仕組みを構築します。

さらに、不法投棄対策にも取り組み、市内の環境美化の向上を図ります。

基本方針2 適正な処理・処分の推進

本市における循環型社会の構築を目指して、排出段階、収集運搬段階、中間処理段階、最終処分段階の各段階で、適正な収集運搬・処理処分が行える体制作りを推進します。

特に、最終処分は、適正な個別方針に基づいて施設整備を推進します。

基本方針3 市民協働の推進

本市において循環型社会を構築するため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中、お互いに協力して発生抑制・減量化、再使用、再生利用が推進できる社会を目指します。

5-2 施策の体系

(1) ごみの排出抑制の推進		参考
		新規・継続
ア 家庭系での取組	① 助成、教育	
	● 環境教育の充実	継続
	● 体験講座の実施	継続
	● 食品ロス等の情報の提供	継続
	● 生ごみ処理容器の設置助成	継続
	● 厨芥類の減量化推進	継続
	② ごみ排出抑制行動の取組	
	● ごみ収集の有料化	継続
	● ごみを出さない生活スタイルの推進（ごみの減量）	継続
	● マイバッグの利用促進	継続
イ 事業系での取組	③ リユース・リサイクルの推進	
	● 資源ごみの分別収集・リサイクルの推進	継続
	● リユースの推進	継続
	● 再生紙使用製品の利用促進	継続
	● フリーマーケット等のイベントの開催	継続
	④ 意識の向上	
	● 事業者によるリサイクルの推進	継続
	● 事業系ごみの展開検査の実施と排出指導の実施	継続
	⑤ ごみ排出抑制行動の取組	
	● 販売店への働きかけ(簡易包装、裸売り、詰め替え商品販売等)	継続
ウ 環境美化・不法投棄対策	● 店頭回収等の協力要請	継続
	● 多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請	継続
	⑥ 食品廃棄物の削減	
	● 県と連携した食品ロス削減キャンペーン等の実施要請	継続
	⑦ 環境美化・不法投棄の防止	
	● 不法投棄監視パトロール	継続
	● 郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施	継続
	● 環境美化活動の推進	継続
	● アダプト事業の推進	継続

(2) 適正な処理・処分の推進		参考
		新規・継続
ア 収集運搬	⑧ ごみ分別収集の推進 ● 分別排出の強化 ● 環境にやさしい収集運搬車両の導入 ● 感染症等に対応する収集体制の構築	継続 継続 新規
イ 中間処理	⑨ 中間処理施設の適正管理 ● 廃棄物処理施設周辺の環境管理 ● 赤磐市環境センター(エコプラザあかいわ)の運転情報の公開 ● 感染症等に対応する処理体制の構築 ⑩ 資源化の推進 ● 焼却灰のセメント原料利用の推進 ● 不燃残渣のリサイクルに関する調査・研究 ● 廃家電のリサイクルに関する普及啓発 ● 剪定枝・草木類等の資源化に向けての調査・研究	継続 継続 新規 継続 新規 継続 新規
ウ 最終処分	⑪ 最終処分量の適正管理 ● 中間処理における減量化・資源化による最終処分量の削減 ⑫ 最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定 ● 最終処分場の建設に向けた検討	継続 継続

(3) 市民協働の推進		参考
		新規・継続
ア 市民協働の推進	⑬ 協働による循環型社会の推進 ● 自治会、市民団体等と協働したリサイクル推進活動の実施 ● アダプト団体※¹等と協働した各種活動の実施 ● 3010 運動※²等食品ロス対策の実施推進 ● グリーン購入※³の実施推進	継続 継続 新規 新規

※1 アダプト団体：活動対象区間において清掃美化活動を行う住民等で組織された団体

※2 3010 運動：会食時の食べ残しを減らすためのキャンペーン

※3 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考え、価格や、品質等だけではなく、環境に与える負荷ができるだけ小さいものを優先して採用すること。

5-3 市民・事業者・行政の役割

循環型社会の形成を推進するため、市民・事業者・行政の三者が協力し、それぞれの役割と責任を持って実践していくことが不可欠です。

市民の役割

市民は、日常生活の中で常にごみ等を排出していることから、循環型社会の担い手であることを自覚し、行動することが必要です。

《具体的な取組》

- ① ごみの減量化・資源化のための徹底分別
- ② マイバッグの利用
- ③ 詰め替え製品の優先的な購入
- ④ 環境学習や環境活動への参加・協力
- ⑤ コンポストや生ごみ処理機による自家処理の取組

事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、自らの持続的発展に不可欠な「社会的責任」を果たし、とりわけ、法令遵守を徹底し、不法投棄等の不要な社会コストの発生を防止することが求められます。

《具体的な取組》

- ① 過剰包装の自粛や簡易包装の推進
- ② レジ袋配布の削減
- ③ 店頭回収等の実施
- ④ グリーン商品開発への取組

行政の役割

行政は、地域の循環型社会の形成を推進する上で中核的な役割を担っており、市民及び事業者のリサイクル活動を支援していくとともに、資源の分別回収及び中間処理施設での資源化と適正処理を図っていくことが必要です。

また、容器包装廃棄物については、容器包装リサイクル法等に基づいて分別収集を実施し、適正な処理が求められます。

《具体的な取組》

- ① 廃棄物の分別収集と適正な処理
- ② ごみ減量化・資源化に向けた施策の展開
- ③ ごみ処理施設の適正な運営管理
- ④ 災害時の処理体制の構築

5-4 個別施策の内容

循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中、ごみの発生抑制を中心とした減量化・資源化の取組を展開します。
現在の分別区分を基に新たなごみの種類に応じた分別の見直しを適宜行います。

(1) ごみの排出抑制の推進

ア 家庭系での取組

① 助成、教育

各種助成、環境教育、普及啓発に対しては、表 2-5-1 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-1 各種助成、教育に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
環境教育の充実	小中学校向けの環境教育用機材の貸出しや、学校・自治会への出前教育の実施等により、環境教育の充実に図ります。	継続
体験講座の実施	リサイクル実験教室を活用して、環境やごみの減量・リサイクル等についての教育を実施します。	継続
食品ロス等の情報の提供	ホームページ・広報・イベント等により、食品ロス等に関する情報提供を行います。	継続
生ごみ処理容器の設置助成	生ごみ処理容器に関する設置補助を継続して実施します。	継続
厨芥類の減量化推進	リサイクル会議等により厨芥類の水切りをはじめとする減量化、堆肥化を推進します。	継続

② ごみ排出抑制行動の取組

ごみ排出抑制行動を後押しする取組に対しては、表 2-5-2 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-2 ごみ排出抑制行動に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
ごみ収集の有料化	指定袋や指定シールなどの方法により実施している有料化を継続していきます。	継続
ごみを出さない生活スタイルの推進（ごみの減量）	家庭でできる発生・排出抑制等を積極的に取り組む生活スタイルを推進することで、ごみそのものの減量や資源化を促進していきます。	継続
マイバッグの利用促進	購買時には繰り返し利用できるマイバッグを持参することで、レジ袋等の過剰な消費を削減する取組を呼び掛けていきます。	継続

③ リユース・リサイクルの推進

リユース・リサイクルの推進に対しては、表 2-5-3 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-3 リユース・リサイクルに関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
資源ごみの分別収集・リサイクルの推進	現在実施している資源物の分別収集を継続するとともに、さらなるリサイクルを促進します。	継続
リユースの推進	市民から無償で提供されたリユース品を受け取り、展示や抽選等を経て、必要とする人への譲渡を継続していきます。あわせて、リユース品を計量し、資源化の取組実績として評価していきます。	継続
再生紙使用製品の利用促進	貴重な資源を有効に利用する取組の一つとして、再生紙が配合された製品の利用促進を呼びかけていきます。	継続
フリーマーケット等のイベントの開催	リユース品等の交換を促進するため、フリーマーケット等のイベントの開催や情報提供を行います。	継続

イ 事業系での取組

④ 意識の向上

事業者のごみ減量・リサイクルに対する意識の向上を図るため、表 2-5-4 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-4 事業者のごみ減量・リサイクルに対する意識の向上に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
事業者によるリサイクルの推進	事業者の ISO14000 取得を推進すること等により、事業者自身によるリサイクルシステムの構築を要請します。	継続
事業系ごみの展開検査の実施と排出指導の実施	事業系ごみの展開検査を実施し、不適正排出について事業者に指導していきます。	継続

⑤ ごみ排出抑制行動の取組

ごみ排出抑制行動を後押しする取組に対して、表 2-5-5 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-5 ごみ排出抑制行動に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
販売店への働きかけ(簡易包装、裸売り、詰め替え商品販売等)	販売店による簡易包装や食品の裸売りの推進、リターナブル・詰め替え商品の販売など、ごみの減量化が図れる方策の実施を要請します。	継続
店頭回収等の協力要請	食品トレイや牛乳パック等の店頭回収、マイバッグ運動への協力を要請します。	継続
多量排出事業所に対してごみ減量・資源化計画書の提出要請	多量排出事業者に対する廃棄物排出削減計画の策定と実施の要請を行います。	継続

⑥ 食品廃棄物の削減

食品廃棄物の削減に対して、表 2-5-6 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-6 食品廃棄物の削減に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
県と連携した食品ロス削減キャンペーン等の実施要請	県が実施している食品ロスキャンペーンに合わせて市民や事業者に対して食品ロス関係の啓発を行い、食品ロスの削減に向けての行動を要請していきます。	継続

ウ 環境美化・不法投棄対策

⑦ 環境美化・不法投棄の防止

環境美化・不法投棄の防止に関する取組に対して、表 2-5-7 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-7 環境美化・不法投棄の防止に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
不法投棄監視パトロール	地域の町内会などと一体となった普及啓発により、分別の徹底を進めるとともに、パトロールの強化を行い、不法投棄防止対策を推進します。	継続
郵便局、警察との連携による不法投棄の監視、巡回の実施	市だけでなく郵便局と協定を結び不法投棄の監視に努めます。また、警察との連携により、原因者特定に努めます。	継続
環境美化活動の推進	清掃活動により市内の環境美化に努めるとともに、不法投棄防止の啓発も実施していきます。	継続
アダプト事業の推進	市のアダプト事業及びおかやまアダプト事業を連携し、地域の活力を高める取組を推進します。	継続

(2) 適正な処理・処分の推進

ア 収集運搬

⑧ ごみ分別収集の推進

ごみ分別収集の推進に関する取組に対して、表 2-5-8 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-8 ごみ分別収集に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
分別排出の強化	ごみや資源を適正に処理されるよう正しく分別し、ルールを守って排出することを強化します。	継続
環境にやさしい収集運搬車両の導入	収集車の環境対策を進めることなどにより、CO ₂ 排出量を削減します。	継続
感染症等に対応する収集体制の構築	ごみ収集作業における安全性を確保し、強靱で持続可能な収集体制を構築します。	新規

イ 中間処理

⑨ 中間処理施設の適正管理

中間処理施設の適正管理に関する取組に対して、表 2-5-9 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-9 中間処理施設の適正管理に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
廃棄物処理施設周辺の環境管理	赤磐市環境センター（エコプラザあかいわ）周辺地域の環境保全と公害防止のため、施設から発生する排出ガス中の有害物質の濃度測定等、環境調査を継続実施し、ホームページに公表していきます。	継続
赤磐市環境センター（エコプラザあかいわ）の運転情報の公開	エネルギー回収施設（焼却炉）やマテリアルリサイクル施設の運転実績などを公表し、中間処理施設を適正に運転管理していることを公表します。	継続
感染症等に対応する処理体制の構築	ごみ処理作業における安全性を確保し、強靱で持続可能な収集体制を構築します。	新規

⑩ 資源化の推進

資源化の推進に関する取組に対して、表 2-5-10 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-10 資源化の推進に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
焼却灰のセメント原料利用の推進	資源化向上と最終処分量の減量を図るため、民間事業者の協力を得ながら、焼却灰のセメント原料利用を推進していきます。	継続
不燃残渣のリサイクルに関する調査・研究	最終処分量の減量を図るため、不燃残渣(不燃ごみから「可燃ごみ」「資源物」を徹底的に除去した後の残渣)のリサイクルについての調査・研究を進めます。	新規
廃家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法や資源の有効な利用の促進に関する法律、小型家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化、再資源化がなされるよう、引き続き関連団体や小売店などと協力し、普及啓発を行います。	継続
剪定枝・草木類等の資源化に向けての調査・研究	可燃ごみの減量を図るため、可燃ごみとして排出されている剪定枝・草木類の資源化に向けて調査研究を進めます。	新規

ウ 最終処分

⑪ 最終処分量の適正管理

最終処分量の適正管理に関する取組に対して、表 2-5-11 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-11 最終処分量の適正管理に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
中間処理における減量化・資源化による最終処分量の削減	最終処分量の減量を極力進めるため、中間処理における焼却残渣や不燃残渣の資源化を進めます。	継続

⑫ 最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定

最終処分場の建設に向けた検討に対して、表 2-5-12 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-12 最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
最終処分場の建設に向けた検討	新たな最終処分場の建設に向けた検討を行い、施設整備基本計画策定に取り組みます。	継続

(ア) 最終処分に係る対応方針

最終処分量の低減を図るためには、直接埋立てされるものや、不燃物に含まれている資源物を取り出し資源化を促進するとともに焼却残渣の有効利用を図る等、表 2-5-11 の最終処分量の削減策を実施することが必要です。

最終処分場については、市内にある最終処分場は既に埋立てを完了し、現在では県外の民間事業者に委託処理しています。民間委託による処理は、長期的な管理が不要等のメリットがある反面、受入物の量や質の制限、委託先の経営状況によっては倒産や委託費の値上げ等のリスクを回避・軽減する取組が必要です。

また、一般廃棄物には「自区内処理」の原則があり、災害時の対応や上記の民間委託のリスクを回避・軽減するため、市内に最終処分場を確保することが望ましいと考えます。

【方針①】：最終処分されるごみの発生抑制・排出抑制の取組強化

埋立ごみや焼却灰のもとになる燃やせるごみ量を発生・排出段階で減量化を図る取組を強化します。

【方針②】：適正かつ安定的な処分方法の複数チャンネル化の推進

民間委託で想定されるリスクを回避・軽減するとともに、有事の際に処理系統の相互補完を図れるように多様な処分方法を確立し、適正かつ安定的な処分方法の複数チャンネル化を図ります。

【方針③】：周辺環境に配慮した最終処分場の整備

上記の取組を実施した上で、「自区内処理」の原則に基づき、本市独自で主体的かつ適時的に最終処分できる処分体制を再構築するため、最終処分場の確保と災害時への対応を考慮し、早急に新たな最終処分場の整備を推進していきます。

なお、検討に際しては、地権者や地元住民等の意見を踏まえながら周辺環境に配慮し、適正な整備計画の策定に取り組んでいきます。

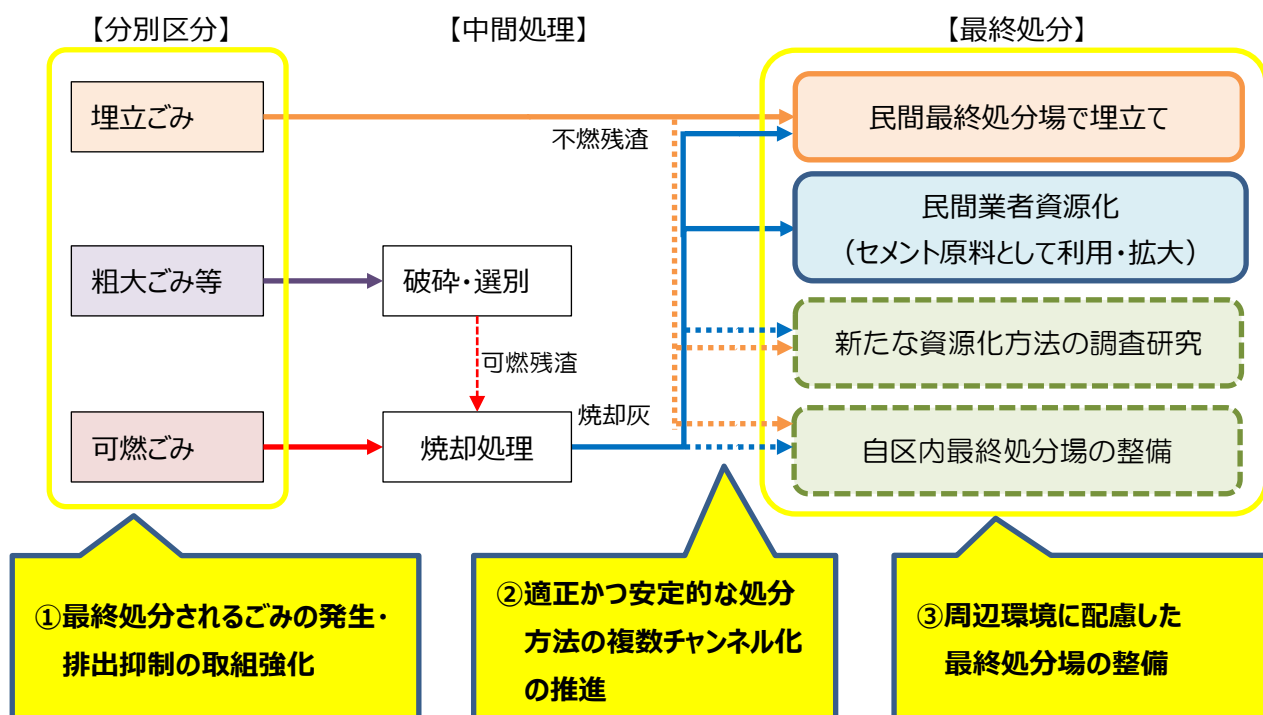


図 2-5-1 最終処分に係る基本方針のイメージ図

(イ) 最終処分場の整備方針

前計画に示されているとおり赤磐市石蓮寺地内において、方針③の整備方針に基づく最終処分場を整備します。

a 埋立対象物

埋立対象物は、焼却灰の資源化及び民間活用により直接埋立物（埋立ごみ）を中心としますが、民間施設での資源化や埋立処分が困難となった場合や災害時等の不測の事態に備え、焼却灰及び災害廃棄物の埋立処分を検討します。

b 施設規模

施設規模は、上記埋立対象物を検討の上、15年間の埋立容量を算出して決定します。

c 処分場形式

最終処分場の形式は、オープン型最終処分場と、屋根で埋立部を被覆するクローズド型最終処分場に大別されます。

過去の他都市の事例から、建設費についてはオープン型が安価で、維持管理費については被覆型が安価となる傾向にあり、ライフサイクルコストについては、おおむね同等です。

クローズド型は、閉鎖空間内で降雨や降雪等の気象条件に左右されることなく、管理下で廃棄物の飛散等の制御が可能となるため、生活環境への影響は大幅に軽減できるというメリットがありますので、周辺環境に配慮し、クローズド型を基本に検討します。

(3) 市民協働の推進

ア 市民協働の推進

① 協働による循環型社会の推進

協働による循環型社会の推進に関する取組に対して、表 2-5-13 に示すような施策を中心に、施策展開を行っていきます。

表 2-5-13 協働による循環型社会の推進に関する主要施策

施策・事業	施策内容・事業内容	
自治会、市民団体等と協働したリサイクル推進活動の実施	区、町内会及び市民団体等と協働し、資源物の分別収集を推進することにより、ごみの減量及びリサイクル率の向上に努めます。	継続
アダプト団体等と協働した各種活動の実施	「アダプト・プログラム」※の手法を取り入れた各種活動を協働実施し、飲料容器等の散乱ごみの投棄防止を推進し、快適なまちづくりに努めます。	継続
3010 運動等食品ロス対策の実施推進	全国的に取組が進んでいる 3010 運動を本市でも普及拡大させ、食品ロスの削減に努めます。	新規
グリーン購入の実施推進	リサイクル事業の市場の拡大と持続可能な社会の構築に向けて、グリーン購入率の向上を目指し、環境負荷の少ない商品の積極的な購入に努めます。	新規

※ アダプト・プログラム：市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム

第3編 生活排水処理基本計画

第 1 章 基本的事項の整理.....	81
1-1 生活排水処理基本計画策定の背景・目的	81
1-2 生活排水処理基本計画の位置づけ	82
第 2 章 生活排水処理の現状及び課題.....	83
2-1 生活排水処理のフロー	83
2-2 生活排水処理体制	84
2-3 生活排水処理の実績	88
2-4 し尿処理経費.....	90
2-5 前計画目標の達成状況	91
2-6 課題の抽出	91
第 3 章 生活排水の排出量の予測.....	92
3-1 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順	92
3-2 処理形態別人口の予測	93
第 4 章 生活排水処理基本計画	96
4-1 基本理念及び基本方針	96
4-2 数値目標.....	97
4-3 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の目標	97
4-4 収集・運搬計画	98
4-5 中間処理計画	98
4-6 最終処分計画	98

第1章 基本的事項の整理

1-1 生活排水処理基本計画策定の背景・目的

日常生活で発生する生活排水は、し尿や水洗便所排水と台所、風呂、洗濯から排水される生活雑排水から構成されます。これら生活排水を処理する施設は、公衆衛生の向上を図るとともに、快適な生活環境の確保や河川・湖沼・海域などの公共用水域の水質保全を果たすための重要な役割を担っています。

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970(昭和 45)年 12 月 25 日法律第 137 号）」第 6 条第 1 項の規定に基づき、2016(平成 28)年 3 月に長期的かつ計画的な生活排水対策を行うため、「赤磐市生活排水処理基本計画（以下この章において「前計画」という。）」を策定しました。

国の廃棄物政策においては、市町村による一般廃棄物処理基本計画の策定は、「目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改定する必要がある」（生活排水処理基本計画策定指針 平成 2 年 10 月）という方針が示されており、一般廃棄物処理基本計画の定期的な見直しが求められています。

本市では、前計画の策定から 4 年が経過しており、計画の見直し時期に差し掛かっていることから、中長期の生活排水処理の基本的な方向性を示し、「生活環境の保全と公衆衛生の向上」を実現していくために、前計画を見直し、新たに「赤磐市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」（以下この編において「本計画」という。）を策定することとしました。

1-2 生活排水処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づいて、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市の区域内の生活排水処理に関する計画を定めるもので、本計画の位置づけは図 3-1-1 に示すとおりです。

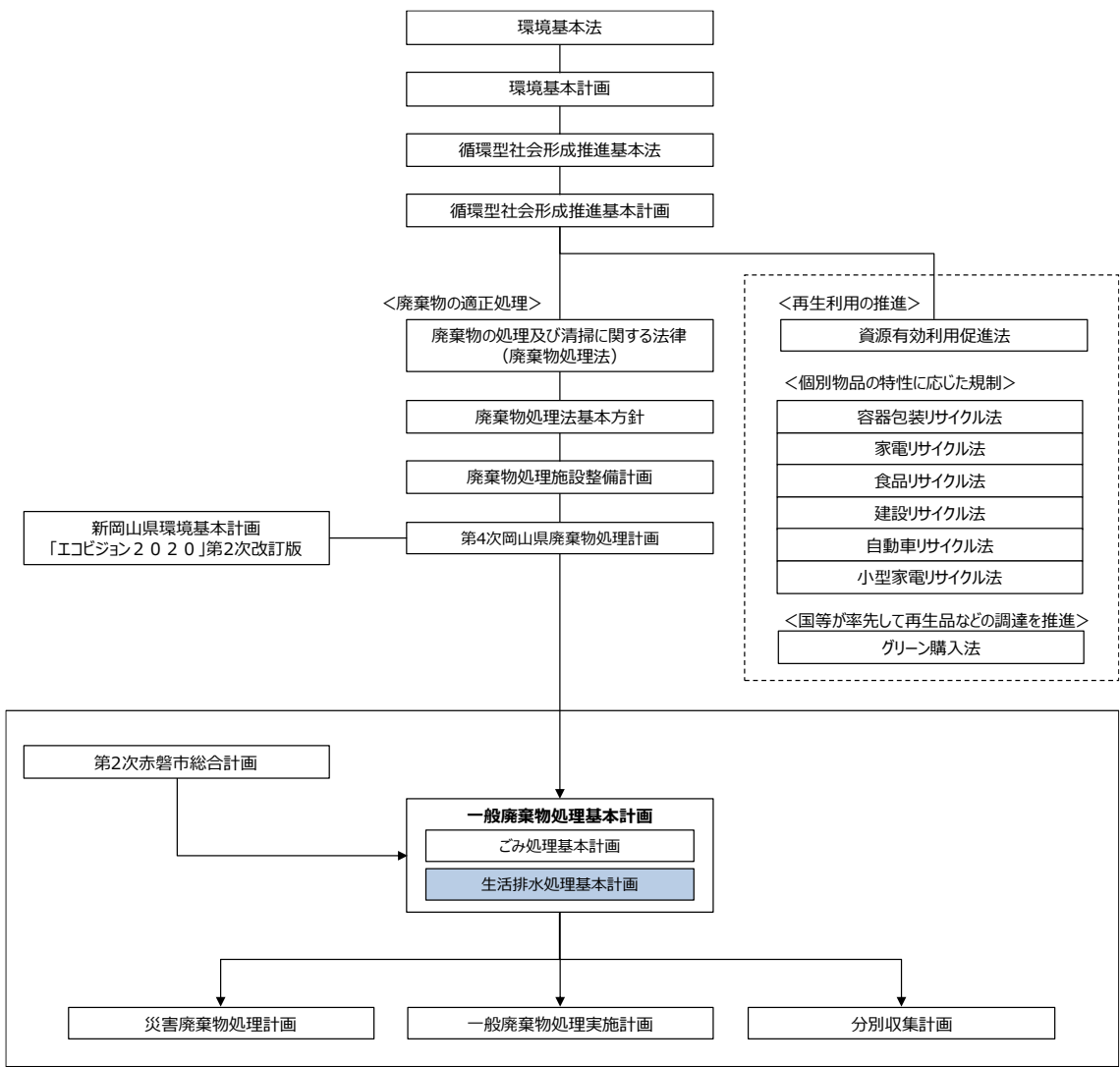


図 3-1-1 一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の位置づけ

* 1：一般廃棄物処理計画は、長期的・総合的な視点に立ち廃棄物処理の基本的事項を定める「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「一般廃棄物処理実施計画」により構成されます。

第2章 生活排水処理の現状及び課題

2-1 生活排水処理のフロー

本市の生活排水処理フローは図 3-2-1 に示すとおりです。生活排水は、し尿とし尿以外の生活雑排水（台所、風呂、洗濯などからの排水）に分けられます。

公共下水道や合併処理浄化槽が整備されている世帯の生活排水は、し尿も生活雑排水も処理されて公共用水域に放流されています。

しかし、単独処理浄化槽やくみ取り世帯の生活雑排水は、未処理のまま公共水域に放流される状況となっています。

合併処理浄化槽や単独処理浄化槽及び農業集落排水施設から発生する浄化槽汚泥やくみ取りし尿は、1市1町で構成する和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合のし尿処理施設（和気赤磐衛生センター）で適切に処理しています。

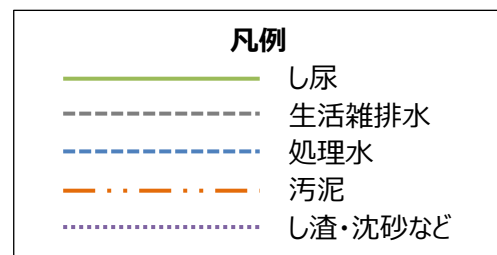
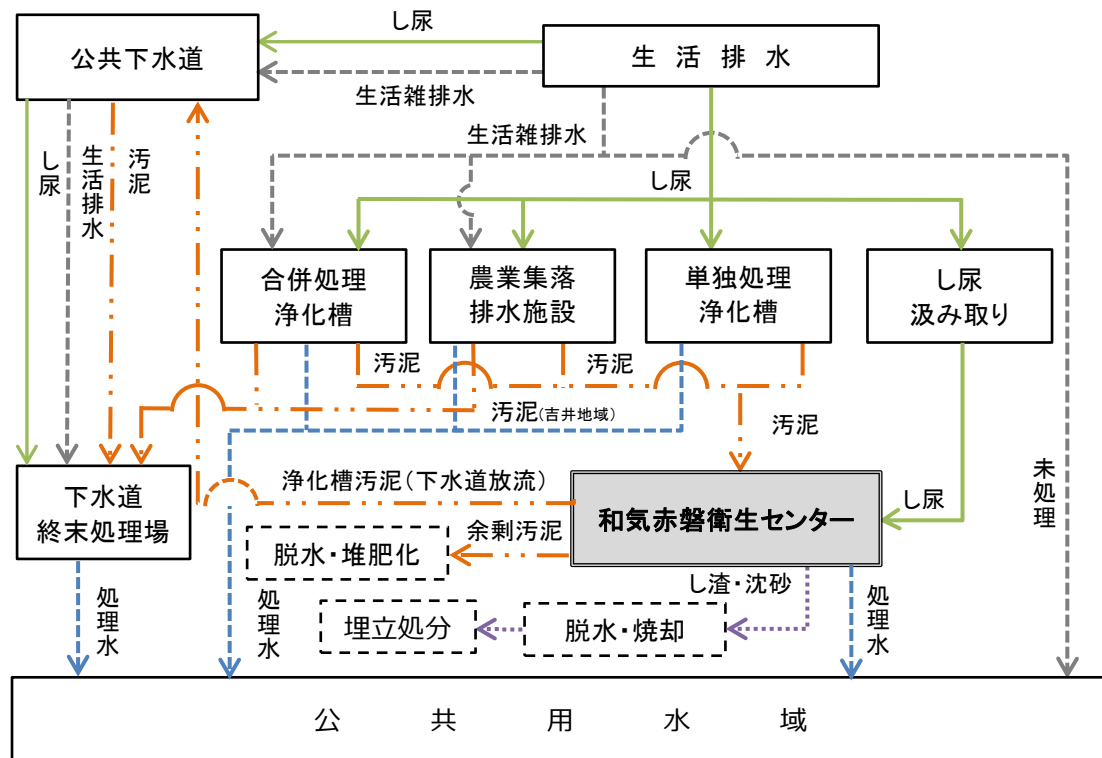


図 3-2-1 生活排水処理フロー

2-2 生活排水処理体制

(1) 処理主体

生活排水の処理施設及び設備は、公共下水道、農業集落排水施設及びし尿処理施設、合併処理浄化槽などの設備があります。各施設や設備で処理の対象とする生活排水と処理主体は、表 3-2-1 に示すとおりです。

なお、公共下水道及び農業集落排水施設については、処理施設及び下水を流す管路を本市が整備して維持管理を行っています。

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽は、個人が設置して維持管理を行っています。

し尿・浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設は、和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合が維持管理しています。

表 3-2-1 生活排水と処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)コミュニティ・プラント		し尿及び生活雑排水	該当なし
(2)合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人
(3)公共下水道	単独公共	し尿及び生活雑排水	赤磐市
	流域関連	し尿及び生活雑排水	該当なし
(4)農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	赤磐市
(5)単独処理浄化槽		し尿	個人
(6)し尿処理施設 (和気赤磐衛生センター)		し尿及び浄化槽汚泥	和気・赤磐し尿処理 施設一部事務組合

(2) 収集・運搬

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制は、表 3-2-2 に示すとおりです。

表 3-2-2 収集・運搬体制

区分	体制
し尿	許可業者
浄化槽汚泥	許可業者

① し尿処理施設

搬入された浄化槽汚泥は公共下水道に放流、し尿は脱水汚泥と処理水に分離され、処理後の処理水は公共用水域に放流しています。

項目	内容	
所在地	岡山県和気郡和気町本 2 番地	
供用開始	平成 14 年 4 月	
敷地面積 / 延床面積	10,661.34m ² / 1,970m ²	
処理能力	72kℓ/日（ℓ尿：50 kℓ/日、浄化槽汚泥：22 kℓ/日）	
処理方法	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理設備	
	主処理設備	R U 式ℓ尿分離
	高度処理設備	凝集膜分離＋活性炭吸着
	汚泥処理	脱水＋ℓ渣焼却
	脱臭設備	高濃度脱臭：燃烧脱臭、生物脱臭 中濃度脱臭：薬液洗浄＋活性炭吸着 低濃度脱臭：活性炭吸着

[illegible]

資料) 和気赤磐衛生センターパンフレット

② 公共下水道

本市では、市民生活の環境整備と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を進めてきており、山陽処理区・桜が丘東処理区・熊山処理区・吉井処理区の4処理区において、公共下水道事業を実施しています。

公共下水道事業の概要は、表 3-2-4 に示すとおりです。

表 3-2-4 公共下水道事業の概要

項目	山陽処理区 (公共・特環)	桜が丘東処理区 (公共)
処理場名	山陽浄化センター	桜が丘東浄化センター
敷地面積	約 54,900m ²	約 9,400m ²
全体計画区域面積	963.0ha	173.0ha
全体計画処理人口	24,180 人	7,700 人
排除方式	分流式	分流式
位置	立川 3 7 3 - 1	桜が丘東 3 丁目 3 - 6 4 1
供用開始	平成 18 年 10 月	平成 20 年 3 月
現有処理能力	12,500m ³ /日	2,530m ³ /日
処理方式	凝集剤併用型ステップ流入式 硝化脱窒法 + 急速ろ過法	長時間Iアレーション法 + 砂ろ過

項目	熊山処理区 (特環)	吉井処理区 (特環)
処理場名	熊山浄化センター	吉井浄化センター
敷地面積	約 10,500m ²	約 7,200m ²
全体計画区域面積	211.0ha	116.3ha
全体計画処理人口	3,220 人	1,710 人
排除方式	分流式	分流式
位置	松木 410	稲蒔 417-1
供用開始	平成 14 年 4 月	平成 14 年 3 月
現有処理能力	2,770m ³ /日	1,600m ³ /日
処理方式	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法

③ 農業集落排水施設

本市では、農業用水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するため、勢力地区・奥吉原地区・仁堀地区の 3 地区において、農業集落排水事業を実施しています。

農業集落排水事業の概要は、表 3-2-5 に示すとおりです。

表 3-2-5 農業集落排水事業の概要

	勢力地区	奥吉原地区	仁堀地区
処理場名	勢力浄化センター	奥吉原浄化センター	仁堀浄化センター
全体計画区域面積	3ha	7ha	19.8ha
全体計画処理人口	120 人	913 人	913 人
位置	勢力 300 番地	奥吉原 80 番地	仁堀西 1 番地
供用開始	平成 9 年	平成 14 年	平成 21 年
現有処理能力	32.4m ³ /日	91.8m ³ /日	389m ³ /日

2-3 生活排水処理の実績

(1) 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口は、表 3-2-6 及び図 3-2-3 に示すとおりで、令和元年度では、公共下水道の接続率が 95.9%、農業集落排水の接続率が 78.4%となっています。

また、公共下水道整備の進展に伴い、浄化槽人口（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽）やし尿収集人口は、減少傾向となっています。

生活排水処理率（＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100）は、増加傾向を示しており、令和元年度で 85.0%となっています。

表 3-2-6 処理形態別人口の推移

年度		H27	H28	H29	H30	R1
項目						
総人口（計画処理区域内人口）	人	44,590	44,498	44,279	44,238	44,057
水洗化・生活雑排水処理人口	人	36,587	36,869	36,911	37,187	37,440
公共下水道	整備人口	33,209	33,349	33,381	34,206	34,298
	接続人口	31,475	31,696	31,655	32,674	32,878
	接続率	94.8	95.0	94.8	95.5	95.9
農業集落排水	整備人口	890	914	816	807	786
	接続人口	662	607	594	625	616
	接続率	74.4	66.4	72.8	77.4	78.4
合併処理浄化槽人口	人	4,450	4,566	4,662	3,888	3,946
生活排水処理率	%	82.1	82.9	83.4	84.1	85.0
水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）	人	1,112	1,077	1,071	1,071	1,071
非水洗化人口	人	6,891	6,552	6,297	5,980	5,546
し尿収集人口	人	6,891	6,552	6,297	5,980	5,546
自家処理人口	人	0	0	0	0	0

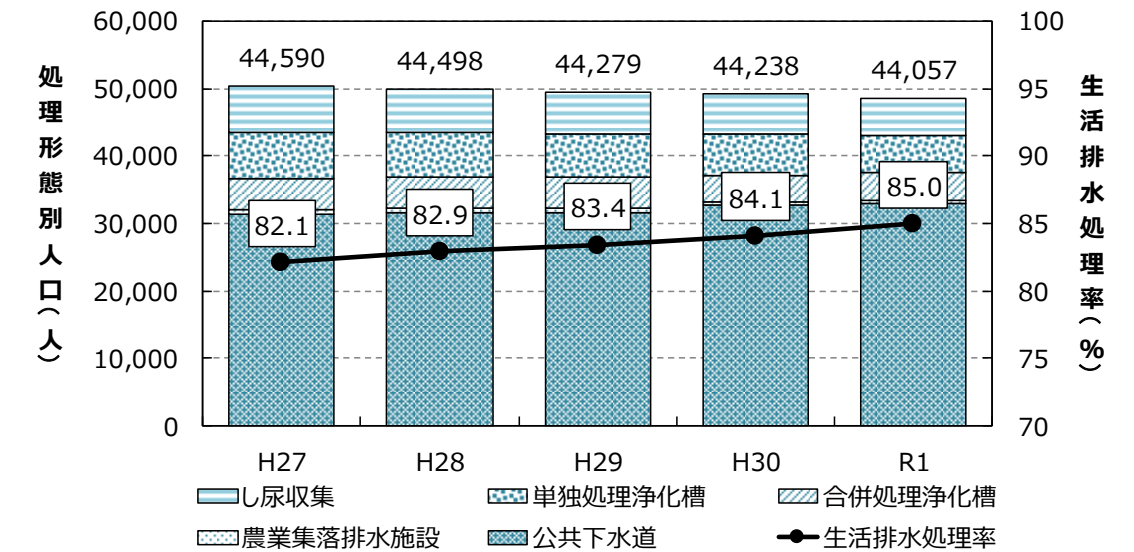


図 3-2-3 処理形態別人口の推移

(2) 収集・運搬量

本市のし尿・浄化槽汚泥排出量の推移は、表 3-2-7 及び図 3-2-4 に示すとおりです。

し尿・浄化槽汚泥排出量は、し尿収集人口や浄化槽人口と同様に、年々減少傾向となっていますが、1人1日当たりし尿・浄化槽汚泥排出量は、横ばい傾向を示しています。

表 3-2-7 し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

項目		年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集搬入量		kℓ	13,753.0	13,258.4	12,851.4	12,411.5	11,826.0
	し尿排出量	kℓ	6,958.6	6,872.6	6,622.4	6,200.0	5,780.5
	浄化槽汚泥排出量	kℓ	6,794.4	6,385.8	6,229.0	6,211.5	6,045.5
	単独浄化槽汚泥	kℓ	895.1	831.6	860.9	842.0	811.3
	合併浄化槽汚泥	kℓ	5,899.3	5,554.2	5,368.1	5,369.5	5,234.2
1人1日当たりし尿排出量		ℓ/人日	2.77	2.87	2.87	2.84	2.86
1人1日当たり浄化槽汚泥排出量		ℓ/人日	2.99	2.80	2.69	3.05	2.94
1人1日当たり単独浄化槽汚泥		ℓ/人日	2.21	2.12	2.20	2.15	2.08
1人1日当たり合併浄化槽汚泥		ℓ/人日	3.16	2.94	2.79	3.26	3.14

注) 合併浄化槽汚泥には、農業集落排水汚泥も含む。

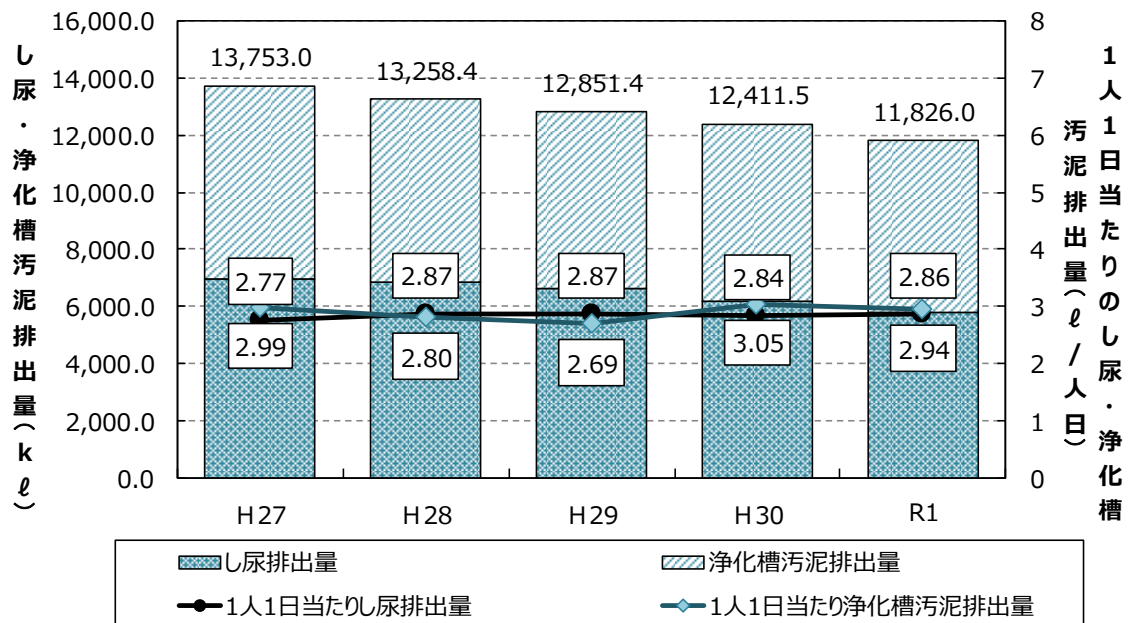


図 3-2-4 し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

2-4 し尿処理経費

本市のし尿処理（浄化槽汚泥含む）の経費は、表 3-2-8 及び図 3-2-5 に示すとおりです。

し尿処理は、組合に委託している関係から、組合分担金として支出していますが、処理経費は横ばい傾向を示していますが、1kl 当たりの処理経費は、増加傾向となっています。

表 3-2-8 し尿処理経費の推移

年度		H27	H28	H29	H30	R1
項目						
し尿処理経費（組合分担金）	千円	116,553	110,846	110,997	111,225	111,804
1kl 当たり処理経費	円/kl	8,475	8,360	8,637	8,961	9,454

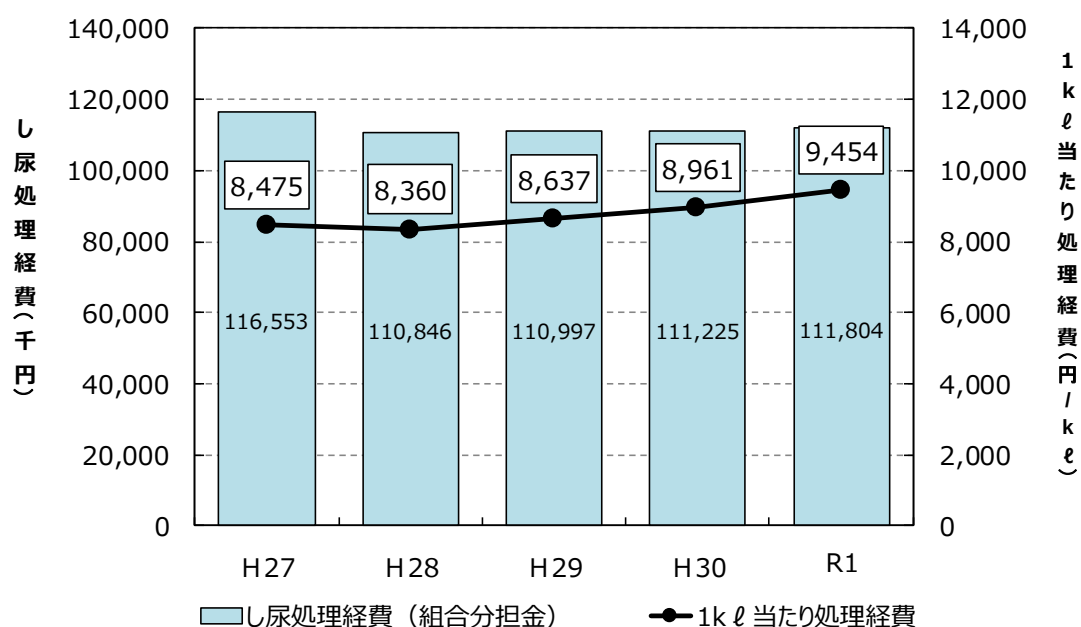


図 3-2-5 し尿処理経費の推移

2-5 前計画目標の達成状況

前計画目標のうち、短期目標（令和2年度）と最新実績（令和元年度）の処理形態別人口及生活排水処理率を比較すると、前計画の短期目標に比べて、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の処理人口は減少しているものの、公共下水道の処理人口は増加しています。結果として、生活排水処理率は前計画の短期目標84.7%に対して、令和元年度では85.0%と0.3ポイント高くなっており、目標達成できる見込みとなっています。

表 3-2-9 前計画目標の達成状況

	実績		短期目標
	平成26年度	令和元年度	令和2年度
1 計画処理区域内人口	44,714	44,057	44,591
2 水洗化・生活雑排水処理人口	35,289	37,440	37,748
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	3,814	3,946	4,499
(3) 公共下水道	30,756	32,878	32,539
単独公共 流域関連			
(4) 農業集落排水施設	719	616	710
3 水洗化・生活雑排水未処理人口	1,766	1,071	1,283
4 非水洗化人口	7,659	5,546	5,560
し尿収集 自家処理			
5 計画処理区域外人口	0	0	0
生活排水処理率	78.9%	85.0%	84.7%

2-6 課題の抽出

本市の生活排水処理率は令和元年度では85.0%に達していますが、内訳をみると公共下水道が74.6%、合併処理浄化槽は9.0%、農業集落排水施設が1.4%となっており、公共下水道が占める割合が高くなっています。今後、生活排水処理率を向上させるためには、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）及び非水洗化人口（し尿収集）からの転換を促す取組が必要となります。

(1) 公共下水道の推進

本市の公共下水道のうち、桜が丘東処理区（公共下水道）、吉井処理区・（特定環境保全公共下水道）は整備完了済みであり、今後、山陽処理区は令和12年度、熊山処理区は令和3年度を目標に整備を進めていく必要があります。

(2) 合併処理浄化槽の設置の推進

公共下水道事業計画区域以外では、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿くみ取りで処理されていますが、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽及びし尿くみ取りの世帯に対して、合併処理浄化槽の設置の転換を推進していく必要があります。

第3章 生活排水の排出量の予測

3-1 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順

将来のし尿及び浄化槽汚泥の排出量を予測するには、実績をもとに将来の生活排水処理形態別人口を予測し、さらに、その形態別人口に排出原単位（1人1日当たりの排出量）を乗じて求める方法が一般的であり、本計画でも基本的にはこの方法によって予測を行うものとします。

処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順は、図 3-3-1 に示すとおりです。

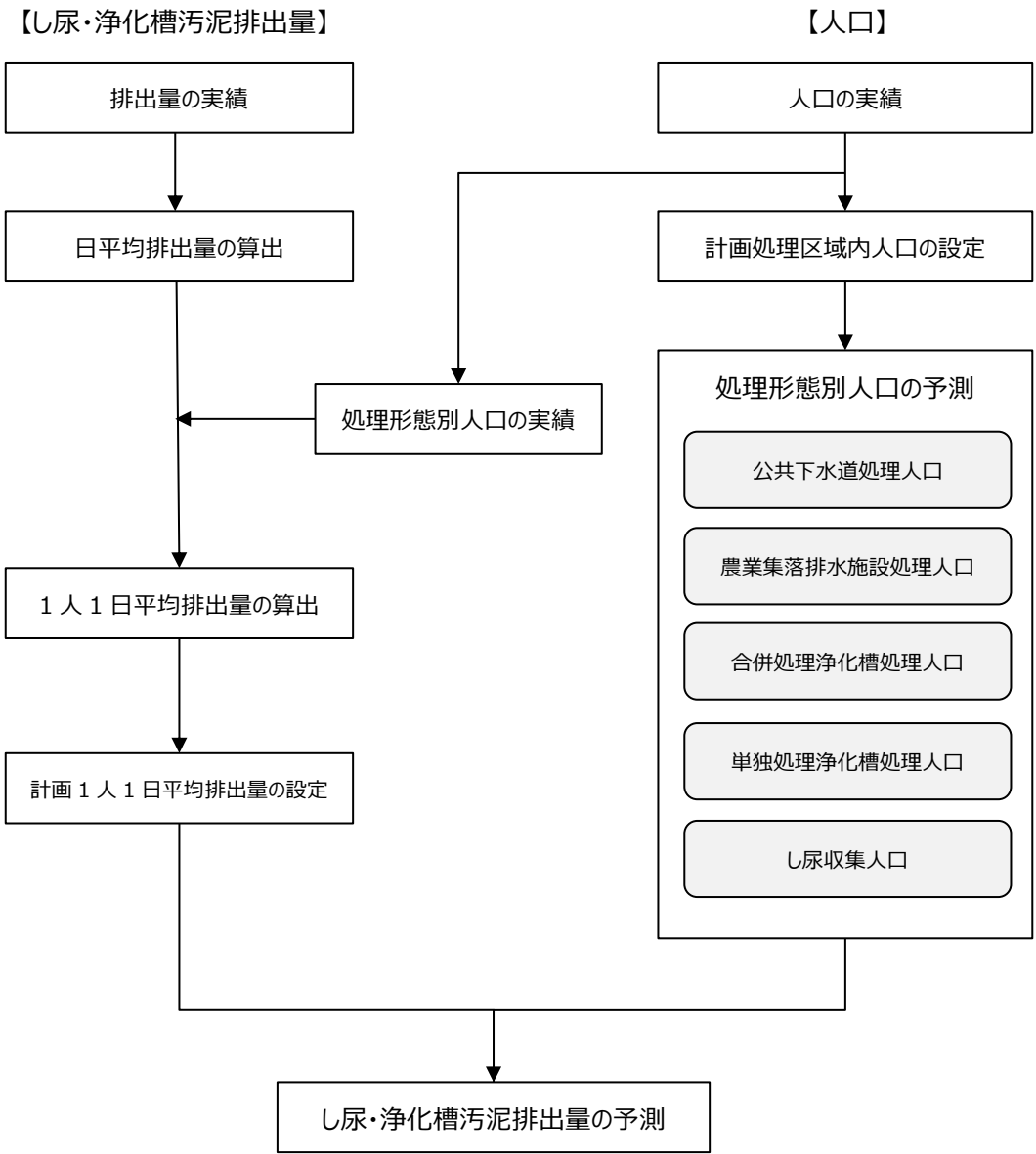


図 3-3-1 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測手順

3-2 処理形態別人口の予測

(1) 計画処理区域内人口の設定

人口予測結果は、表 3-3-1 及び図 3-3-2 に示すとおりです。将来人口は、国立社会保障人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）』の推計結果を適用します。なお、推計値は 5 年毎の数値であるため、各推計値を直線近似することで、年度別の人口を設定しました。

令和元年度の実績値は 42,628 人であり、計画期間中、減少していくことが推定され、計画目標年度（令和 17 年度）では、39,308 人になることが見込まれています。

表 3-3-1 人口予測結果

	実績値	目標		
	R1 年度 (実績)	R7 年度 (短期目標)	R12 年度 (中期目標)	R17 年度 (計画目標)
人口(人)	42,628	41,584	40,509	39,308

※実績値は国勢調査ベース人口（10月1日現在）

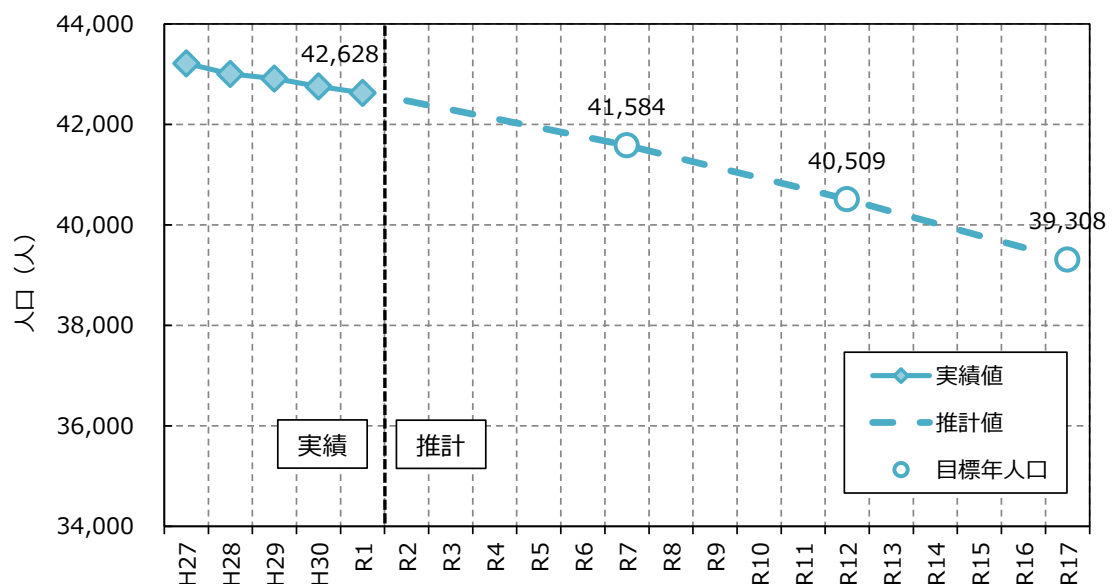


図 3-3-2 計画処理区域内人口予測結果

(2) 処理形態別人口の予測の考え方

本市の生活排水処理形態別人口の実績と赤磐市クリーンライフ100構想に基づいて、計画目標年次とした令和22年度までの処理形態別人口を予測します。

整備計画等の明らかなない処理形態別人口の予測は、過去の人口の実績比率をもとに設定します。処理形態別人口の予測手順は、図3-3-3に示すとおりです。

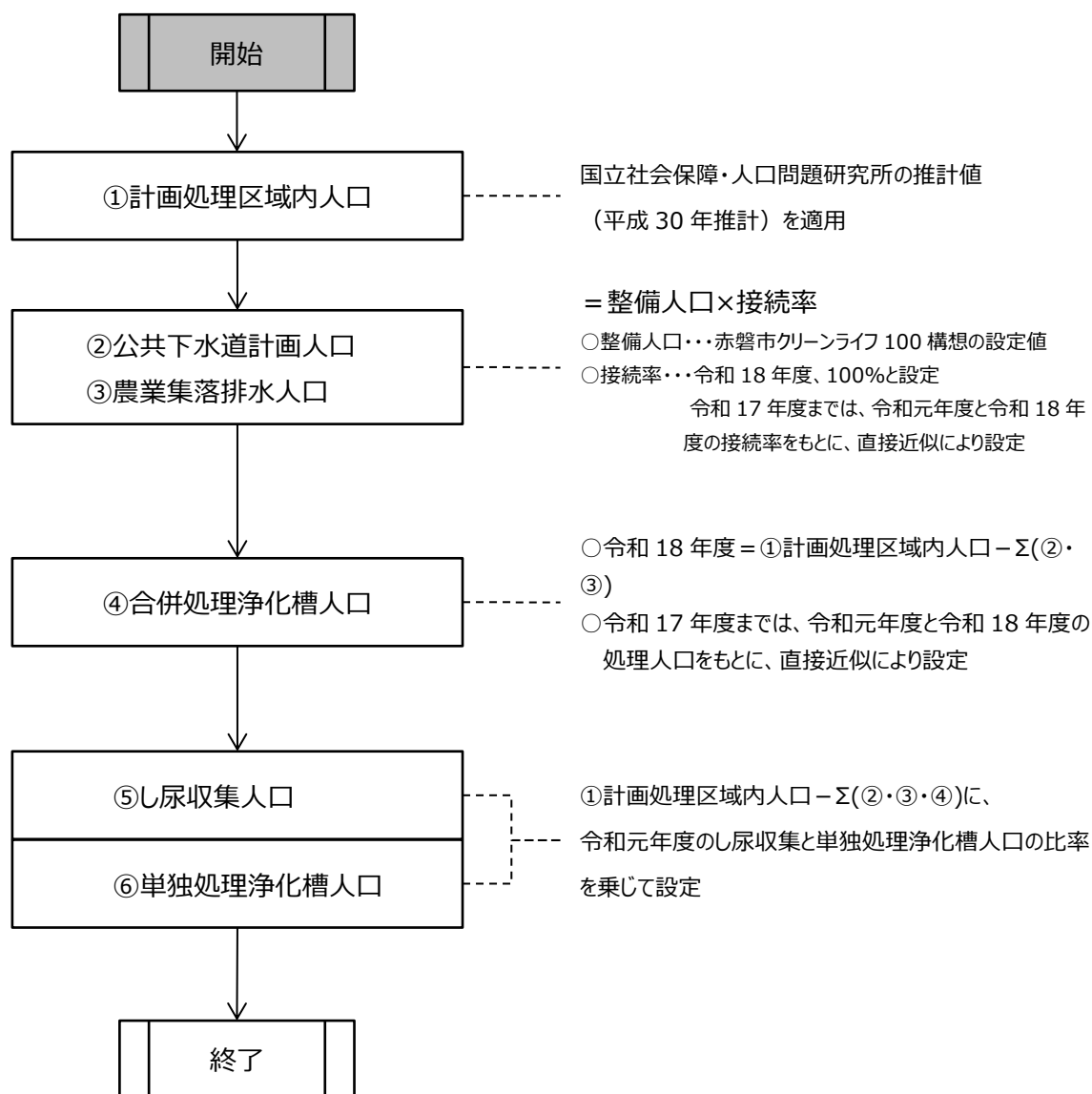


図 3-3-3 処理形態別人口の予測

(3) し尿・浄化槽汚泥排出量の予測の考え方

将来のし尿・浄化槽汚泥排出量は、各年度の処理形態別人口の予測値に1人1日当たりし尿・浄化槽汚泥排出量の計画値を乗じて算出しました。1人1日当たりし尿・浄化槽汚泥排出量の計画値は、表3-3-2に示すとおり、最新年となる令和元年度の実績値を採用しています。

将来のし尿・浄化槽汚泥排出量（kℓ/年）

= 処理形態別人口 × 1人1日当たりし尿・浄化槽汚泥排出量 × 年間日数 ÷ 1000

表 3-3-2 1人1日当たりし尿・浄化槽汚泥排出量の計画値

年度		H27	H28	H29	H30	R1	【計画値】
項目							
1人1日当たりし尿排出量	ℓ/人日	2.77	2.87	2.87	2.84	2.86	2.86
1人1日当たり浄化槽汚泥排出量	ℓ/人日	2.99	2.80	2.69	3.05	2.94	—
1人1日当たり単独浄化槽汚泥	ℓ/人日	2.21	2.12	2.20	2.15	2.08	2.08
1人1日当たり合併浄化槽汚泥	ℓ/人日	3.16	2.94	2.79	3.26	3.14	3.14

(4) 処理形態別人口の予測結果

本市における生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果は、表3-3-3に示すとおり、計画目標の令和17年度には生活排水処理率98.9%に達する見込みです。

し尿排出量はし尿収集人口の推移と同様に減少傾向を示しますが、浄化槽汚泥排出量は合併処理浄化槽人口の推移と同様に増加傾向を示しています。結果として、し尿・浄化槽汚泥の年間排出量は年々減少すると見込まれます。

表 3-3-3 処理形態別人口の予測結果

		実績	予測結果			
		令和元年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	
1 計画処理区域内人口	(人)	44,057	41,584	40,509	39,308	
2 水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	37,440	37,630	38,301	38,863	
(1) コミニティ・プラント	(人)	0	0	0	0	
(2) 合併処理浄化槽	(人)	3,946	4,632	5,203	5,775	
(3) 公共下水道	単独公共	32,878	32,333	32,451	32,468	
	流域関連	0	0	0	0	
(4) 農業集落排水施設	(人)	616	665	647	620	
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	(人)	1,071	640	357	72	
4 非水洗化人口	し尿収集	5,546	3,314	1,851	373	
	自家処理	0	0	0	0	
5 計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	
生活排水処理率	(%)	85.0	90.5	94.5	98.9	
年間排出量	(kℓ)	11,826	9,279	8,166	7,063	
し尿排出量	(kℓ)	5,781	3,469	1,932	389	
浄化槽汚泥排出量	(kℓ)	6,046	5,810	6,234	6,674	
	単独浄化槽汚泥	(kℓ)	811	487	271	55
	合併浄化槽汚泥	(kℓ)	5,234	5,323	5,963	6,619

第4章 生活排水処理基本計画

4-1 基本理念及び基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

瀬戸内海の水質は、そこに流入する河川の水質に左右されるため、その流域市町村の責務は重大なものです。特に最近では工業排水のみならず、家庭から出る生活雑排水が、水質汚濁の大きな原因であることが明らかになっており、生活排水を適切に処理することが、水質管理の条件となってきています。

本市では、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備促進により、市民一体となって河川の水質を適正に管理し、水辺で遊べる快適な生活環境の創出を目指します。

(2) 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の基本方針は下記のとおりとします。

①公共下水道整備の推進

市の推進体制、財政状況等を勘案して、山陽処理区の公共下水道の整備を推進するとともに、供用開始区域内の接続を促進します。

②合併処理浄化槽の普及

公共下水道及び農業集落排水施設以外の地域は、合併処理浄化槽の一層の促進を図ります。

③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

公共下水道及び農業集落排水施設等の集合処理区域では、各集合処理施設への接続を促進し、集合処理の対象区域以外では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

④浄化槽の適正管理に対する指導の強化

単独処理浄化槽、合併処理浄化槽の設置者に対しては、浄化槽法に従い、定期的に適正な点検・清掃がなされ、かつ、法定検査についても実施されるよう指導を強化します。

⑤水環境の保全に対する意識の高揚

水環境の回復・保全に関する教育や広報・啓発活動を通じて、市民の生活排水に関する意識を高揚させる取組を充実させていきます。

4-2 数値目標

(1) 処理の目標

本計画における生活排水処理の目標は、表 3-4-1 に示すとおり、生活排水処理率を現状の約 85.0% から計画目標年度までに 98.9% にすることを目指します。

表 3-4-1 生活排水処理の目標

		基準	短期目標	中期目標	計画目標
		令和元年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
計画処理区域内人口	(人)	44,057	41,584	40,509	39,308
水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	37,440	37,630	38,301	38,863
生活排水処理率	(%)	85.0	90.5	94.5	98.9

4-3 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の目標

本計画における処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の目標は、表 3-4-2 に示すとおりです。

表 3-4-2 処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の目標

			実績	短期目標	中期目標	計画目標		
			令和元年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度		
1 計画処理区域内人口			(人)	44,057	41,584	40,509	39,308	
2 水洗化・生活雑排水処理人口			(人)	37,440	37,630	38,301	38,863	
	(1) コミュニティ・プラント		(人)	0	0	0	0	
	(2) 合併処理浄化槽		(人)	3,946	4,632	5,203	5,775	
	(3) 公共下水道	単独公共	(人)	32,878	32,333	32,451	32,468	
		流域関連	(人)	0	0	0	0	
	(4) 農業集落排水施設		(人)	616	665	647	620	
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）			(人)	1,071	640	357	72	
4 非水洗化人口		し尿収集	(人)	5,546	3,314	1,851	373	
		自家処理	(人)	0	0	0	0	
5 計画処理区域外人口			(人)	0	0	0	0	
生活排水処理率			(%)	85.0	90.5	94.5	98.9	
年間排出量			(k ℓ)	11,826	9,279	8,166	7,063	
	し尿排出量		(k ℓ)	5,781	3,469	1,932	389	
	浄化槽汚泥排出量		(k ℓ)	6,046	5,810	6,234	6,674	
			単独浄化槽汚泥	(k ℓ)	811	487	271	55
			合併浄化槽汚泥	(k ℓ)	5,234	5,323	5,963	6,619

4-4 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については表 3-4-3 のとおり、当面の現在の形態で実施します。

表 3-4-3 収集・運搬計画

		処理主体	対象	収集回数
し尿	定期収集	許可業者	一般家庭・事務所	申し込みにより随時
	臨時収集	許可業者	定期収集以外に便所・家屋改造等に伴う要請があった場合	申し込みにより随時
	災害収集	許可業者	大雨等で災害・伝染病等が発生し、市町が災害を認定した場合	市の要請
汚泥		許可業者	市内における浄化槽設置区域	搬入を認めた者について年1回収集

4-5 中間処理計画

生活排水処理は、現状と同様に、各主体が生活排水処理を適切に維持管理することで、処理を継続していきます。また、市内で発生するし尿・浄化槽汚泥は、引き続き、和気赤磐衛生センターにおいて適正処理を継続していきます。

4-6 最終処分計画

し尿処理施設（和気赤磐衛生センター）の処理により発生する余剰汚泥については、引き続き、脱水及び焼却処理した後、その残渣を民間業者へ委託し堆肥化します。